

決 算 特 別 委 員 会 (2 日 目)

- | | | | |
|----------|--------------|--------------------|--------------|
| 1．開会及び延会 | 令和6年9月13日（金） | 午前9時30分
午後5時23分 | 開会

延会 |
|----------|--------------|--------------------|--------------|

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1 委員会室

- | | | |
|-----------|------|------|
| 3. 出席した委員 | 委員長 | 増田順弘 |
| | 副委員長 | 吉村始 |
| | 委員 | 横井晶行 |
| | 〃 | 杉本訓規 |
| | 〃 | 松林謙司 |
| | 〃 | 谷原一安 |
| | 〃 | 藤井本浩 |
| | 〃 | 下村正樹 |

- 欠席した委員 な し

- | | | |
|--------------|-----|---------|
| 4. 委員以外の出席議員 | 議 長 | 川 村 優 子 |
| | 議 員 | 柴 田 三 乃 |
| | 〃 | 奥 本 佳 史 |

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|---------------|---------|
| 市 長 | 阿 古 和 彦 |
| 副 市 長 | 東 錦 也 |
| 教 育 長 | 椿 本 剛 也 |
| 総務部長 | 林 本 裕 明 |
| 生活安全課長 | 野 地 幸一郎 |
| 財務部長 | 米 田 匡 勝 |
| 財政課長 | 内 蔵 清 |
| 産業観光部長 | 植 田 和 明 |
| 農林課長 | 吉 田 賢 二 |
| 商工観光プロモーション課長 | 増 田 智 宏 |
| 都市整備部長 | 安 川 博 敏 |
| 都市計画課長 | 竹 本 淳 逸 |
| 都市計画課主幹兼 | |
| 体育振興課主幹 | 勝 浪 栄 次 |

建設課長	西 川 好 彦
教育部長	勝 眞 由 美
教育総務課長	葛 本 康 彦
学校教育課長	森 本 欣 樹
生涯学習課長兼中央公民館長	津 本 佳 成
生涯学習課主幹兼図書館長	石 川 孝 子
生涯学習課主幹兼歴史博物館長	神 庭 滋
体育振興課長	福 森 伸 好
〃 補佐	西 井 満 良
会計課長	松 本 賢 治

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	板 橋 行 則
書 記	神 橋 秀 幸
〃	岩 永 睦 治
〃	岸 田 聖 士
〃	西 邨 さくら

7. 付 議 事 件（付託議案の審査）

- 認第1号 令和5年度葛城市一般会計決算の認定について
- 認第2号 令和5年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 認第7号 令和5年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
- 認第5号 令和5年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定について
- 認第3号 令和5年度葛城市介護保険特別会計決算の認定について
- 認第6号 令和5年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定について
- 認第4号 令和5年度葛城市学校給食特別会計決算の認定について
- 認第8号 令和5年度葛城市水道事業会計決算の認定について
- 認第9号 令和5年度葛城市下水道事業会計決算の認定について

開 会 午前9時30分

増田委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、昨日に引き続き決算特別委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。委員、それから理事者側のご協力によりまして、昨日1日スムーズに予定どおり進めることができました。本日も慎重なご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、委員外議員の出席をご紹介します。柴田議員、奥本議員。

発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してから、ランプが点灯していることを確認してからご起立をいただき、必ずマイクを近づけてご発言されるようお願いを申し上げます。葛城市議会では、マスクの着用につきましては個人の意思に委ねられております。葛城市議会でのマスクの着用したままの発言につきましても認めておりますので、ご承知おきを願います。また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきを願います。委員会の会議進行につきましては、適宜休憩を取りながら、理事者側の出席職員につきましても、あまり人数が多くならないように順次入替えを行いながら進めていきたいと思っておりますので、委員各位にもご協力をお願い申し上げます。

また、休憩、長くなる可能性もありますので、トイレ等の途中の退席につきましても認めておりますので、ご承知おきを願います。

また、発言につきましては簡単明瞭にさせていただき、会議時間の短縮にご協力を願いますようお願い申し上げます。なお、委員の方におかれましては、事業内容の確認のみの質問は控えていただきますようお願いを申し上げます。

理事者側におかれましては、答弁者は必ず挙手をいただき、委員長が指名いたしました後に、質問者が替わるごとに所属、役職名、氏名を言っていただき、簡単明瞭、的確なご答弁をお願い申し上げます。なお、委員からの質問の趣旨、意図が理解しづらい場合につきましては、内容の確認をしていただくようお願いを申し上げます。内容の確認につきましては、理事者側の反問権として認められておりますので、ご承知おきを願います。

また、決算の年度につきましては、本年度という表現ではなしに、令和5年度決算もしくは令和4年度決算等の年度の数字を具体的にご説明の中に入れていただきますようお願いを申し上げます。答弁者につきましては、原則として部長または課長にてお願いを申し上げます。課長補佐級以下の委員会室の入室につきましては、原則として認めておりませんが、理事者側控室及び議場において委員会の音声が聞こえるようにしておりますので、そちらで控えていただき、必要に応じて、委員会室入り口にマイクを設置しておりますので、ご答弁をお願い申し上げます。

それでは、議案審査に移ります。

5款農林商工費及び6款土木費の説明を求めます。

松本会計課長。

松本会計課長 皆様、おはようございます。会計課の松本でございます。昨日に引き続きまして、本

日もよろしく願いいたします。

それでは、5款、6款、ご説明をさせていただきます。決算書103ページをお願いいたします。5款農林商工費でございます。全体といたしまして、4億7,571万3,802円の支出でございます。なお、1億5,987万5,000円を繰越しさせていただきました。1項1目農業委員会費につきまして、農業委員会事業といたしまして1,063万2,983円の支出でございます。

104ページをお願いいたします。2目農業総務費につきまして、5,117万9,869円の支出でございます。主な事業といたしまして、農業総務事業12万2,925円の支出でございます。3目農業振興費につきまして、5,161万3,250円の支出でございます。主な事業といたしまして、農業振興事業4,141万730円の支出でございます。

下のページに移っていただきまして、4目経営所得安定対策事業費につきまして、経営所得安定対策事業といたしまして642万1,405円の支出でございます。

106ページをお願いいたします。5目畜産業費につきまして、畜産業振興事業といたしまして32万9,000円の支出でございます。6目農地費につきまして、2,157万1,211円の支出でございます。主な事業といたしまして、土地改良事業1,003万4,974円の支出でございます。

107ページをお願いいたします。7目休養センター管理費につきまして、農業者健康管理休養センター管理事業といたしまして498万912円の支出でございます。8目地籍調査費につきまして、国土調査事業といたしまして9万9,000円の支出でございます。

108ページをお願いいたします。9目有線放送維持管理費につきまして、有線放送管理事業といたしまして395万2,300円の支出でございます。10目団体営土地改良事業費につきまして、1億9,084万478円の支出でございます。主な事業といたしまして、109ページ、団体営土地改良事業繰越明許費1億3,350万円の支出でございます。2項1目林業振興費につきまして、1,110万7,127円の支出でございます。主な事業といたしまして、森林保全整備事業649万4,730円の支出でございます。3項1目商工振興費につきまして、4,756万8,157円の支出でございます。主な事業としまして、110ページ、商工振興事業1,531万2,982円の支出でございます。2目観光費につきまして、5,804万8,215円の支出でございます。主な事業といたしまして、111ページ、観光振興事業1,965万7,690円の支出でございます。

113ページをお願いいたします。3目相撲館費につきまして、1,736万9,895円の支出でございます。主な事業といたしまして、相撲館管理事業467万1,381円の支出でございます。

ページめくっていただきまして、114ページをお願いいたします。続きまして、6款土木費でございます。全体といたしまして、15億7,554万5,898円の支出でございます。なお、1億325万8,800円を繰越しさせていただきました。1項1目土木総務費につきまして、5,157万2,180円の支出でございます。主な事業といたしまして、土木管理事業688万5,503円の支出でございます。

下のページに移っていただきまして、2項1目道路橋りょう維持費につきまして、市道管理事業といたしまして4,908万8,098円の支出でございます。

116ページをお願いいたします。2目道路新設改良費につきまして、1億5,991万8,873円の支出でございます。主な事業といたしまして、市道新設改良事業1億4,510万5,173円の支

出でございます。3目尺土駅前周辺整備事業費につきまして、1億1,577万9,653円の支出でございます。主な事業といたしまして、117ページ、尺土駅前周辺整備事業繰越明許費1億円の支出でございます。4目国鉄・坊城線整備事業費につきまして、2億2,251万1,890円の支出でございます。主な事業といたしまして、国鉄・坊城線整備事業1億8,368万6,481円の支出でございます。

118ページをお願いいたします。5目社会資本道路改良交付金事業費につきまして、7,586万1,800円の支出でございます。主な事業といたしまして、社会資本道路改良事業繰越明許費6,644万5,700円の支出でございます。6目地域連携推進事業費につきまして、5,485万8,100円の支出でございます。主な事業といたしまして、地域連携推進事業3,486万2,600円の支出でございます。3項1目河川総務費につきまして、4,975万6,298円の支出でございます。主な事業といたしまして、河川管理事業3,930万2,998円の支出でございます。

下のページをお願いいたします。4項1目都市計画総務費につきまして、8,632万1,818円の支出でございます。主な事業といたしまして、都市計画総務事業2,311万1,447円の支出でございます。

120ページをお願いいたします。2目公共下水道費につきまして、下水道事業会計補助金といたしまして5億4,877万5,000円の支出でございます。3目公園管理費につきまして、1億5,521万6,945円の支出でございます。主な事業といたしまして、122ページ、公園施設長寿命化対策支援事業4,029万3,493円の支出でございます。

124ページをお願いいたします。5項1目住宅管理費につきまして、市営住宅管理事業といたしまして588万5,243円の支出でございます。

以上で、5款農林商工費、6款土木費のご説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

増田委員長 ただいま説明を願いましたが、まず5款農林商工費に関する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

吉村副委員長。

吉村副委員長 おはようございます。また今日もどうぞよろしくお願いいたします。

私から3つ、お伺いいたします。まず、決算書の105ページ、5款農林商工費、1項農業費、3目農業振興費、それから18節負担金補助及び交付金、農業振興事業の大和平野土地改良区賦課金に係る補助金ということで、成果報告書は51ページです。決算額は738万5,454円ということでありまして、これ、農家の方が大和平野の土地改良区に賦課金を払われたものについて3割を助けましょうという金額だと思うんですが、基本的なことをお伺いしますが、賦課面積というのは、そもそも、私、田畑の面積とイコールであるというふうに理解していたんですが、これで間違いないかどうかということ伺った上で、令和5年度面積が、賦課面積というのを見ていましたら、令和3年度は492.74ヘクタール、令和4年度は480.37ヘクタールとだんだんと減ってきて、令和5年度は473.57ヘクタールとありまして、この1年間だけで減った土地というのが6.8ヘクタールなんです。甲子園球場の広さが3.8ヘクタールなので1.8倍に及ぶ広さなんです、この減少の理由を伺いたいと思うんです。私が想像する

に、もしかしたら、住宅開発なのか、後継者不足等なのかという、この理由についてお伺いをいたします。

それから、106ページ、同じく農林商工費の農業費、4目経営所得安定対策事業費、18節負担金補助及び交付金で、経営所得安定対策事業の中の生産調整地域調整推進助成金というのがありまして、成果報告書は52ページなんですけど、成果報告書を読みましたら、転作農園の確立と転作率の向上を図る生産者に対し補助金を交付というふうにあるんです。実施面積については、令和5年度は32.5ヘクタールで、おおむね、大体三十数ヘクタール程度で、増えたり減ったりとかしながら推移しているようでありまして、毎年の実施の面積、例えば令和5年度はどのように決まったのかということをお伺いしたいと思います。決め方です。恐らく、これ、間違えていたら申し訳ないんですけど、米の減反政策に関わる補助金ではないかと私は拝察するものであるんですけど、この辺りの決め方についてご説明願います。

それからあと108ページ、これが同じく農林商工費の農業費の9目有線放送維持管理費、14節工事請負費、毎年、皆さん聞かれています有線放送管理事業についてなんです。今回は決算額が379万7,200円で、成果報告書によりますと、今年は、林堂、脇田、山口、梅室地区の有線放送施設の撤去工事を行ったとありますけれども、撤去工事の進捗率をお伺いします。まず令和5年の1年間の進捗率を教えてください、令和5年度末までの累計の進捗率、この2つをお伺いいたします。

増田委員長 吉田課長。

吉田農林課長 農林課の吉田です。よろしくお願いします。

ただいまのご質問の1点目です。大和平野土地改良区についてでございます。賦課面積が減っている理由といたしまして、農地の転用であったり、畑への転換であったりということ等で減少をしております。

続きまして、経営所得安定対策事業についてでございます。こちらの32.5ヘクタールということで、転作率の達成したところでの作物での補助金で、その内容で32.5ヘクタール、市単独の分の集計でございます。

以上でございます。

増田委員長 もう一度、吉村副委員長のほうから質問の趣旨を説明してください。

吉村副委員長。

吉村副委員長 まず、賦課面積イコール田畑なのかという質問と、あと、減って、転用しているのは分かるんですけども、それが住宅開発とか、そういった転用をされているのかと。あるいは後継者不足で放棄されているのかとか、そういうことを確認したかったです。

それからあと、所得安定対策事業につきましては、毎年同じだと思うんですけど、例えば令和5年であれば、どうやって面積というのは決まっているんですか。つまり、農家の方がそれぞれ自主的に決められて、それを累積した数なのか。あるいは誰か主導して、これぐらいでいこうというふうにして決められているものなのか。その辺りをお伺いしたいと思います。

増田委員長 植田部長。

植田産業観光部長 産業観光部の植田でございます。よろしくお願いします。

まず、大和平野土地改良区の吉野川分水の賦課金の関係でございますけれども、これは賦課金徴収台帳に記載されている農地でございます、山手の分水が通っていないところは省かれているというところと、それから、市内に住所を有している方で賦課金の納付をした方の面積ということになってございます。

それから、減少ですけれども、これは全て農地転用があったものでございます。

それから、経営所得安定対策でございますけれども、助成の対象ですけれども、市の配分する転作面積を達成されて、対象作物、花卉類、野菜類を自作しておって、麦作栽培助成金及び景観形成作物栽培助成金の交付を受けておられない方が対象となっております、転作の目標に対して自分で作物を植えられて、それで達成された方にお支払いしているものでございます。

以上でございます。

増田委員長 野地課長。

野地生活安全課長 生活安全課の野地でございます。よろしくお願いいたします。

3つ目の問いですけれども、有線放送は市内全体で108.15キロメートルございます。令和5年度につきましては、12.89キロメートル撤去いたしましたので、令和5年度だけの進捗率だけを見ますと11.92%となります。令和5年度まで全体といたしましては26.52キロメートル終わっていますので、進捗率といたしましては24.52%終わっているということになります。

以上です。

増田委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 分かりました。農地転用というのが理由ということで承知しました。何らかのことで、その先のことはということで。

賦課面積が減るペースなんです、葛城市というのは、例えば大和平野土地改良区全体のペースと比べて早いのか。それとも、みんな同じぐらいなのかということを確認させてください。葛城市は特有の事情があって早いのかどうかというのを伺いたいと思います。

それから、先ほどの賦課面積の意味ということについては承知しました。よく分かりました。

それからあと、経営所得安定対策事業というのは減反に関わることだというふうに理解しながら、私はそのように理解した上で質問しているんですが、昨今、米不足が言われたりとかしていたというのがあって、その中でマスコミ等を見ていると、食料自給率などの文脈で主食ということについて語られたりとかするんですけれども、国の政策とかいうこともあるので、なかなか自治体等では難しいのかもしれないんですが、将来を見越してどのようにお考えなのかということをお伺いしたいと思います。

それからあと、有線放送につきましては、進捗率については令和5年度11.92%ということで、かなり進んだということで承知しました。去年、令和5年9月の決算特別委員会で令和11年度中に完全撤去というご答弁がありましたけれども、これについては達成の見込みなのでしょうか。それを確認させてください。

増田委員長 吉田課長。

吉田農林課長 農林課の吉田です。よろしくお願いします。

ただいまのご質問で、農地転用等の量が多いかどうかという話です。葛城市は、特区で、第43条で住宅の開発も多いので、比較的その分については他市よりは多いところですが、また青空駐車場等の転用もありますので、比較的多いと感じております。

次に、経営所得安定対策に関して、米の関係でございますが、経営所得安定対策ということで、米の需給を見ながら転作を進めていくということで、目標は43%であったりして進めているところなんですけど、最近の米不足の報道があるわけですけども、市といたしましても、そういった米の需給を見ながらしていきたいと。また国のほうは国のほうで備蓄米の放出なりを検討しているわけですが、それは年間通じて不足をした場合ということなので、今のところは放出しないというような報道もあります。そういうところで市では経営所得安定対策として推進しているところです。

以上でございます。

増田委員長 野地課長。

野地生活安全課長 生活安全課の野地でございます。よろしくお願いいたします。

有線放送の撤去につきましては、令和11年度に全て完了する予定で動いております。

以上です。

増田委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 有線放送については当初の予定どおりいくということで安心いたしました。

それからあと、大和平野の農業振興事業の賦課面積が減っているということ、私もそうかなと思っていたんですが、やはり葛城市が早いということで承知いたしました。青空駐車場に転用されるというケースもあるということで、これは勉強になりました。

それからあと、食料自給率とか米不足とか、そういった問題というのは、1つの自治体だけではなかなか難しい問題かなと思いながらも質問したんですが、国の動静等にもしっかりとアンテナを張っていただいて、やはり食料、農業というのは大事だと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 よろしく申し上げます。

104ページです。5款1項3目農業振興費の18節です。負担金補助及び交付金ということですが、105ページにずっと、たくさんの組合とか振興会、研究会等に補助金が出されております。例えば花卉出荷組合補助金、花き振興会補助金、野菜研究会補助金、夏秋なす生産組合難病虫害防除助成金、それから、同じ生産組合の補助金等、こうした補助金等、助成金等をいろんな団体に出されておられるんですが、補助金の目的について伺います。それから効果、成果、どういうことが上がっているかということについて伺います。

それから2つ目ですけど、105ページですが、同じ5款1項3目の、今度は13節になりますが、農業畜産物処理加工施設の管理事業というところでありますが、13節使用料及び賃借

料、土地借上料ということで、この場所及び積算根拠をお聞かせください。

3問目ですけれども、107ページ、5款1項7目の農業者健康管理休養センター管理事業の中の13節、これも同じなんです、土地借上料ということが13節にあります。この目的、場所、あと積算の根拠をどういう形で定められて執行されているか、お願いいたします。

増田委員長 吉田課長。

吉田農林課長 農林課、吉田です。よろしくお願いします。

まず1点目でございます。農業振興費の補助金の関係でございます。この中で、花卉出荷組合補助金と花き振興会補助金、野菜研究会補助金、夏秋なす生産組合補助金、こちらにつきましては、葛城市農林業団体運営補助金交付要綱の中で、農林業の振興を図り、地域の発展と活性化に寄与する農林業団体に対し、事業の円滑な推進と団体の健全な育成を図ることを目的、効果としています。なお、補助対象経費は団体の運営に要する経費で、補助金の額は予算の範囲内で定める額でございます。

一方、夏秋なす生産組合難病虫防除助成金につきましては、夏秋なすの品質の向上を目指し、病害虫に対する安全な薬剤の研究と、発生時期における使用薬剤の研究を行い、生産技術の向上と産地化形成を目指す夏秋なす生産組合に対し、円滑な事業の推進と健全な育成を図ることを目的、効果としています。補助対象経費は、難病虫防除に対する薬剤の研究及び取扱い技術の導入に要する経費となっております。

続きまして、農業者健康管理休養センターについてでございます。こちらの土地借上料15万円につきましては、農業者健康管理休養センター西側の新宮池の部分に係るもので、施設の一体の敷地として利用することを目的に借用しているものです。設置当時、大字と協議を重ねた昭和55年10月11日の締結の覚書によりますと、農業者健康管理休養センター整備事業時に、新宮池の堤敷部分を当時の當麻町が関係用地として買収しておりまして、残りの部分は年間15万円で借用することとなっているため、土地借上料をお支払いしているもので、現在に至っております。

次に、農畜産物処理加工施設管理事業の72万円でございます。農畜産物処理加工施設管理事業の土地借上料につきましては、農畜産物処理加工施設整備事業時に建物の敷地部分が必要となり、所有者と協議した結果、賃貸借で契約をしているものです。積算根拠につきましては、葛城市行政財産使用料条例に基づき、固定資産台帳に登録された価格を基に算出しております。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。農業振興費につきましては、補助金交付要綱に目的が書いてあって、主に団体運営について補助が出されているということでありました。夏秋なすの生産組合に対する難病虫防除助成金につきましては、研究とか薬剤の取扱い等の技術向上ということで出されているということでありました。これは意見を申し上げておきますけれども、私は、まさに農業に対する補助金の交付ということで、補助金行政という悪い意味合いでよく言われると思うんですが、個別の農業施策に対してお金を出すのではなくて、補助金を出す

ことによって、それでもうお任せとなっているのではないかという気がするんです。例えば今、農業者が大変困っているのはジャンボタニシです。薬剤が今非常に高くなっています。今年あたり、被害が大変多いと。農業生産者が多い中で、補助金を出しているからいいでしょう、ではなくて、その時々地域の農業生産者のニーズに応えた政策をもっと打っていく。議会でも議論していく。でないと、地域の農業がどうなっているか見えないんです。議会でも議論できないので、私は、補助金の在り方を見直して、もっと対象経費を明確にして、例えば薬剤補助、あるいはイチゴ農家の方、今、若い方は非常にイチゴをハウスで頑張っておられる方がおられます。ところが燃料が高騰している。地域の若い生産者を応援するために、ここに補助金を出しましょう。これはよく見えるんです。でも、団体にやるだけで、これはずっと毎年同じように上がってくる。中身も分からないということでは、農業政策として葛城市がもっと機敏に地域の農業者に応えていくような行政を、もっとやり方があるのではないかと思いますので、ぜひ、問題提起ということで、今日、この問題を質問させていただきました。ぜひ、来年度予算に向けて、その在り方について検討していただけたらと思います。

それから、土地借上料につきましては、1つは、農畜産物処理加工施設管理事業で再質問なんですけれども、當麻町時代に池の堤を買い取って、残りの部分を借り上げているということでしたので、それは池なのか、池の堤を借りているのか、堤に接続する土地を借りているのか。そこをもう一回、明確にお願いできませんでしょうか。ほかでは池を借り上げているというふうな、池を借り上げているわけではないけど、池を土地借上料としてお金が出ているところもあつたりするので、これ、どういう区別なのか。そこが分かりにくかったので、もう一度お願いします。

それからもう一つ、これは再質問ではありませんけれども、農業者健康管理休養センター管理事業において、積算根拠については、葛城市の行政財産使用料条例に基づき算定しているということで、土地借上料についてはそういうふうな明確な基準があるんやなということで、ほかを聞いている中で初めてお伺いしたので、よく分かりました。

2つ目のところの再質問だけ、お願いします。

増田委員長 どうですか。阿古市長。農業団体の補助に関しての考え方。

阿古市長。

阿古市長 農業だけに関わらず、農林水産業、商工業、いろんな業種があります。その中で農業というのは、ある種特殊なシステムの中で時代を重ねてきたのかなという思いがあります。これはいろんな意見があると思うんですけども、ある種、日本の国民のある一定の割合が農業に従事される方が多かったというところが起因したのかなと思います。ですので、農業施策のほとんどは国が行うべきものなんですけども、その中で補助金行政が行われてきたというのは、まさにそれにあるのかなと思います。ただ、時代が変わりますと非常に農業そのものが衰退するというような状況になってきました。その原因は、いろんな要因が重なったことだと思いますけども、そうしますと、農業に対する補助の仕方、もしくは施策の考え方というのは、大きく転換するべき時期が近づいていると認識をしております。特に、非常に採算性の悪い水稻につきましては、大きな変化が起こるであろうと考えております。ですので、

それに対応する施策を国のほうに訴えていく必要があるのかなと常々思っております。葛城市独自でできることは限られておりますけども、その中で有効な手段を見つけていきたいという思いであります。

以上でございます。

増田委員長 吉田課長。

吉田農林課長 農林課の吉田です。よろしくお願いします。

ただいまのご質問の、農業者健康管理休養センターの土地借上料の関係で、新宮池の堤敷部分は葛城市の所有となっておりますが、池の部分の実際の所有者は地元の大字ということになっておりまして、そういうことで取決めをされております。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 池の部分ということで、よく分かりました。

あと今、市長がご答弁いただきまして、ありがとうございます。ただ、私としては、葛城市としての一般会計予算の中の農業費ですので、葛城市における農業振興について、補助金ではなくて、個別の具体的な施策についてやるほうが市民にも分かりやすいのかなと思います。特に若手の方が就農されているところにどう補助するかということでは、例えばコロナの時期には、特にこれは東北、北海道で多かったんですけども、農業者に対する様々な個別の支援、油が上がれば油代を県としても出したり、市町村でも出したりとか、地域経済を支えていくということで葛城市の一般会計予算を有効に使っていただけたらと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

松林委員 私は2つ質問させていただきたいと思います。

1つ目は、先ほどの吉村副委員長の質問にもありました、大和平野土地改良区に農家の皆さんが分水利を支払っていると。そのうちの30%を市で補助しているというところの話で、あくまでも、農地というのは、葛城市内に農地をお持ちの方のみの支給なのか。それとも葛城市在住の方で、葛城市以外のところに農地をお持ちの方にも支給されないのか。ここをご質問させていただきたいと、答弁いただきたい。

そしてもう一つ、決算書109ページ、5款2目林業振興費の部分で、成果報告書は54ページで、ここに、有害鳥獣害の駆除の助成事業ということで、有害鳥獣駆除の対象となる延べ人数とありますけども、具体的にどういう内容か、どういうものが有害の鳥類、獣類になるのか。具体的な事業内容を教えていただけますか。2つです。

増田委員長 先ほど吉村副委員長の質問で、大和平野の助成対象は葛城市に住む方ということが条件やというふうにおっしゃられていましたので、それを基に中身の質問をしていただいたほうがいいかなと思うので。

松林委員。

松林委員 葛城市に当然在住しておられる方、これが前提です。土地は葛城市以外のところに農地をお持ちの方、こういう方にも対象になるのかどうかということです。

増田委員長 なるという説明があったので、その先の質問をしてください。例えば葛城市に住んでおられる方で市外に農地をお持ちの方の状況把握はできているのかどうか。質問趣旨はその辺ですね。

松林委員。

松林委員 僕も確認したところ、補助金というのは、個人単位というよりも、むしろ大字のほうに支給される、大字の掌握になるのかな、どうかなと。そこらも迷うところでしたけど、そこらも含めてご答弁いただけますか。

増田委員長 吉田課長。

吉田農林課長 農林課の吉田です。よろしくお願いします。

ただいまのご質問で、大和平野土地改良区の関係でございます。市内に住所を有する場合ということでございますが、ただいまのお話のとおり、大字のほうで徴収をしていただいています、台帳に基づいてやっているところです。その面積についての補助をしているという状況ですので、台帳に基づいてやっているということで、正直な話、いろいろなケースは聞いているところではございます。

続きまして、有害鳥獣駆除の助成金についてでございます。こちらにつきまして、有害鳥獣の駆除をしていただいている猟友会に助成金を交付しているところですが、その内容でございますが、有害鳥獣駆除の対象となる延べ人数が32人ということで、鳥類で16羽捕獲、有害獣類駆除の対象になる延べ人数が67人で、79頭捕獲ということでございます。この中で鳥類と獣類ということでございますが、葛城市有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領で許可の内容を取決めしておりまして、鳥類とは、ドバト、キジバト、スズメ、カラス等の12種類、獣類とは、イノシシ、アライグマ、イタチ、タヌキ等の13種類を指定しております。

以上でございます。

増田委員長 松林委員。

松林委員 大和平野土地改良区の補助金の話ですけど、先ほどの話であれば、大字に一括で、大字が掌握している部分で補助金が出されるという。そして、大字が掌握している部分について支払う場合もあれば、支払われない分もあるというふうに認識したんですけども、それは結果的に、市外に農地を有している人に支給される場合もあれば、支給されない場合もあるというふうな認識、全部が全部、一律ではないということですか。

そして、鳥獣害の話では、令和4年度では、ここを見ると15人、令和5年度は32人、有害獣類駆除の対象となるべき人数は、令和4年度は41人、令和5年度では67人となっております。有害駆除で出動しても、駆除できた場合にのみ、猟友会に対して補助金が助成されるということだと思うんですけども、延べ人数だけでなかなか判断はできない部分あるかもわかりませんが、有害の鳥類、害獣は明らかに増えているということが、一概に言えませんが、出動回数も増えておる。延べ人数ですから、だから増えているというふうな認識でよろしいのでしょうか。2つです。

増田委員長 植田部長。

植田産業観光部長 大和平野土地改良区の賦課金の関係でございますけども、あくまでも葛城市内の農地であって、葛城市に住所を有している方ですので、葛城市の方が大和高田市とか御所市とか持っておられるものについては対象にはなりません。そういうご質問……。

増田委員長 先ほどの説明では、葛城市に住んでおられる方という説明があったので、市外の方はどうなるんですかという質問になったと思うので、市外の所有地は対象外ということですね。

植田産業観光部長 あくまでも、大和平野土地改良区から提供された賦課金台帳というのは、葛城市の農地しか載っていませんので、葛城市の農地がまず対象です。その中で葛城市に住所を持っておられる方が次に対象になってくるということでございます。

以上でございます。

増田委員長 吉田課長。

吉田農林課長 農林課の吉田です。よろしくお願いします。

ただいまの有害鳥獣駆除の関係でございます。ただいまお述べのとおり、有害鳥獣の駆除の実績のあった日のみ、出勤人数に対して交付しておりまして、延べ人数が、令和4年度合計56人に対し、令和6年度は99人となっております、44人増えています。実際に捕獲数では、令和4年度、鳥類5羽、獣類69頭に対し、令和5年度、鳥類が16羽、獣類が79頭となっております、鳥類で11羽増加、獣類で10頭増加しておりますので、報告数からすれば、増えている傾向にあるというようなことを感じております。

以上でございます。

増田委員長 松林委員。

松林委員 先ほどのお話では、あくまでも葛城市内に農地をお持ちの方で葛城市在住の方。私、個人的にいろいろご相談がありまして、その方は葛城市在住で、そして市外に農地をお持ちだったんですけども、何年か前までは賦課金をいただいていたけども、もう打ち切られたんだというようなことを言うてはりました。だから、なかなか、そういうふうにおっしゃるんだったら、そうだと思うんですけども、その基準がよう分からんところで、おっしゃっておられるんだからそうだという形で、実際に賦課金もいただいてないので、そういうことだという事で理解しました。

そして、鳥獣害の話ですけども、年々増加している傾向にあると思われるということで、有害鳥獣の駆除につきましては、具体的には、猟友会の方が有害鳥獣の駆除活動を進めやすいように配慮することが大事であろうかと思いますが、その事業が更に進みますようによろしく願いいたします。

以上でございます。

増田委員長 ちなみに、駆除の数は増えた。当然、被害があつて駆除ですので、被害面積も増えているという認識でよろしいですか。

吉田課長。

吉田農林課長 農林課の吉田です。

ただいまのご質問で、有害鳥獣駆除に対して報告を受けているところから推測というお話

でしているんですが、実際、市役所のほうにも、駆除の要望であったり、そういうのは受けているところですが、季節にもよまして、なかなか、どれだけ被害があるかというのは、数字的には把握しにくいところがあるんですが、あくまでも報告の内容で推測をしているという状況でございます。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 有害鳥獣駆除事業の関連でお聞きしたいんですけれども、松林委員の質問の中で、ご回答で分かりにくかったんですけれども、助成金が出ているというのは、獣の場合ですけど、捕獲した場合に出動した方に対する助成金が出ると。捕獲がない場合もありますよね。例えばおりを仕掛けて、行ったけどいなかったと。それでも出動しているわけですけども、そういうものに対しては出ないという理解でいいのか。助成金の対象、どういう形で助成金が出ているのか、教えていただけたらと思います。

増田委員長 吉田課長。

吉田農林課長 農林課の吉田です。

ただいまの有害鳥獣駆除の関係でございますが、実際に駆除した日の出動人員に対して助成金を出させていただいているということでございますが、そちらは駆除の効果について助成金を払わせていただいているということで、おり等で予防の効果等もあるかと思うんですが、その辺は実績に対してのみ助成金をお支払いさせていただいております。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 駆除した日の出動した人数ということで、予防の部分については出ないということなんです。実は、おりでもわなでもそうですけども、仕掛けたら定期的に、ほぼ毎日パトロールしてはるんです。でないと、かかって1週間も放置したら腐って後の処理が大変だから、やはり仕掛けたら毎日パトロールです。だから、先ほどありましたように、駆除依頼があつており等を仕掛けた場合には、少なくとも、そういうところも勘案していただきたいなと。それは実際に私もそういうふうにされている方から聞きました。毎日パトロールしているけども、捕まらなかったら徒労やねんという。だけど、その出動についても何らかで改善していただけたらと思います。要望ですけど、すみません。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 3点お願いします。

私も、鳥獣害を聞こうと思っていたので、1点目は関連になります。捕獲が増えているというふうに説明を受けました。葛城市はそうなんだと思うんですけど、イノシシだけをとってみると、全国的にイノシシは豚コレラで減少しているということを言われていて、私の知り合いの猟友会の方も、イノシシは減少しているということですけども、今のだけで捉えてみると、葛城市は捕獲が増えているということで、イノシシの数は減ってるけども、猟友会の方が頑張っていて捕獲が増えたのか。それとも、捕獲というのはイノシシ以外のものも入れての話なのか。その辺の状況、イノシシだけをとってみてもいいですけども、

葛城市を取り巻くその辺を教えたいのと、あと、今、これも関連になりますけど、谷原委員からあったように、イノシシやったら1頭捕獲したら国から7,000円が出るという、これは全国どこでもですよ。国から出るんやから。でも、市町村によっては、それにプラスアルファしているところもあります。今、谷原委員もそれに近いことをおっしゃっているんだろうと思うんですけど、何かそういう市独自のものはないのかどうか。

鳥獣害のところで聞きたいのは、もう一つ、猟友会の出動の数は増えているというのはよく分かったんやけども、猟友会も課題があって、猟友会の方自身が高齢化していて人数が減ってきているという、これも全国的な課題というふうに私は認識をしているんですけど、頑張っているのは分かるんやけども、猟友会のメンバーの数を鳥獣害のところで教えてください。これ、1点目でいいですか。

増田委員長 はい。

藤井本委員 2点目、110ページの商工振興費のところですよ。中小企業の貸出し、融資制度、葛城市ができてすぐぐらいにつくってもらった分ですから、約20年続いているわけですけど、これは保証協会への保証料を補給するという部分と、銀行への利子を補給するということになっています。これ自体が予算よりも低くなっている。また、利子補給のほうでは予算よりも約半分になっているということで、これの申込みというのが減っているのか。それとも、保証料が低くなって持ち出しが減っている。また、利息が下がったので減っている。いろんな考え方ができますけど、この辺の認識で実態というのを教えていただきたいのと、この制度そのものは、普通借入れする場合は、運転資金か設備資金というのが借入れの方法だけども、市町村の融資制度によっては、新規で開業資金もやっているところもあります。起業ということで、いろんなところに商売を始める起業も出てくるわけで、それも含まれるのかどうかというのを、制度的なものを教えてください。これが2点目。

3点目は、令和5年度の市長の施政方針の中で、西の山の辺の道のことについて触れられているんです。これが決算の中でどういうふうに現れているのか、私は分からないんですけど、これを読んでみると、ここで私の疑問は2点あるんですけど、まず、令和5年度はPRの看板の設置に努めてまいりますとなっています。これがどのように進んでいるのかという、これが令和5年度の施政方針が1つと、いや、まだやねんというのであれば……。

(発言する者あり)

増田委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時32分

再 開 午前10時33分

増田委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

藤井本委員。

藤井本委員 西の山の辺の道という今の位置づけなんですけど、今までは仮称、西の山の辺の道と出ていたのが、このときは西の山の辺の道、仮称がついてない。市としてこの事業そのものをする、しないは別にしても、仮称なのか、西の山の辺の道という位置づけをしているのか。ここを確認しておきたいと思います。

増田委員長 吉田課長。

吉田農林課長 農林課の吉田です。よろしくお願いします。

1点目の、有害鳥獣の駆除の関係でございます。豚コレラがはやったときにイノシシが減少しているというのは聞いているところなんです、実際、報告を受けたイノシシのみの数なんです、令和3年で63頭、令和4年で57頭、令和5年で52頭ということで、イノシシ自体の捕獲数は減っているところで、豚コレラの影響というのは、最近は減っているのかなという思いと、イノブタになっていますので多産になっています。ということで、有害鳥獣駆除をしていただいて個体数は減っているところなんです、それがまた増えていくと、多産により急に増えたりするというところで、日頃から有害鳥獣駆除で活躍をいただいているというところでございます。

以上でございます。

増田委員長 増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課の増田でございます。どうぞよろしくお願いします。

1つ目の質問でございます。中小企業との関係の資金融資でございます。保証料の補給金と利子補給金という二本立てで、うちのほうといたしましてはやっておりますが、保証料補給金につきましては、令和3年度、令和4年度、令和5年度の傾向を見ますと、補給金の金額といたしましては増加傾向にございます。利子補給金につきましては、ほぼ横ばいかなというところでございます。

続きまして、3つ目の、西の山の辺の道の仮称という部分でございます。こちらにつきましては、あくまでもイメージをしやすいための西の山の辺の道という名称で、仮称でございますので、決定でもございませし、これからまだまだ協議の中で検討させていただきたいというところでございます。

以上でございます。

増田委員長 藤井本委員。

藤井本委員 猟友会のメンバーがどうなっているのか。

増田委員長 猟友会の活動メンバーの年齢構成とか、高齢化に対する対策とか、その辺のご質問かと思うんですけども。

吉田課長。

吉田農林課長 農林課の吉田です。

猟友会のメンバーの関係でございますが、確かに高齢化しているところでございますが、新規の入会もありまして、それで技術の継承なり、しているところです。新規で入っても技術の習得に時間もかかることから、そういうふうと一緒に回ったりしている制度で、後進の育成ということもしていただいている状況がございます。

それと、先ほどの答弁で漏れている部分ですが、緊急捕獲で葛城市も7,000円の助成をしているというところですが、独自の内容はないかというご質問でございますが、そういういろんな声を受けて、助成金について令和5年度で改正をしております、令和6年度から、

駆除に対して、1頭当たり、有害獣で3,300円以内、有害鳥類で2,800円以内、合計で6,100円以内を限度に助成できるということで要綱を改正して、令和6年4月1日からの施行としております。

以上でございます。

増田委員長 増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課の増田です。

先ほど答弁が抜けておりましたので、新規創業者の関係の支援につきましてでございます。こちらにつきましては、中小企業の資金融資制度、共に1,000万円を限度額といたしまして、創業資金支援というのが対象となっております。

以上です。

増田委員長 藤井本委員。

藤井本委員 前後しますけれども、融資制度が横ばいにご利用いただいているということで、決算のほうの金額が減っていましたので、どのような状況かなということをお伺いしましたけれども、保証料が増加傾向にあるということは、申込みがそれなりに増えているということですので、このままご利用いただいていくように推進をしてください。

それと西の山の辺の道は、今のところ、イメージがしやすいようにということで西の山の辺の道と言っているということで認識をしておきたいと思います。

あと、鳥獣害のことで質問していくと、令和5年度に改正をして、今、イノシシだけが国から出るのが7,000円やったかな。それ以外に市で何か考えたらどうですかといったら、今、言うてくれはったんやけども、具体的に私、皆さん理解できたんやろうか。今までは1頭捕獲したら7,000円やったやつが、今度はもうちょっと増えるという認識になるわけですか。どのように、実際に1頭捕獲しました。その場合は7,000円だけと違って、これが増えますというように、7,000円というのは国からダイレクトで行くわけじゃないですか。市として別個にしたので、その分は7,000円とは別個に出すんですというもののなか。これだけ頑張っていたらいいんやから。

増田委員長 若干説明が不足しておりましたので、補足説明で吉田課長、お願いします。

吉田農林課長 農林課の吉田です。

ただいまの有害鳥獣駆除に対しての助成金のことですが、緊急捕獲で7,000円というのは国の制度で、それは別の体系で7,000円ということで、別に市で定めている金額ということで、県の要綱では、有害獣が2,200円、有害鳥類が1,850円というところなんですけど、市での取決めということで先ほどの改正をさせていただいたという状況でございます。

増田委員長 県の2,000円という話を出すとまたややこしくなるので、三階建てになるんですか。

吉田農林課長 緊急捕獲と市の分は別ということで、実際はダブることがないというところで、駆除の頭数……。

増田委員長 二階建てなのか、別の対象になるのか。

吉田農林課長 二階建てではなしに、別々の補助金の制度ということで、ダブって払うことがないよというところですよ。

増田委員長 7,000円の支給される要件に適合しない分を、市の単独で3,300円を上限として、どういう条件で別途支給されるのか。そここのところの説明が抜けていると思うので。

吉田農林課長 緊急捕獲の場合は、要綱に基づいて、写真であったり、また、尻尾の提出等、そういう手続を経て7,000円というところで助成金が出ます。市のほうは、市に報告いただいて、別の補助金の要綱に基づいてということで、それぞれが別の補助金ということなので、要綱的にはダブって支払いができないという状況になっております。

増田委員長 7,000円の対象にならないので、市として3,300円を上限に別途補助すると、こういう解釈ではないんですか。

吉田農林課長 もともと有害鳥獣駆除助成金ということでやっておりまして、7,000円が後で導入した助成金ですので、そちらのほうで申請する場合は、今までの市の助成金のほうはカウントしないというような状況でございます。

増田委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時43分

再 開 午前10時53分

増田委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

説明を求めます。

植田部長。

植田産業観光部長 産業観光部の植田です。よろしくお願いします。

緊急捕獲とその他の違いでございます。まず、緊急捕獲に該当しない分を市の助成で補っているということでございます。総捕獲数は52頭で、緊急捕獲が30頭、それ以外が22頭ということになっております。これは国からの補助金をいただいておりますので、写真がついてあったりとか、尻尾があったりとか、いろんな要件がございまして、それに該当すれば7,000円の補助が乗るけれども、それに該当しない場合は市の要件にのっとってお支払いさせていただいているということでございます。

以上でございます。

増田委員長 藤井本委員、よろしいですか。

藤井本委員 はい。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 観光についてお聞きしたいと思います。111ページ、商工観光費の12節委託料、多言語対応観光ホームページ作成業務委託料598万9,500円ということで、日本文化を中心とした観光云々があって、葛城市のウェブサイト、観光のやつをつくっていただいたんですけども、これの効果、アクセス数などをお聞きしたいのと、次のページに行ってくださいまして、観光振興支援事業、商工観光プロモーション課の18節負担金補助及び交付金が1,200万円ぐらい出ているんですけども、この中身の内容についてお聞きしたいんですけど、特に県ビジターズビューロー負担金、知れば知るほど奈良はおもしろい実行委員会負担金など、ビジターズビューローはホームページとか冊子とかいろいろつくっていただいていると思うんですけど

ども、このアクセス数と配布数と、葛城市に対しての効果、どれぐらいの方々がこれを経由して来られたのか。これが分からなかったらやっている意味分かんので、お聞かせ願いたいと思います。

増田委員長 増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課の増田でございます。

1つ目の、ただいまのご質問の、多言語ホームページ、Go Katsuragiのアクセス数でございます。令和6年8月末現在のアクセス数につきましては8,420回でございます。

続きまして、2つ目でございます。ビジターズビューローの関係なんですけれども、こちら、令和5年度の関係でいきますと、ビジターズビューローとしてご参加いただいている葛城市の相撲館にご入館いただいている方の人数といたしましては2,332人、令和6年7月31日現在では1,129人ということでございます。ただし、先ほどのホームページとビジターズビューローの関係性につきましては、今のところ、直接的な数字の関連性というのはまだうちのほうでは調査できておりません。

以上です。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 そうしたら、多言語ウェブサイトのほうからいくんですけども、これ、つくっていただいて、皆さん、見ていただいていると思うんですけども、実際問題は、だーっと観光地が並んでいるだけなんです。8,420回が多いか少ないかは置いておいて、これは県の補助金でつくったと思うんです。観光地しか載せられへんみたいなルールはあるんですか。県のビジターズビューローのほうのホームページには、グルメとかお土産とかというのがあるんです。こっちは観光地がだーっと一覧で並んでいるだけなんです。これ、590万円かかっているんです。アクセスとか、そんな当たり前のことは書いてあるんですけども、こここそ、葛城市の地元の業者とか、飲食店とか誘導できるサイトにするべきと違うのかと思うんですけども、補助金の関係で載せられないんですか。載っていましたか。いや、僕が見る限り、載ってなかったですよ。道の駅とかだけでしたよ。ビジターズビューローのほうを見てると違いますか。

もう一つは、どこかでほかの委員もおっしゃったと思うんですが、日本語と英語とフランス語なんです。ほかの言語をどうされるんですか、来年、これから。というのも、アクセス数は、細かいことは聞きませんが、恐らくほかの言語の方のほうニーズが高いと思うんですけど、その辺、次どうされるのか。これがウェブサイトのほうの質問です。

ビジターズビューローのほうは、僕、ずっと見ていますけど、本の配布数は分からないんですか。本も作っていただいているんですけども、特集とかも組まれてやっているんですけど、ここの委員会に誰か行ってはるんですか。というのも、あんまり葛城市の情報が変わってないんです。グルメとかも、こっちはグルメとかあるんですけども、もっと葛城市のことをやっていただきたいとか、ホームページにしても、何か優先的にこれ出してほしいとかというのも、もっと提案していったらいいと思うんですけども、その辺、この実行委員会

というところには、葛城市のメンバーというのは誰も行ってないんですか。

増田委員長 増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課の増田でございます。

ご質問の1つ目でございます。Go Katsuragiにつきましては、広報かつらぎで、グルメ情報であったりとか、市内の飲食店等々、観光地もそうなんですけども、掲載するように募集の記事を上げさせていただいております。現在、道の駅かつらぎだけが上がっているんですけども、そちらにつきましては、今後も広く周知して、掲載の記事数を増やさせていただきたいと考えております。

2つ目でございます。今現在、英語、フランス語、日本語という3か国語でございます。当時、補助金申請の際におきましては、中国人の方、実際のところ、結構な数、来てはいただいているんですけども、そのとき、社会情勢とか、そういった関係もありまして、見込めなかったというものもありまして、英語圏、ヨーロッパ圏というところをターゲットとさせていただきました。今後につきましては、その辺はまた検討をさせていただきたいと思っております。

3つ目でございます。ビジターズビューローの会議に関しましては、年1回、総会があるんですけども、今のところ、うちのほうは参加はできていないということもありますので、今後そこら辺も、葛城市の情報がビジターズビューローに広く伝わるように、ただし、相撲館のほうにはビジターズビューローの担当者が月に何度も来ておりますので、そこらで市内のグルメ情報であったりとかいう話もさせていただいておりますので、市内の、例えば某ちゃんこ屋さんとかも利用していただいたりもしておりますので、そこらは情報共有ができていのかなと思っております。

以上です。

増田委員長 阿古市長。

阿古市長 多言語映像のほうは一旦補助事業としては終わっておりますので、新たに付け足すという作業は行いません。ですので、これからの考え方なんですけど、例えばネットを見られる方というのは、多分翻訳アプリを大抵使用される方が多いと思いますので、本当のことを言いますと、ある程度の言語だけをカバーしたらそれでいけるのかなという思いはあるんです。ただ、事業としては一旦完結しておりますので、そこに新たなものを検討するというのは、また別の事業ということになりますので、今の映像の中では付け足すということは不可能だと考えております。

以上でございます。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 そうなんです。だから、これからどうするかというのを聞きしたかったんですけども、これは一旦、このサイトではできんかもしれんけど、翻訳アプリって、それを言ったら身も蓋もないような気がするんですけども、検討は、よくなってほしいので、グルメ関係は、今、募集しているけど0件ということですか。これ、僕、よく分からないんですけど、ここにインスタやツイッターとリンクはできないんですか。それすらも今は行われてないんです

けども、このサイトに関してはそういう自由性がないんですか。とりあえず意見だけ。載っていたかな。僕は見れなかったので、どこをどうしているのかなと思ったんですけど。

ビジターズビューローのほうは、ずっと同じなんです。何かもっと意見を言って、せっかくやるのやったら、冊子とかは、今年は誰か女優さんか何か使ってやられたと思うんですけども、もっとグルメとか増えていったらいいのになと思うんですけど、その声も届けていたきたいというのが今回質問した意見です。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

吉村副委員長。

吉村副委員長 今の杉本委員の関連で、多言語対応観光ホームページについて伺います。

先ほど杉本委員の質問でアクセス数が8,420アクセスというふうにお答えいただきましたけれども、これは日本語と英語とフランス語の3か国語なんですが、閲覧数というのは、それぞれページが別になっているので、それぞれは分からないですか。もし、分かったらお答えいただきたいというふうに思います。

それからあと、ホームページの下のほうを見たら、問合せ先が恐らく商工観光プロモーション課なんです。電話番号もそれが書いてあるんです。そうすると、フランス語版を見た方、外国の方、それから、英語を母語とする方がそれぞれの言語で電話してくる可能性があるというふうに思っていたんですが、その対応はどのように想定されているのでしょうか。課内に英語が流暢な方がいらっしゃったら、それでオーケーやと思うんですが。

増田委員長 増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課の増田でございます。

1つ目の質問でございます。8,420回のうち、英語とフランス語の合計回数は分かりますので、ご報告させていただきます。こちらにつきましては1,108回ということで、15.1%となっております。

2つ目でございます。仮にフランス語でうちの課に電話がかかってきた場合は、翻訳アプリで対応させていただきたいと思います。英語につきましても、流暢にしゃべれる者はおりませんので、今後の課題としてご意見を承らせていただきます。

以上です。

増田委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 今、いろいろとそういうAIとか発達していますので、そうやっていろいろ工夫されるということです。

あと、先ほど市長も、観光プロモーション動画も含めて、完結しているとおっしゃいましたが、一番最初に、今は令和5年度決算ですが、令和5年度予算、去年3月の予算特別委員会で、何で日本語と英語とフランス語だけなのかという質問があったと思うんですが、それに対して、国内向けと、欧米豪、オーストラリアのインバウンドに向けて焦点を当てていますということと、それから、欧米豪の発信に強いチャンネルを有する事業者やインフルエンサーを活用して視聴数を伸ばせるように考えております、ということだったんですけど

も、これについてはどのようにされたのか。それからまた、効果があったというふうに考えられているのか。それをお答え願います。

増田委員長 増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、増田です。

ただいまのご質問でございますが、今年度、令和6年度におきまして、観光プロモーション動画作成及びプロモーション事業を予算化していただきまして、今現在、動画の撮影をしているところでございます。こちらにつきましては、作成後については、SNSやインバウンド向けの情報アプリを活用してプロモーションを行いまして、多言語対応観光ホームページ、例のGo Katsuragiに誘導するとともに、同サイトでも閲覧できるようにさせていただく予定でございます。

以上です。

増田委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 これからどんどんやっていくということで、できる限り、Go Katsuragiのほうにどんどん誘導していただいて、また、これをきっかけに葛城市に人が来てもらえるということを願っております。よろしくお願いします。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 1点目からいきます。110ページになります。商工振興事業ということで、5款3項1目商工振興事業の中の、これも先ほどの農業振興と同じなんですけれども、18節に補助金及び交付金を交付している団体があります。たばこ商業組合補助金、薬業会補助金、中和労働福祉協議会補助金、履物組合補助金、異業種交流会補助金等とあるんですけれども、商工会の補助金もありますけれども、こうした補助金、助成金の目的がどういうことか。どういう成果が上がっているかということについてお伺いします。

それから2つ目ですけれども、112ページになります。これは観光施設に関わる運営事業なんです。5款3項2目の、前ページから続いています観光施設管理運営事業の中で、12節委託料、ここでは、綿弓塚広場管理運営委託料、それから孝女伊麻史跡広場管理運営委託というふうに、あと観光駐車場の委託となっております。それぞれの委託先等がどうなっているのか。あと委託契約についてはどうなっているかというところ辺をお聞きいたします。

それから3つ目ですけれども、ちょっと戻りますけれども、106ページのところで、5款1項5目の畜産業振興事業、これも振興事業ということですが、18節に畜産会負担金酪農組合補助金というふうにあります。この補助金のほうですか、酪農組合補助金ということが、どういう補助の内容になっているのかということについて、その成果も含めてお聞きします。

増田委員長 増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課の増田です。どうぞよろしくお願いいたします。

1つ目の質問でございます。こちらの商工関係の団体に対する補助金でございます。こち

らは葛城市商工業団体運営補助金交付要綱に基づきまして、目的といたしましては、商工業並びに観光の振興を図り、地域発展と活性化に寄与する商工業及び観光団体に対し、事業の円滑な推進と諸団体の健全な育成を図ることを目的として補助を出させていただいております。

2つ目の委託先でございます。綿弓に関しましては、綿弓塚保存顕彰会に対する補助金でございます。孝女伊麻の関係に関しましては、孝女伊麻保存会に対する補助金となっております。観光駐車場につきましては、シルバー人材センターに委託をしております。

以上です。

増田委員長 吉田課長。

吉田農林課長 農林課の吉田です。よろしくお願いします。

3点目の、畜産業費の畜産業振興事業酪農組合補助金25万円についてですが、葛城市農林業団体運営補助金交付要綱に基づき交付しておりまして、農林業の振興を図り、地域の発展と活性化に寄与する農林業団体に対し、事業の円滑な推進と団体の健全な育成を図ることを目的、効果としています。なお、補助対象経費は、団体の運営に要する経費となっております。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 もう意見だけにしておきますけれども、地域産業の振興という観点から、これが本当の補助金行政になってしまっていると思うんです。例えば畜産業については、こういう団体の活動の健全な発展ということであれですけれども、組合に入っておられる方は個々の酪農家の方々ですね。最近では、例えば飼料が大変高騰している。じゃあ、飼料に対してこういう補助をしましょうというふうなことが行政であってもいいのではないかと私は思うんです。ほかに言えば、例えば酪農業の方の中には六次産業化されている方がおられます。自分のところで乳をとって、それを加工して販売していると。例えばこういう農業の六次化を進めるために、市町村でそういう事業者に対して何らかの補助を与えると。つまり、六次産業化を誘導していくような政策を打つとか。むしろそういうことを、畜産業の振興とか、商工業の振興とか、農業も、そういうふうにしてやっていただけたらという思いがあります。そうすれば議会でもいろいろ地域住民の方の要望、商工会の方の要望を聞いたら、こういう施策を打ってほしいということは言えるんですけども、全く振興策の予算にそういうものがなくて、全て補助金となっているので、ぜひこれは、先ほど市長のご答弁もありましたけれども、よろしくご検討願えたらと思います。

それから、観光施設管理運営事業のほうでは、ここは委託なんですね。補助金を出しているのではなくて、顕彰会にはちゃんと事業に対して委託をやっているということなんですけれども、委託に当たっては何らかの委託契約を結んでおられるのか。これ、再質問したいと思います。

増田委員長 増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課の増田でございます。

綿弓広場管理運営委託、孝女伊麻史跡広場管理運営委託、シルバー人材センター、こちらに関しましては、料金の徴収の関係でございます。いずれも委託料の契約をしております。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 私は、補助金を交付するのか、委託であるのかということは、今後、行政の中で整理をしていただいて、私は委託が一番好ましいと思います。ちゃんと事業が明確になっていて、費用もちゃんと発生するということであれば、料金徴収もするというのであれば、これに対しては委託がいいと思うんです。補助は補助としてやるということで、この点については、料金が発生するということなので委託契約しているということですけども、補助金を交付している団体にも、そういうふうな事業に携わっていただくときにはちゃんと委託契約されるということですので、そういう形で整理をしていただきたいと思います。

以上です。

増田委員長 先ほどから複数回、補助金に関する質問が出ておりました。商工どちらも、そういう質問が出ていたので、お聞きをしておきます。補助金が適正に執行されているかどうかのチェック、市当局として支払っておられる部署でどのようにされているのかという体制をお聞きしておきます。

植田部長。

植田産業観光部長 産業観光部の植田でございます。よろしくお願いします。

補助金を交付いたしまして、実績報告書というのが出てきます。そこには、監査で監査報告をされているものであるとか載っておりますし、また、事業残高が補助金額を上回っていないかというようなところもチェックしておりますので、実績報告書が出てきた段階できっちりチェックしているということでございます。

以上でございます。

増田委員長 ありがとうございます。

ほかに質疑はありませんか。

吉村副委員長。

吉村副委員長 もう時間ですので、あと3つを。決算書110ページの3項商工費、1目商工振興費の18節負担金補助及び交付金で、去年の決算でも出ていたんですが、広陵高田ビジネスサポートセンターK o C o - B i z の負担金の件です。相談事業数が19件、令和5年度は延べ相談件数が90件、1件2万円で180万円という話なんですが、令和4年度の相談件数と比べて若干減っている数にはなっているんですが、まず、相談事業者数のカウントの仕方なんですが、年度が変わったら、新規の方なのか、あるいはまた前からずっとやっておられる方もカウントされているのか。そのことがお分かりであれば、お答え願いたいと思います。

それから、今度は111ページの観光費の12節委託料の、今度初めてやりました、ちゃんこコンテスト・フリーマーケット事業委託料なんですが、第1回ということで、おおむね成功裏に終わったというふうに聞いております。実際に、こういうアイデアがあって非常によかったと思うんですが、実施に至った経緯についてお聞きをしたいと思います。これ、民間で

はなくて公共のイベントでございますので、公共なりに一定の手続を経てなったのではないかと思うんですが、これについてはいかがでしょうかということと、それからあと、もう一つが、113ページの3項商工費、2目観光費の相撲館運営事業です。成果報告書でいえば55ページなんですけれども、これが、入館者数、令和3年度は5か月間休館されていて、令和4年度と令和5年度は丸々開いているんですが、令和4年度、4,888人に比べて、8,746人に倍増しておられるということで、これは現場のご努力もあってというふうに拝察するわけですが、入館料も当然倍増しているんですけれども、物販収入とかがあるのか。時々行ったときに何かちょこっと置いていたりするような気もするんですが、この辺りはどうなのでしょう。

増田委員長 増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課の増田でございます。

ただいまの1つ目の質問でございます。K o C o - B i z の関係でございます。年度をまたいだ場合に新規として再度カウントするのかどうかというのは、私どもでは今、分かっておりません。申し訳ございません。

2つ目の、ちゃんこの経緯でございます。ちゃんこに関しましては、相撲発祥の地、葛城ということを食べの切り口から広くPRしたいと。立地に恵まれました葛城のインターチェンジエリアを軸といたしましての観光事業促進を目的といたしまして企画させていただいて、実施をさせていただいたということでございます。

3つ目でございます。相撲館につきましては、グッズ販売、相撲グッズと蓮花ちゃんグッズ、大きく2つを軸に販売しておりまして、令和5年度でいきますと、ざっと30万円ぐらいの売上げがあったということでございます。

以上です。

増田委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 すごいですね。30万円の売上げが。順番にいきますが、K o C o - B i z の件につきましては、税金を1件当たり2万円投入しているということもあって、実績について問われるというのは仕方ないことだと思うんですけれども、実は去年のご答弁を引き出して恐縮なんです、数字としてなかなかサポートセンターから上がってこないの、見えにくい部分があるという声も出ているようなんだけど、理事者の方々も、議会等で説明の中で数字がないと説明しにくいという話をこちらにも上げさせていただいております。つまり、K o C o - B i z に行政のほうからおっしゃっていると。今後、何らかの形で事業の実績報告という数字の部分で回答させていただけるようなものを提示できるように努めてまいりたいというふうにお話しいただいて、なかなか難しい話であるかなと思うんですが、それについて、こういった実績という形が見えるようであれば、ここでおっしゃっていただいたらというふうに思います。

それからあと、ちゃんこコンテスト・フリーマーケットということなんです、民間のイベントでしたら、例えばイベント自体の売上げとか、収益とか、出店事業者のイメージアップで効果を図りますというふうに言えると思うんですが、行政の場合となってくると、まち

おこしの部分で、市長は前からおっしゃっているように、まちおこしだけではなくて、まちづくりが大事だというふうなこともおっしゃっています。このことをまた今後のまちづくりというか、どういうふうにまちづくり全体に広げていきたいと考えておられるのかということをお聞きしたいと思います。

それからあと相撲館なんですが、先ほど、グッズが30万円売上げがあるということで話を伺いまして、それはなかなかいいなと思ったんですが、実は、相撲館に行ったときに、今年の総務建設常任委員会の視察研修で岡山県の矢掛町というところに行きまして、このとき東副市長と、それから植田産業観光部長も一緒にいらっしゃったんですが、ある意味、矢掛町は昔から、本陣といいまして、大名が江戸時代に泊まる宿泊施設と脇本陣というのがありまして、脇本陣というのは家来の方々が泊まるところの2つが残っている唯一の場所なんですが、當麻寺も東塔と西塔と両方残っている。これも負けず劣らずすばらしいということがありまして、相撲館だけではなくて、相撲館は相撲でそういうグッズも売るのも大事だけれども、そのエリア全体の、當麻というところのイメージアップをするために、決して収益を上げましょうというのがメインではないんですけれども、例えば當麻関連の本とか、そういうものも出ていたりとか、あるいはそういうイメージするようなグッズというのはあると思うんです。さっきのを聞いて、それだけ需要があるのであれば、これも需要があるかと思うので、またそのこととか考えてもらったらどうかなというふうに思うんですが、これについてはいかがでしょうか。

増田委員長 増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、増田です。

1つ目の、K o C o - B i z の関係でございます。実績といたしましては、令和5年11月に実施いたしました利用者向けのアンケート調査というのがございまして、こちらのほうで利用満足度が、84%の方が満足しているとの回答、また、ほとんど変わらないが52.9%、こちら、売上げに関する寄与度です。5%以上増加したという意見が42.5%という回答で、SNSの発信とか、ホームページ開設等による効果であったりとか、新商品、新サービスの追加であったりとか、こういったアドバイスをしてこういった効果が出てきたということの回答をいただいております。

2つ目の、相撲発祥の地、葛城ということで、ちゃんこのほう、今後もまたPRしていきたいということでございますけれども、例えば、1回目させていただきました。今年度も2回目させていただく予定をしております。1回目に関しましては、商品化も含めて、給食に出させていただいたりとか、そういった、広く葛城市のちゃんこというつながりをPRしていきたいということで、今後もいろいろと検討していきたいというところでございます。

3つ目の、矢掛町の件でございます。非常にうちのほうもいいアイデアだなと思いますので、そういったところのアイデアを研究しまして、検討していきたいと思います。

以上です。

増田委員長 東副市長。

東 副市長 東でございます。よろしくお願いします。

ただいま課長のほうから矢掛町のお話をしていただきましたけども、私も、吉村副委員長がおっしゃいましたとおり、同行させていただきまして、いろいろ勉強させていただきました。本当に當麻寺参道に似ているというか、そういうふうなイメージも受けたところでございますけれども、あそこへ行って驚いたのは、まず道の駅で見たのが、トイレとディスプレイというか、商品はありましたけれども、お土産はディスプレイされているんだけど、そのお土産が売ってない道の駅という、ちょっと特異な道の駅の印象がございました。それは何かといいますと、そういった仕掛けを矢掛町はやっているんだなというふうに感じたところでございます。というのも、この商品はここの道の駅のディスプレイで見て、これはどこに売ってるの、ほんなら商店街へ行って買ってもらわなあかんといった、そういった仕掛けをされていた町だったように思います。

それで、私も思うんですけども、歌の歌詞ではありませんけれども、あの人のいるあのまちに行きたいとか、また、あの商品は相撲館でしか売ってないから、相撲館に行きたいとか、まちづくりでいいですよ、常日頃、私は言っておりますけれども、住んでいて快適なまちは、ほかから見ると住みたいまちに変わるんだと、こういったこともまちづくりとしてのブランド化なのかなというふうに思っておりますのでございます。

商品開発に向けましては、ただいま蓮花ちゃんのぬいぐるみというものも作成中でございまして、またご披露させていただく日があるかと思っておりますけれども、そういったことも含めまして、何かいい商品をどんどん開発して、葛城市に大勢の人を呼び込んでまいりたいというふうに思うわけでございます。

以上でございます。

増田委員長 阿古市長。

阿古市長 まちおこしとまちづくりという言葉は、だいぶ若いときから実は使っていたんですけども、その言葉の意味といいますのは、私の経験といいますか、若いときからいろんなボランティアといいますか、いろんな団体で活動した中で、商工会青年部というのを実はお預かりしていた時期もあったんです。そうしますと私たちの年代のときはまちおこしという言葉が非常にはやりました。ですので、各地域、地域でいろんなイベントを、仕掛けをつくられてやられている。それを見る中で、やはり三、四年するとしぼんでしまうんです。それは何にあるのかといいますと、若いですからエネルギーはありますので燃えるんですけども、2年目、3年になると惰性的なものが出てくることもあるんですけども、まちおこしをやっているんです。ですから、エネルギーが途絶えてしまったらそれでしぼんでしまうという。ですから、これはまちづくりでないといけないというのが若いときからの実は考え方です。

それで、今回ちゃんこ鍋コンテストのお話が出てきましたけども、なぜ、ちゃんこ鍋のコンテストを行政主導でやったのかというのは、まさにまちづくりの1つの手法なんです。といいますのが、奈良県内にありますと、葛城市は非常に立派なものがいっぱいあるんです。當麻寺もそうですし、竹内街道もそうですし、相撲館もそうですし、歴史博物館も、飯豊天皇も笛吹神社も、渡来人の史跡関係もすばらしいものはいっぱいあるんです。でも、奈良県の中でそれを主張しても必ずしも勝てない。例えばインバウンドなんかで、外国人の方で、

當麻寺があります、国宝が8つあります、すばらしい寺です、東塔、西塔ありますといっても、東大寺と比べたら、やはり大仏さんへ行かれるんです。ですから、勝負できるものが何なのかというもので勝負する必要があるであろうという考え方です。

じゃあ、外国人に、例えばインバウンドをターゲットとすれば何で勝負できるのか。何が勝てるのか。勝てるもので勝負しないといけませんから、相撲であれば、これは競争相手がほとんどないです。奈良県では桜井市と香芝市とうちがタッグを組んでやっています。それ以外ですと、確かに野見宿禰ですと、出雲市ですとか、たつの市ですとかありますけども、非常に全国的にも限られる。限られるものの中で外国人が興味を示すものの中で勝負するのが一番いいという戦略です。ですので、ちゃんこ鍋コンテストなんです。葛城市は相撲発祥の地であるという1つのきっかけとして、来ていただくきっかけとしての戦略なんです。来ていただいたら、当然のことながら、内容、コンテンツが非常に多いですから、それを見ていただける。でも、そのコンテンツがいくらすばらしくても、外国の方に選んでいただけないといけませんので、それは戦略として相撲を一番のメインにして、相撲発祥の地というところで、行政としてはちゃんこ鍋コンテストを主催させていただきました。

そして、ありがたいことに、ちゃんこ鍋コンテストをやる前にでしたけども、本来必要であると思いました。先ほど副委員長がおっしゃっていました、食というものが非常に大切ですので、ちゃんこ屋さんが欲しかったんです。それも開業していただくことができましたので、これからそういうふうなものを増やしていければという思いの中での事業だということです。あくまでこれは、観光につなげるまちづくりの1つの手法であるということでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

増田委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 市長の今のご答弁を聞きまして、ホームページを見たら、先ほどのGo Katsuragiを見たら、お寺ではなくて相撲やったんですけども、それは今の話を聞いて腑に落ちました。それで市長がおっしゃるとおり、ずっとおっしゃっていますけど、まちおこしは一過性のものやと。まちづくりはずっと続くということで、ぜひともこれをまちづくりのほうにつなげていていただきたいと思います。ちゃんこコンテストをきっかけにしてもらってという形です。

それから、KoCoBizについては、おおむね5%以上増加したというところが42.5%もあったということで、これは効果がありますね。また引き続き、しっかりとこの効果というのを選んでいただくのと、あとまた、アンケートというのをとられているのであれば、アンケートの項目とかも工夫していただいて、より効果が分かるようにしていただけたらと思います。

それからあと、副市長もこうやって一緒に行っていていただいて、私も本当に矢掛町に行ったときに、何か葛城市に似ているし、物すごく影響を受けて帰ってきたのが今の質問になっています。蓮花ちゃんのぬいぐるみは今作成中だということで、これも楽しみにしておきたいと思います。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 簡単にお聞きしておきます。3点あるんですけども、簡潔に答えていただけたらと思います。まず1つ目ですけど、全て3点とも112ページの5款3項2目となります。その観光施設管理運営事業というところが前からの続きであるんですが、13節土地借上料についての場所と、それから積算の根拠についてお伺いします。

それから2つ目が、その下です。観光振興支援事業ということで、ここの18節になりますけれども、ここに観光協会に対する補助金があります。これは一般質問で聞いたところなんですけれども、ここからかつらぎ花火大会実行委員会へ補助等も出ているようなんですけれども、ほかにも他団体への補助が観光協会補助金を通じて葛城市から補助金が支給されているのか。いわゆる間接補助です。あればその団体、補助金額をお聞きしたいと思います。

それから、そういう間接補助する目的です。直接補助せずに、なぜ観光協会を通じて補助を出しておられるのかということも併せて聞きたいと思います。

それから、その4つ下ですけども、観光振興補助金というのがあって380万円出ておりますけれども、これは55ページの成果報告書の中を見ますと、6団体に補助金を出しているというふうにありました。この6団体はどういう団体なのかということをお聞きしたいんです。

この3点、お願いします。

増田委員長 増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、増田です。

1つ目の、土地借上料に関してでございます。こちらは観光駐車場の敷地の一部でございます。こちらのほう、平成31年4月1日からの契約となっております、基本額16万円プラス固定資産税分が契約金額ということで10年契約となっております。

2つ目、観光協会の補助金でございますが、こちらに関しましては、花火大会実行委員会への補助金600万円と、綿弓塚顕彰保存会補助金といたしまして12万5,000円、孝女伊麻保存会補助金といたしまして10万円、この3つの団体に対する補助を出しております。これがおっしゃっている間接的な補助ということかと思われます。

3つ目でございますが、3つ目に関しましては、間接補助の目的といいますか、こちらに関しましては、私ども調べさせていただいたんですけども、合併当初からこういう流れでしておりますので、経緯までは分かりかねます。

あと観光振興補助金でございます。観光振興補助金380万円でございますが、こちらに関しましては、葛城市商工業事業補助金等交付要綱に基づくものでございます。この中で観光振興補助金の対象といたしましては、観光協会が主体となって観光振興のため実施する事業ということで、他の団体へというのはございません。観光協会に対して出させていただいている事業補助でございます。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 55ページの成果報告書を読みます。そこには、葛城市観光協会ほか6団体への運営費の負担または補助により連携した観光事業の展開を図ったと書いてあるので、今のご答弁では分らないです。

増田委員長 振興の部分ですね。補足説明をお願いします。

増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、増田です。

葛城市商工業団体運営補助金交付要綱というのと、もう一つ、先ほど申させていただきました、葛城市商工業事業補助金等交付要綱というのが2つあります。1つ目の葛城市商工業団体運営補助金交付要綱に関しましては、葛城市たばこ商業組合、葛城市薬業会、中和労働福祉協議会、葛城市履物工業協同組合、葛城市企業内人権教育推進協議会、葛城市商工会、労働保険事務組合、観光協会、観光ボランティアガイドの会の9つの団体がこの要綱での対象となっております。また、もう一つ、もう一つの要綱につきまして、対象は商工振興事業助成金と異業種交流会、これはいずれも商工会に対する事業補助です。観光振興補助金が観光協会、先ほど申させていただきました380万円の事業補助となっております。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 最後の説明のところですが、これは事業補助なんですか。団体補助なんですか。そこが分からないので、この書きぶりだと団体補助だというふうに私は思っていたので、今のお話だと、その要綱にある団体に対する、その団体が何かの事業をやるときの振興費、事業費への補助というか、そこをお願いします。

増田委員長 増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、増田です。

非常に要綱の名称も似ておりまして、ややこしいんですけれども、商工業事業補助金等の交付要綱に関しましては、事業補助でございます。

以上です。

増田委員長 谷原委員、よろしいですか。

谷原委員 はい。

増田委員長 ほかに。

杉本委員。

杉本委員 これから葛城市の観光プロモーション、Go Katsuragiに力を入れていくということでよろしいですか。というのも、サイトがあっただけでは何の意味もないんです。それをどう告知していった、どう枝を張っていったかという話をこれから先にしていかなあかんわけじゃないですか、僕らは。そのときに、これでいかはるんですか。力はここに入れていかはるのかなというのが今すごく気になって、来年度に向けてどういう、今、決算でも来年に向けたことをいろいろ聞いていきたいというのもあるので、どういうお考えなのか、お聞かせください。

増田委員長 増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、増田です。

今後、Go Katsuragiが軸となって、海外向けも含めましての観光ホームページということで中心となっていく予定でございます。

以上です。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 そうしたら、今の8,000アクセスから来年どうなっていくかというのを僕は注視していけばいいんですよね。中身に関しても充実させていかなあかんと思うんです。皆さん、多分帰って見ていただいたら分かると思うんですけど、今どき何のリンクもないし、食べ物は載ってないし、何かイベントを載せて、お寺さんを載せている。市長が先ほどおっしゃったみたいに、相撲にもっと特化したらいいのになと思うんやけど、そういうのもしっかりと更新していつていただきたいと思います。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ここで職員の入替えを行いますので、暫時休憩をいたします。入れ替わりと同時に再開いたしますので、スムーズな入替えをよろしくお願いします。

休 憩 午前11時42分

再 開 午前11時50分

増田委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、6款土木費に関する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

横井委員。

横井委員 成果報告書57ページの真ん中辺、委託料、ここに新在家の分と太鼓橋の分があります。新在家の分が約180万円に対して太鼓橋が560万円です。差が大きいので、具体的な明細を、新在家の分と太鼓橋の分をお願いいたします。

西川課長。

西川建設課長 建設課の西川です。よろしくお願いいたします。ただいま横井委員のご質問にお答えさせていただきます。

2つの事業がございまして、一方の太鼓橋のほうにつきましては、耐震構造を主に調査するというものでございます。片や、もう一方の水路のほうにつきましては、道路内に会所升という升を設置しまして、そこに新たに水路を接続するという工事ございまして、それぞれの範囲、大きさ等が違いますし、構造計算というものと、構造物をつくるという設計ということの違いによりまして、それぞれ積算した結果の金額が違うということでご理解をお願いいたします。

以上でございます。

増田委員長 横井委員。

横井委員 了解でございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 これ、工事の内容はどうだったかということです。奈良県でも石の公道では一番古いということで非常に難しい調査の委託であつただろうと思います。これで調査が終わったわけですね。終わって、今後どのような計画をされているのか。調査したらどうだったと、結果やね。調査の内容は分かったけども、それよりも結果が一番大事なわけで、この結果を教えてください。今後どうするかということは、今言えるのか、言えないのか。決算やから、言っていただけるのやったら言っていただきたいけど、結果だけはここで確認しておきたいと思います。

増田委員長 西川課長。

西川建設課長 建設課、西川です。ただいま藤井本委員のご質問にお答えさせていただきます。

結果というのは、まず、もちろん車はもとより、人が通っても安全だということを担保するような構造を説明できるような構造にはなっていないという結果でございました。今後につきましては、先般、横井委員が一般質問でされていた内容で同じことになるんですけども、まず、そのことを受けまして、今後は、文化財の観点もありますので、文化財の登録に向けて、その後、また文化財の保存のほうで何か補助などを活用できたら、長期的なスパンになるんですけども、そういう方向で進めたいと考えております。

以上でございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 よろしくお願ひします。118ページの6款2項5目の社会資本整備道路改良事業ということとであります。これを見ますと、当初予算が2億100万円余りで、これは補正第9号のときに大きな減額補正がありました。1億7,300万円ほど減額があつて、これは繰越明許費で6,600万円余りがついているわけですけども、この結果、予算が9,500万円ばかりの予算になって、支出済額が7,500万円というふうになっておりますが、不用額が1,900万円ばかりで出ております。これを調べてみますと、繰越明許費は全て執行されたわけですけども、当初の補正予算を補正第9号で減額した後、2,800万円余りの予算となっているわけですけども、それが結果として不用額が1,900万円ばかり出てしまったということで、かなり大きな不用額が出ていると。補正で減額した上で残った予算でもまた更に不用額が出ているという、そういう状態になっておりますので、これ、どういうことなのか分かりませんので、その説明をお願いしたいと思います。

それから2つ目も不用額の理由についてお伺ひしますけれども、同じく6款2項4目になります。地域連携事業ということで、その下の段です。これも繰越明許費等、両方ありますけれども、これについても不用額が両方出ているので、その説明についてお聞きいたします。

それから3つ目ですけど、これも不用額ということで、119ページになりますけども、6

款3項1目の河川管理事業であります。これも一応繰越明許費というふうになっているところもありますけれども、河川管理事業の中全体で、繰越明許も含めて、不用額がかなり出ている理由について伺います。

以上3点、お願いします。

増田委員長 西川課長。

西川建設課長 建設課、西川です。よろしくお願いいたします。ただいま谷原委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、社会資本整備道路改良事業の不用額の理由でございますが、国の補助の関係でございまして、国の補正予算というのがあります。必ずあるとは限らないんですけども、そういうのが、ほかの市町村が使わないとかいう理由で枠が空いてくる場合がございます。その際に受け入れる枠を持ってないとすぐに執行できないと。もちろん3月補正で国からお金をもらった以上、翌年には全て執行しないといけないので、当然すぐに着手できるようにということで、枠として、国からあればすぐに対応できるという状態にするためにこの不用額分を準備したということでご理解をお願いしたいと思います。

2番目のご質問の、地域連携事業につきましても、同じくこれにつきましても同様に、3月補正の際に言わせていただいたように、国からの内示率が低いということがございますので、2番目の地域連携推進事業につきましても、同じく補正を見込んだものであるということでございます。

3つ目の、河川管理事業の繰越しにつきましては、事業を執行する上で、どうしても土木工事の場合は、当初見込んでいたこと以外の不慮の工事が発生することがございます。例えば、分かりやすいことと言いますと、河川ですから、掘ったときに、そこに例えば昔誰かがごみを捨てていたとか、そういうのが出てきますと、ごみの撤去費とかが急遽発生します。そのために、ぎりぎりの予算ではなく幾分か増額は、絶対あるとは限らないですけど、そういう増額を見込んだ予算を持っていないと対応ができないということで、減額補正をせずにそのまま事業の執行をしていたものでございます。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 補助金をもって事業をするということで、補助金の枠取りとして計上していると。それがつかないということで減額、不用額ということになると、補正も含めてですけども、なるということでした。

再質問を1つさせていただきますけれども、最後の河川の管理事業ですけども、私が不思議に思ったのは、繰越明許費の場合は、一応入札等もして事業者も決めて、年度をまたぐということもあって繰越しということになると思うんです。つまり、そこまでいかないと繰り越せないと思うんですけども、でも、これを見ますと、繰越明許費の額が、118ページを見ると、2,000万円なんです。2,000万円で繰越明許費ということで、これは議会でも議決している話ですから、ここに計上されていますけれども、しかし、執行額は119ページの河川管理事業費のところを見てもらったら分かるように、1,000万円余りですから、不用額が

47%になるんです。だから、それ分を不慮のものとして、不慮のことがあったらあかんという事で、そう見込んだ予算を立てているのか。ちょっとよく分からないんです。しかも繰越明許費なので、繰越明許費でここだけこれだけ不用額が出るというのは考えにくいので、どういふことなのか、もう一回、説明をお願いできませんでしょうか。

増田委員長 西川課長。

西川建設課長 確かに四十何%の結果とはなったんですけども、道路であれば、もう少し低い額、大体3割程するんですけども、河川の場合は僕らもやる数が少ないので、なかなか見込めないものでちょっと多めに枠取りという形でさせていただきました。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 どこまで見込むかということがあると思うんですけども、基本的に我々は予算を立てて、不用額がどっさり戻ると、その年度に執行すべき予算がそれだけ少なくなるわけですから、これは、47%は半分ですから、そういうものを見込むのが適切なのかどうか、私は判断できないんですけども、最後になりますからあれですけども、他市町村もこんな見込み方をしているのか。それがどうなのか。疑問だけを呈しておきます。言えないので、質問もできませんので。

以上です。

増田委員長 例えば、逆の場合なんてあるんですか。足らなかったとか。補正という考え方もあるんですけども、そういうことが望めない、あり得ないということで多めに取っているというのだったら理解できるんです。その辺のところ、西川課長、説明をお願いします。

西川建設課長 当然、これは繰越事業でございますので、再度、もう1年、繰り越すということとはできないので、ぎりぎりのラインでいきますと、またそこで補正ということになりますと、事業執行が年度内、議会の議決後しかできませんので、事業が執行できないということでこのような手続になっているということでご理解ください。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

吉村副委員長。

吉村副委員長 関連で、118ページの、今し方聞きました、社会資本道路改良事業繰越明許費の件で、これが、成果報告書でいうと59ページで、渡場大橋改修工事に伴う予備設計業務というふうにありますけれども、令和9年度については予備設計業務ということで、今後、補助金等のこともあろうかと思えますけれども、今の中で完成の、今後のスケジュール、見通しをお聞かせ願えますでしょうか。

増田委員長 西川課長。

西川建設課長 ただいま吉村副委員長のご質問にお答えさせていただきます。

渡場大橋の全体のことにつきまして今回予備設計を入れておりまして、今後のスケジュールにつきましては、この橋を改修するとなりますと、かなりの広範囲、今、雨水対策とかで、河川断面を侵さないということで、今より橋を上げないといけないということも起きます。そうなりますと影響する範囲がかなり広くなりまして、健民運動場、こういったところにも用地がかかってくるということで、国体等にも影響が出ますので、橋は老朽化しており

ますので、今の橋を一旦は修繕するという方向で進めたいと考えております。

以上でございます。

増田委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 分かりました。今のところは修繕ということで、そういうお考えであるということを承知しました。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 私は1点に絞っておきます。今回の決算特別委員会の中で、私は言いたいことの大きな柱の3本の1つぐらいにしているんですけども、道路新設、また改設、尺土駅前事業等、道路をやられている。工事をされるという中で、私が言いたいのは何かというと、視覚障がいの人々の点字ブロックが、非常に葛城市の場合、見てきたら、計画的ではないというふうに私は思うんです。進んでいるところというのは、他市であるけども、かなり進んでいる。葛城市の場合、私の確認したところでは、近鉄新庄駅からJR大和新庄駅の街路事業、ここはばしっとできています。ほかでの例を出させてもらうんだったら、當麻庁舎のある西、文化会館から駅までは点字ブロックはないです。でも文化会館から西向いての道は点字ブロックがあります。今、尺土の工事をやられています。尺土の工事のところはきれいに点字ブロックをつけていただいています。忍海駅なんかはもう全くないので、何を言いたいかということ、あるところとないところとあると余計にややこしくなる。

点字ブロックというのは2種類あって、進みなさいという誘導ブロックと、注意、ここは危ないですよという警告ブロックの2つに分かれるんですけど、特に警告ブロックが、多くの町で踏切の手前に分かるようにやられているんですけど、踏切のところの警告ブロックでさえ、近鉄新庄駅はできていましたけど、ほかの地域ではできてない。もう少し計画的にやっていただきたいんですけど、今、尺土なんかはきれいにやられているから、新しい道路改良する、また新設をするというときにやっていただいているものなのか。飛び飛びというのはあまりよくないと思うんです。足で感じるのか、誘導ブロックというのは進めですかね。進めのところへ行くけど、ここで切れていたらそこからどないしたらいいのか分からないという状況になるし、それはお金もかかることだから、少なくとも、警告ブロックというのは、電車に乗る駅のホームに、よく駅員が黄色い線までお下がりくださいとか言っているけど、あれは警告ブロックを引いていますよね。そういったところで、これからの社会、バリアフリー化というようなことを言われている中で、ほんまに計画を持ってやってもらいたいんですけど、現状、お話ししていただける部分があれば、お話ししていただきたい。これは、葛城市はすばらしいまちだと思うけど、私は遅れていると思います。ほかを見てきたら分かるけども。私も以前まではあまり目を止めなかったけど、最近はそんなんばかり見るようになったけども。

増田委員長 西川課長。

西川建設課長 ただいま藤井本委員のご質問にお答えさせていただきます。

点字ブロック、誘導ブロック、いろいろあるんですけども、特に一番、昨今の話題になっ

ているのは踏切事故かと考えております。うちの町にも当然、踏切は数多くあるんですけども、特に今、166号、當麻庁舎のお話が出ていましたので、當麻庁舎から東のほうへ進んでいただきましたら木戸池がございます。その踏切につきましては、今、県と協議して、今年度施工するという事で予定しております。また来年度以降も、特に踏切をまずは中心に考えていきたいと考えております。

増田委員長 藤井本委員。

藤井本委員 そういうふうに検討されているんだったらいいけども、今おっしゃったとおりです。踏切のところの警告ブロック、危ないですよと、注意しなさいよと。これはほんまにないと、隣町のほうでは、そこで事故も起きて、そこから一生懸命つけはったけども、起きてからつけるのでは遅いし、そういう事例もございますので、そうやって進めていただいているというのを聞いて一安心しながら、もっと進めてください。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 公園についてお聞きしたいと思います。成果報告書62ページの3番、公園施設長寿命化対策支援事業の中の2番の最後に、14の公園の遊具について長寿命化計画の更新を行ったというんですけど、これは、詳細というか、どういうことをされたのかお聞きしたいのと、その下の4番の、公園管理事業の各児童公園遊具修繕一式426万8,000円の内容も教えていただきたいと思います。

増田委員長 竹本課長。

竹本都市計画課長 都市計画課の竹本です。どうぞよろしくお願いします。

ただいまの杉本委員の質問でございますが、まず、長寿命化の公園につきましては、計画策定の部分につきまして、今回14か所の街区公園につきましては、JR大和新庄駅前公園、北道徳公園、新村公園、薑公園、木戸公園、今在家公園、林堂公園、レインボータウン児童公園、京阪かつらぎ児童公園、太田児童公園、山兵家児童公園、尺土児童公園、八川北児童公園、笛堂ふれあい広場公園等の遊具について新たに現地調査を行い、長寿命化計画の更新を行っているものでございます。

続いて、公園管理事業の遊具修繕につきましては、今年度行った各児童公園の遊具修繕につきましては、8公園の12遊具等についての修繕を、取替え、交換も含めて行っております。内容につきましては、まず、新村防災公園はベンチ2台の座版の取替え、薑公園につきましては、複合遊具の踊り場のパネルの取替え及び塗装、今在家児童公園につきましては、ブランコの取替え工事、修繕、長尾新町児童公園はジャングルジムの取替え、尺土池ふれあい公園はブランコ用クランプ取替え、なつめ原公園につきましては、シェルター、あずまやの修繕、新庄児童公園につきましては、シーソーを2連から1連への改修とスイング遊具の取替え、新町池公園につきましては遊具の取替え2基。

以上でございます。

増田委員長 先ほどの質問の中で、長寿命化の更新、成果報告書62ページの中段です。これについて

のご答弁が若干漏れているのかなと思うので、的確なご答弁をお願い申し上げます。新たに現地の調査を行って計画の更新を行ったと書いているので、この部分です。内容。

竹本都市計画課長 少し答弁漏れがございまして、公園長寿命化計画策定指示に基づいて、健全度の点検に基づいて行った結果、一般施設の207か所、土木構造物について13か所、建築物については16か所、遊具等76か所の点検をいたしまして、A B C D判定の中でD判定となりましたのが、一般施設で2か所、道路構造物で1か所、遊具等で4か所でございます。あと、C判定の分につきましては、一般施設で36か所、土木構造物で2か所、建築物で8か所、遊具等で15か所との点検結果に基づいております。

以上でございます。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 A B C Dで長寿命化へ乗せるということですか。策定の更新を行ったということは、現地へ行って、それでA判定やら何やら判定にして、そこからが分からないんですけど、その判定によって、長寿命化計画に乗せるか、乗せへんかを考えるための策定を行ったということでもいいんですか。そこを詳しく教えてほしいんです。

もう一つの各児童公園遊具修繕、よく分からないのが、改修とかは分かるんですけど、取替えは何なんですか。ジャングルジムの取替えというのは、全部取り替えたということですか。その表現をもうちょっと、よく分からないんです。パネルの取替えは分かるんです。でもジャングルジムの取替えはどういうことかとなっているんです。お願いします。

増田委員長 竹本課長。

竹本都市計画課長 長寿命化計画の更新は、点検結果に基づいて、更新の内容に乗せる必要があると計画策定の更新をしている。それで、C、D判定については、順次更新も踏まえてやっていく形になります。

それと、児童公園のジャングルジム等の取替えにつきましては、要は、高さ基準であったりとか、ブランコの2連の幅が基準に合っていないとかいうことで、そういった遊具については、丸々、新たに取替えということでご理解いただければ。部材の取替えについては、もちろんその部分だけの取替えということで、よろしいでしょうか。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 そうしたら、先ほどおっしゃっていただいた、C、D判定に関しては、随時長寿命化に乗せて改修、改善していくということでよろしいですか。先ほどのやつは、何か基準があかんから全部取り替えていますという判断でいいんですよね。分かりました。ありがとうございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

吉村副委員長。

吉村副委員長 まず、121ページの土木費、4項都市計画費、3目公園管理費、14節工事請負費の、決算額は2,372万8,000円になりますが、しあわせの森公園のフットライト等整備事業についてなんですけれども、これについては恐らく、事前の説明で、国、県の補助金の対象になっていると認識していたんですが、結果がどうなったか、改めて伺います。

もう一つ、しあわせの森公園舗装整備工事というのがありまして、フットライトのほうはよく分かるんですが、これの整備工事の内容についてお聞かせいただきたいと思います。

それから、同じく、124ページ、土木費の都市計画費、公園管理費の12節委託料の芝生管理アドバイザー委託料、成果報告書でいったら63ページになりますけども、芝生管理アドバイザーにお世話になって、葛城市の新町公園の芝を守ってもらってきたわけですが、これが最終年度というか、卒業という形になります。成果報告書の中にあります芝生アドバイザー管理委託料の中の業務の中に土壌三相分析というのがありまして、調べてみたら、過去もずっとやっていると。三相というのは、固相、液相、基相といって、中に入れて土の状況を見るということなんですけど、これについては芝生管理アドバイザーの委託料の中に入っていたんです。令和6年度以降は、これについてはどのようにされるのか、お尋ねをいたします。

増田委員長 竹本課長。

竹本都市計画課長 都市計画課、竹本です。どうぞよろしくお願いします。

ただいまの副委員長のご質問でございますが、まず1点目の、しあわせの森公園のフットライト整備工事でございますが、こちらは、補助金名はデジタル田園都市国家構想交付金で、2分の1補助で実施しているものでございます。

そして、しあわせの森公園の舗装整備工事につきましては、公園内の広場の碎石舗装を行って、来園者の利用促進のための舗装工事でございます。来園者の広場の駐車場等を含めての舗装ということで、あと、その入り口部分はアスファルト舗装を一部させていただいているものでございます。

以上でございます。

増田委員長 勝浪主幹。

勝浪都市計画課主幹兼体育振興課主幹 体育振興課、勝浪です。よろしくお願いします。

吉村副委員長の、土壌の三相分析の件なんですけれども、この目的というのは、芝生の状態がどうであるかと。土の状態、土の中の空気の状態、土の中の水の状態、そのバランスがどうなっているかというのを10か所調査させていただく分でございます。そのバランスを見て芝生の土壌としていいのかという判断をそれでしていたわけなんです。結局、芝生が育つというのは、そのバランスによって変わってくるんですけども、その数字というのは、令和6年度からは見てないんですけども、それは結局、芝生が育てばいいわけでありまして、私、毎日見ているので、その辺に関しましては、責任を持って、数字とかではなくて、実際の現場を見ていただければ判断していただけたと思いますので、ご理解よろしくお願いします。

以上です。

増田委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 まず、しあわせの森公園につきまして、舗装工事というのは駐車場の工事ということで理解いたしました。しあわせの森公園の今後の維持費については、成果報告書61ページにいろいろかかるというふうに、令和5年についてはかかるというふうに書いてあるんですけど、これから、大体、成果報告書61ページの下の方にある数字、これぐらいが維持費でかかるというふうに考えていいのかどうかということと、それから、しあわせの森公園の今後の活

用方法です。それからあと、今ある、KATSURAGI パネルとフォトオブジェがあります。フォトオブジェは期間が恐らく決まっていると思うんですが、白いKATSURAGI の文字のパネルというのは、いつまで使うとかいうのは決まっているのでしょうか。それとも、使えるまでずっと置いておこうかなという、その見通しをお教えいただけたらと思います。

それからあと、芝生につきましては分かりました。私も、こういうのを年に1回やらなあかんのかなというふうに思っていたんですが、実際育てばいいという気迫にあふれる答弁をいただきまして、藤井本委員も一般質問でされましたけれども、勝浪主幹におかれましては、夜の真っ暗なうちからいろいろ作業をされているということで、本当これは頭が下がるなというふうに思うんですけれども、芝生管理にはノウハウという技術の部分と、芝生というのをこういうふうにするという哲学の部分というのがあるかと思うんですが、これについては、芝生管理アドバイザーから受け継がれたということで考えておられるのでしょうかということと、あと、それから、芝生管理をどれだけ手間暇かけてやっていたとしても、私も覚えているのが、静岡県に行きまして、当時、清水エスパルスというプロフェッショナルのグラウンドの管理というのを見ていたんですが、超ベテランの方でも、配合とか時期とか、間違えてスズメノカタビラを生やしてしまったというふうなことがあったんですが、どうしても手に負えない場合も、もしかしたら、今後出てくるかもしれないんですが、それについてどのように、万が一のときにはどういうふうな対応をされるのか、これについて伺いいたします。

増田委員長 竹本課長。

竹本都市計画課長 都市計画課、竹本です。どうぞよろしくお願いします。

しあわせの森公園の維持管理につきましては、今年度の成果報告書と出ている内容で、ほぼ同内容で今年度も継続的にやらせていただいて、ほぼ同額の維持になると。あと一部、植栽の部分について、改めて補植等が増えたら、その辺りはまた変わってくる部分もございますが、ほぼ同額等で維持をやっていく予定でございます。

そして、ネーミングサイン、フォトオブジェ等につきましては、基本的にネームサインについては、設置当時、耐用年数10年とは伺っておるところでございますが、これにつきましては、期間限定ではなしに継続的にやっていくもので考えておるところでございます。

以上です。

増田委員長 勝浪主幹。

勝浪都市計画課主幹兼体育振興課主幹 体育振興課、勝浪です。よろしくお願いします。吉村副委員長の2つの質問に答えさせていただきます。

1つ目が、芝生のノウハウですけれども、前任者の方からも、日々、分からないことは聞かせていただいたりしています。それとあと、書籍におきまして、「芝生と緑化」というのがあるんですけれども、それを日々読んで勉強しております。あとは現場と照らし合わせて、文献と合っているかとか、変化を見させていただいていますので、ノウハウ、今、自分でどれだけあるのかというのは分からないですけれども、日々、研さんしているところでござい

ます。

2つ目の、雑草なんですけど、特にスズメノカタビラというのは春先に生えてくるんですけども、これは農薬で除草剤をまいて抑制をしているんですけども、完全になくすということは無理なので、シーズンに入りましたら、私が観察するときとか、作業、芝刈りした後とか、そのときに伸びているやつというのはもう手で摘んでいるんです。それをやっていくしかないです。ですので、めちゃめちゃになるということはないですけども、その年によって、種が多かったりしたら量も増えるんですけども、その辺は人力でやっていっているところでございます。

以上です。

増田委員長 東副市長。

東 副市長 東でございます。

しあわせの森公園の今後の活用方法について述べたいと思いますけれども、去年からやりました、星空観察でありますとか、そういったことを昨年度からやらせていただきましたけれども、今年もやりますけれども、絶景のビューポイントで夜にやるというのは、特にこれからいろんな人を呼び込める絶好の場所かなと思っておりますので、四季を通じて何かイベントを打って、あの絶景からの大和平野を見てもらうというようなことを今後進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

増田委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 しあわせの森公園につきまして、今、副市長がおっしゃったみたいに、場所の持っている特性を最大限に生かして活用していくということで、また、葛城市民あるいは関係人口といいますか、ほかから来られた方に親しまれるようにまたお願いをしたいと思います。

それからあと、芝生のことについて私も何年か前に勉強はしたんですけど、知識だけで知っているのと現場を知っているというのは随分と違いますので、両方でしっかりとやってくださっているということです。また引き続き、これからは管理をよろしく願いしたいと思います。

以上です。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 少し芝生のグラウンドについてお聞きしたいんですけども、日曜日、我々も行かせてもらって、使わせていただくんですけども、僕もあんまりしょっちゅう見に行けないんですけど、今、芝生の状態というのは100%でいうとどれぐらいなのか。あんまりしょっちゅう見に行けないので、めっちゃ頑張っているのは分かるんですけども、せっかく市民の皆さんが使われるので、今どれぐらいの状態なのか、お聞かせ願いたいと思います。

増田委員長 勝浪主幹。

勝浪都市計画課主幹兼体育振興課主幹 体育振興課、勝浪です。杉本委員の質問にお答えします。

市民体育祭に向けて全力でやってまいりまして、私としては、100%を今も目指しております。

以上でございます。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 多分そうやと思うんです。日曜日に向けてかなり一生懸命やられたと思うんです。楽しみにしています。ありがとうございます。

増田委員長 ちなみに、葛城川があつて、グラウンドがあつて、若干、葛城川の水位と、ポンプアップをして池の水を越やすという条件からいくと、地下水位が高いという位置かなと。そういう意味で、芝生に対する負担とか、土壌条件が厳しい条件なのか、いやいや、排水工できちっと健全な根が張るような改善、そういう環境は整えていますとか、その辺のところ、もし、工夫されているところがあれば、教えていただけますか。

勝浪主幹。

勝浪都市計画課主幹兼体育振興課主幹 体育振興課、勝浪です。今のご質問にお答えいたします。

私が引き継いでから、既に芝生も埋まっていたので、ハード面の改良というのは行つてませんけども、芝生というのは、1平方メートル当たり、1日に4リットルから5リットルの水を使うんです。それは芝生の成長に使ったり、蒸発する分もあるんですけども、常に雨が降れば、それは賄えます。ただ、今年の夏みたいに、全然雨が降らなくて、そういうときはスプリンクラーで1時間回すと、目安ですけども、1平方メートル当たり6リットルまけるというふうにしています。ですので、私は常に1時間回してやっていますので、今のところ、その辺で状態はいいと思います。

以上です。

増田委員長 要するに、芝生の環境からすると、水の補給をする必要があるが、過度な湿気、水分は含まれてないので、芝生に対する環境はいいと、こういうご説明でございました。分かりました。

ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 3点ほど、簡単にお伺いします。

1つ目は、117ページから118ページなんですけれども、6款2項3目の国鉄・坊城線整備事業で土地借上料です。118ページのところにありますけれども、これが一番、土地借上料では1,000万円というふうに非常に大きい借上料なので、場所は、重機とかいろいろ置かれていたので分かっているんですが、これについての積算根拠等、契約期間等、分かりましたらお願いします。

それから次に、121ページの6款4項3目都市公園管理事業、並びに、その続きになりますけど、公園管理事業も併せてお願いしますけれども、都市公園管理事業におきましては、都市公園条例の中で27の公園が挙げられていますので、その管理事業だと思うんです。公園管理事業のほうは公園条例がありまして、そこには30ほど、公園が挙げられていますので、その管理事業だと思うんですが、それだけのうち、この予算での執行では、そこにある全ての公園の数の分だけ、この管理事業の対象になっているのか。それとも、指定管理者制度で何か使って、ほかのところに指定しているものもあるのか。そこを併せてお聞かせ願えたら

と思います。

増田委員長 西川課長。

西川建設課長 建設課、西川です。よろしくお願いいたします。

1点ご確認させていただきたい点がございまして、契約期間につきましては、借り出した日なのか、それともこの予算のお話ですか。どちらのほうをお指しになっていますか。

谷原委員 予算です。

西川建設課長 予算でいいですか。そうしましたら、今回のこの計上につきましては、4月1日から11月末になっております。金額の算出につきましては、建設課が利用しますのは、国土交通省の公共用地の取得に伴う損失保全基準に基づきまして、土地の単価掛ける6%で契約しています。土地の単価といいますのは、近年、近傍で買収しておりますので、その金額を参考に算出しております。

以上でございます。

増田委員長 竹本課長。

竹本都市計画課長 都市計画課の竹本でございます。

ただいまの谷原委員の質問の、都市公園管理事業と公園管理事業でございますが、今、谷原委員もおっしゃいますように、都市公園管理事業につきましては、都市公園条例に載っている公園の管理に係る経費でございます。公園管理事業につきましては、公園条例等に載っている公園等の管理事業でございますが、ただし、都市公園管理事業につきましては、公園条例に載っている中でも、この決算書にも出てきます、屋敷山公園、新町運動公園、そして葛城山麓公園につきましては、それぞれの所管課のほうの事業予算となっております。それを除く分ということでご理解いただきたいと思います。ただし、その3公園につきましても、長寿命化計画の事業については、都市計画課のほうで事業対応しているところでございます。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 指定管理をしている公園はあるんですか。それだけ答弁をお願いします。

増田委員長 竹本課長。

竹本都市計画課長 失礼いたしました。答弁漏れがございました。指定管理については、現在行っている公園はございません。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 土地借上料の基準については分かりました。非常に高額なんですけれども、これは工事が終わり次第ということなので、分かりました。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、6款土木費に関する質疑を終結いたします。

ここで職員の入替え等ございますので、暫時休憩をいたします。次は7款消防費及び8款

教育費の審査を行いますので、よろしくお願い申し上げます。なお、14時ちょうどから再開をいたします。

休 憩 午後0時38分

再 開 午後2時00分

増田委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、7款消防費及び8款教育費の説明を求めます。

松本会計課長。

松本会計課長 会計課、松本でございます。午前中に引き続き、よろしくお願いいたします。

それでは、7款、8款のご説明をさせていただきます。決算書125ページをお願いいたします。7款消防費でございます。全体といたしまして5億5,231万3,825円の支出でございます。1項1目広域消防費につきまして、広域消防組合事業といたしまして5億361万217円の支出でございます。2目非常備消防費につきまして、3,477万6,506円の支出でございます。主な事業といたしまして、消防団運営事業3,402万4,565円の支出でございます。

126ページをお願いいたします。3目消防施設費につきまして、消防施設整備事業といたしまして436万1,520円の支出でございます。4目災害対策費につきまして、956万5,582円の支出でございます。主な事業といたしまして、防災対策事業715万8,021円の支出でございます。

下のページに移っていただきまして、続きまして、8款教育費でございます。全体といたしまして22億737万7,259円の支出でございます。なお、1億5,205万7,600円を繰越しいたしました。1項1目教育委員会費につきまして、教育委員会事業といたしまして148万7,505円でございます。2目事務局費につきまして、4億9,405万5,468円の支出でございます。主な事業といたしまして、130ページ、学校給食特別会計繰出金3億460万円の支出でございます。

下のページに移っていただきまして、2項1目学校管理費につきまして、2億4,789万7,688円の支出でございます。主な事業といたしまして、小学校運営事業学校教育課配当分9,954万6,901円の支出でございます。

134ページをお願いいたします。2目教育振興費につきまして、4,335万9,050円の支出でございます。主な事業といたしまして、小学校就学援助事業2,289万9,960円の支出でございます。

下のページに移っていただきまして、3項1目学校管理費につきまして、6億2,411万7,326円の支出でございます。主な事業といたしまして、137ページ、中学校管理事業繰越明許費4億2,436万7,700円の支出でございます。2目教育振興費につきまして、3,235万6,632円の支出でございます。主な事業といたしまして、中学校就学援助事業2,136万2,823円の支出でございます。4項1目幼稚園管理費につきまして、2億8,625万4,012円の支出でございます。主な事業といたしまして、138ページ、幼稚園運営事業6,622万9,159円の支出でございます。

次に、140ページをお願いいたします。2目教育振興費につきまして、279万7,009円の支出でございます。主な事業といたしまして、幼稚園教育振興事業237万348円の支出ござい

ます。5項1目社会教育総務費につきまして、3,442万7,659円の支出でございます。主な事業といたしまして、141ページ、社会教育総務事業378万5,128円の支出でございます。

142ページをお願いいたします。2目人権教育推進費につきまして、289万5,000円の支出でございます。主な事業といたしまして、人権教育推進事業、人権政策課配当分180万円でございます。

143ページをお願いいたします。3目文化財保護費につきまして、文化財保護事業といたしまして1,101万4,260円の支出でございます。4目公民館費につきまして、5,323万7,462円の支出でございます。主な事業といたしまして、公民館分館運営事業2,091万2,913円の支出でございます。

145ページをお願いいたします。5目コミュニティセンター管理運営費につきまして、939万6,659円の支出でございます。主な事業といたしまして、コミュニティセンター管理事業921万2,010円の支出でございます。

146ページをお願いいたします。6目文化会館費につきまして、1億2,172万3,544円の支出でございます。主な事業といたしまして、148ページ、新庄文化会館管理事業5,747万7,878円の支出でございます。

下のページに移っていただきまして、7目図書館費につきまして、5,879万9,260円の支出でございます。主な事業としまして、150ページ、図書館運営事業3,281万6,039円の支出でございます。

151ページをお願いいたします。8目歴史博物館費につきまして、5,030万5,462円の支出でございます。主な事業としまして、152ページ、歴史博物館管理事業1,860万3,345円の支出でございます。

下のページに移っていただきまして、6項1目保健体育総務費につきまして、1,702万1,554円の支出でございます。主な事業としまして、154ページ、スポーツ振興助成金事業910万9,280円の支出でございます。2目体育施設費につきまして、1億1,623万1,709円の支出でございます。主な事業といたしまして、157ページ、体力づくりセンター管理事業4,923万9,560円の支出でございます。

以上で、7款消防費、8款教育費の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

増田委員長 ただいま説明を願いましたが、まず7款消防費に関する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

松林委員。

松林委員 私は、決算書127ページ、7款消防費、1項消防費、4目災害対策費で、右側にある防災対策事業、費目は18節の感震ブレイカーの補助金についてお伺いをいたします。成果報告書65ページ、ここでは感震ブレイカー、ここにいろいろ内訳が書いてあるんですけども、分電盤タイプの後づけ、簡易タイプ、それぞれの件数も書いてあるんですけども、この補助金、それぞれ幾ら補助されているのか、そういうことをお聞かせ願えますか。

増田委員長 野地課長。

野地生活安全課長 生活安全課の野地でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの質問ですが、感震ブレーカーの内蔵型につきましては、要した費用の2分の1を乗じた金額または上限が3万円となっております。後づけ型は、要した費用の2分の1か1万円のいずれか低いほう、簡易タイプにつきましては、要した費用の2分の1か3,000円のいずれか低いほうとなっております。

以上です。

増田委員長 取付け実績も併せてですか。

松林委員。

松林委員 取付け実績はここに出ていますので。それから分電盤タイプ内蔵型は2分の1で上限3万円、それぞれ分電盤タイプ、後づけは1万円かいずれか低いほうですね。簡易タイプも3,000円といずれか低いほうということで、この補助金ですけれども、賃貸マンションやアパートまたは一戸建ての住宅でもこの補助金は補助されるのかということ、そしてまた、賃貸ではない買取りマンションでは補助されるのかどうか。賃貸マンションやアパート、賃貸の一戸建て住宅のオーナーが設置する場合は補助されるのか。ここをお聞かせください。

増田委員長 野地課長。

野地生活安全課長 補助対象につきましては、市内に自ら所有する住宅に居住する者とありますので、賃貸マンションについては補助の対象外となります。分譲のマンションにつきましては自らの居住と認められますので、補助の対象となるということです。

以上です。

増田委員長 松林委員。

松林委員 これは一戸建ての賃貸でも補助されないんですか。

増田委員長 野地課長。

野地生活安全課長 家主が申請をしていただければ補助は出るということになります。

増田委員長 松林委員。

松林委員 賃貸の一戸建て住宅、家主が申請すれば補助されるということで、地震発生時の電気火災を防止するために、自身の住んでいる住宅を火災から守ろうということは、賃貸であろうが、持ち主であろうが、一緒であろうと、このように思います。また、特に自分が所有する財産、マンションやアパートのオーナーが感震ブレーカーを設置して、電気火災から自分の財産を守ろうとすることは当然だと、このように思います。一定の基準を設けて補助するべきであろうと私はこのように思います。また検討をよろしくお願いいたします。

増田委員長 趣旨としては、もっと緩く、賃貸も含む方向で検討してくれと、こういうご要望ですか。

松林委員 一定の基準を。

増田委員長 基準は今おっしゃっていた、対象基準をおっしゃっていたんですけど、それが厳しいとか、借家も含めたらどうですかというご提案でよろしいですか。

松林委員 はい。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 関連で同じところをお聞きしたいんですけど、予算では66万5,000円で上がっていて、決

算額は35万円で来ているんですけども、火災のときに必要なやつだから、お一人がつけていても、皆さんができるだけつけるほうが防げるわけじゃないですか。ということは、できるだけ数をつけているほうがいいと思うんです。市内に1万4,000軒ぐらい家があるのかな。世帯はあるので、途方もない数なんですけど、できるだけつけていただきたいんですけど、どう言ってはるんですか。新築の建っている数と比べたらかなり少ないと思うんです。新築を建てる方で何らかの申請されている方にこういうのありますよと言っていたら、もうちょっと数が増えてもいいのかなと思ったりもするんですけども、周知の仕方と、この数が妥当なのかどうかと、次年度に向けての取組を教えていただいたらうれしいです。

増田委員長 野地課長。

野地生活安全課長 生活安全課の野地でございます。よろしくお願いいたします。

周知の方法といたしましては、防災の何かのイベントがあるたびに、こういう補助金がありますよということで、チラシ等をお配りして啓発はしているところでございます。住宅の開発につきましても、市の事前協議のところで、市にはこういう補助金もあるので申請してくださいねというのは、住宅事業者のほうには、住む方にお知らせしてくださいねというのはさせていただいているので、周知はさせていただいていると考えております。おっしゃるように、数というのはまだ、たくさん数をつけていただいたほうがいいのは間違いありませんので、イベントとかあるたびに同じように啓発をしていきたいと考えております。

以上です。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 そうしたら、今、これをやられて、どれぐらいの数の方が何個つけておられるのかと、普及率です。葛城市内の家の何%についているのか。

増田委員長 林本部長。

林本総務部長 総務部の林本です。よろしくお願いいたします。

ただいまの杉本委員の質問ですけれども、普及率ということについては、本市の場合、全体の中でどれだけ感震ブレーカーをおつけになられているかという普及率につきましては、データのほうを捕捉しておりません。これは以前も調べようとしたんですけども、そういったデータはございません。直近なんですけど、今までつけた累計というのが手元にはございませんでして、令和5年度も含めて3年間の件数でございますけれども、令和3年が12件、令和4年度が15件、そして、昨年度が全部で15件ということで、今のところ42件というのが直近3年間の累計ということになっております。

以上です。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 42件というのが多いのか少ないのかと言われたら、コメントは差し控えますけれども、新築の方にももちろん周知してこれということは、何か、不評とは言いませんけれども、何でなのかというのをリサーチしていただきたいと思います。予算を組んであるので、いっぱいまで使っていただいたらええなと思って言っています。不評とは言わないです。ただ、何でなんやろうなと思うんです。僕やったら普通に付けるやろうなと思うんですけども、その辺のリ

サーチをお願いしておきます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

吉村副委員長。

吉村副委員長 2点お伺いをいたします。

決算書の126ページ、7款消防費、1項消防費、3目消防設備費です。成果報告書は64ページになります。消防施設整備事業の消火栓更新工事委託についてお伺いいたします。事業費187万4,180円の分です。成果報告書を見ましたら、更新されたのは2か所というふうにありますけれども、場所はどこになるでしょうか。また、更新された理由をお聞かせ願います。

同じく、126ページで、4目災害対策費の10節需用費で、成果報告書も同じ64ページの消耗品費なんですが、決算額は244万7,161円で、成果報告書を見ていただきますと、非常用食料及び液体ミルク、段ボールトイレ等の購入というふうに消耗品費あります。直近3年間を見ましたら、令和3年度は65万3,643円、令和4年度は85万9,910円に對しまして、令和5年度は244万7,161円と大幅に増額になっています。これは私の推測なんですが、恐らく令和6年1月に能登半島地震で、葛城市は石川県穴水町に職員が物資を届けるということで支援を行われたんですが、これに関連するのではないかというふうに拝察するものですが、いかがでしょうか。

増田委員長 野地課長。

野地生活安全課長 生活安全課の野地でございます。よろしくお願いいたします。

まず1つ目の、消火栓の場所ですけども、新設のほうが加守地内で1か所、更新工事のほう、柿本地内の消火栓の更新工事を1か所行っております。更新のほうにつきましては、消火栓を各大字で点検していただいたときに不具合があるというふうな報告をさせていただいたら、こちらのほうで順序をつけて随時更新工事を行っていつているということになります。加守地区の新設につきましては、大字のほうから新しくつけてほしいという要望がありましたので、つけさせていただいたということになります。

次の2つ目の質問ですけども、消耗品ですけども、令和5年度につきましては、消耗品の中に簡易型設置の止水板35枚分が含まれております。その金額が117万4,250円となりまして、増えた分は主にこの止水板の購入が増えていることになります。備蓄食料だけでいいますと、令和5年度につきましては109万3,528円となりまして、確かに、令和4年度につきましては76万356円ですので、若干増えているのは、委員おっしゃるように、穴水町に支援物資を持っていった分の買い足しをしているということになります。

以上です。

増田委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 承知しました。

まず、加守には消火栓を新設したと。柿本が不具合やということですね。不具合というのがこれから更新をする一番大きな理由となるんですが、消火栓も水道施設の1つですので、老朽化の問題があるのかなというふうにも思うんですが、こういうのは問題になるのか、ならないのか。不具合があったときに更新するものなのか。耐用年数みたいなものがあるもの

なのかということと、それからあと、現在の市内の消火栓の総数をお答え願いたいと思います。

それからあと、もちろん、先ほど穴水町のこともあるけれども、止水板が一番大きかったということで、消耗品費については承知いたしました。

あと食料品とか、そういうふうなものに限った話なんですけど、葛城市に備蓄している、そういった食料等、発災後、大体どれぐらいもてばいいというふうに想定されているものかというのを、お考えをお聞かせ願えたらと思います。

増田委員長 野地課長。

野地生活安全課長 まず1つ目の、消火栓の更新ですけども、生活安全課のほうで更新をさせていただいているのは、不具合が発生したところの消火栓の更新工事をさせていただいていますので、水道管が古くなって更新しているのは、うちのほうではしてないという形でお願いしたいと思います。

あと、市内の消火栓の総数につきましては、すみません。手元に資料がありませんので、また報告させていただきたいと思います。

その次の質問の、どれぐらいの備蓄があればいいのかということですけども、過去の事例等を見ますと、大災害における避難者数というのが、市民の大体2割から3割と言われております。葛城市の指定緊急避難場所は17か所ございまして、収容可能人数が1万1,643人となっております。現在、備蓄食料といたしまして、葛城市としては1万4,264食確保しております。この量は、収容可能人数が全て避難してきた場合のおおよそ1食分となり、計画としましては、避難されてきた方の1食分につきましては市のほうで確保しようという計画で動いていますので、その分につきましては、今現在は確保できているということです。

現在、市民の皆様には、3日分の食料をローリングストックして備蓄のほうをお願いしております。避難の際は、その備蓄品を持って来ていただくようお願いをしております。3日たちましたら、市のほうでも支援できる体制を整えまして、また、多方面から支援物資も送られてくると考えますので、それを効果的に被災された方々が受け取れるようにしたいと考えております。

以上です。

増田委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 承知しました。生活安全課としては、消火栓の不具合のときに対応してくださっているということと、あと、私も質問したときに念頭にあったのが、3日分があったら、それ以降はまた支援物資が届くというふうなことだったんですが、今し方、ローリングストック法ということをおっしゃって、それと私が十分、分けられてなかったかもしれません。避難所に来た人が、最大来たときに、1食分は必ずあるというお考えだということは承知しました。

増田委員長 ちなみに、消火栓の不具合、点検については、どこで実施されているんですか。

野地課長。

野地生活安全課長 生活安全課の野地でございます。

消火栓の点検につきましては、各大字のほうで消防の点検とかというところでしてもらっ

ていて、不具合があったら報告していただけるという体制をとっております。

以上です。

増田委員長 実施状況について把握されていますか。というのは、実際に点検されているかどうかなんです。私の知り得ている範囲では、実施をされてない。要するに、自警団のあるところ、ないところでその実施状況が変わってくると思うんです。消防署等で消火栓の点検をされているというようなことも伺ったことがあるんですけども、その辺、明確に、もし、各区で実施してくださいということであれば、区長会議等で徹底をしていただく必要があるのかなと思うんです。

阿古市長。

阿古市長 その辺、1回確認させていただきたいと思います。ただ、消火栓の開放をするというのはなかなか難しゅうございまして、それをいろうことによって水質の問題が実は発生してまいります。消火栓を開けますと、どうしたかて水道水の水を使いますので、その流れが変わりますので、それが普段の水の濁りやとか、そういう問題があるので、なかなか開栓というのは、出火のような原因があるときに実際に使用していただいているのが事実だと思います。その辺はどうなっているのか、確認させていただきたいと思います。

増田委員長 よろしく願いしておきます。

ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 3点、質問させてもらいますけれども、最初は関連で、防災対策事業費の、先ほどからある、非常用食料品等のことについてまず最初にお聞きします。葛城市として防災備蓄品の必要数、先ほどありました、指定避難所で1日生活できるというのが目標値で、全ての備品をそろえていると、計画的にもうそこはそろえているという理解でいいのかどうか。これを確認させてください。この品は何ぼというふうにはっきりと目標数があって、足りないところはそこを目指して毎年蓄えていっている、あるいは更新していっている。そこら辺、どうなっているかということをお聞きします。

それから2つ目は、125ページの7款1項1目の広域消防組合事業の中の、これは13節のところになります。土地の借上料なんですけれども、場所と目的と、それからあと、この金額の積算根拠をお聞きします。

それから3つ目ですけれども、127ページになります。7款1項4目の防災士育成支援事業の18節ですけれども、防災士育成補助金ということで、成果報告書に、65ページですけれども、本年度は補助件数が2件というふうになっております。現在の葛城市内の防災士の資格を取っている方の数が今幾らになっているのか。去年は補助が2件とありますけれども、実際に令和5年度の時点で何人、防災士の方がいらっしゃるのか。事前に質問を通告してなかったものであれですけど、今、分かれば教えてください。

以上3点、お願いします。

増田委員長 林本部長。

林本総務部長 総務部の林本です。よろしくお願いいたします。

先ほど備蓄食料品のことで課長のほうからも答弁させていただきましたように、本市の指定避難所のキャパシティー、それが仮に全員、大体1万1,600人ということで申し上げたと思うんですけども、大体その人たちが仮に全員来たと仮定したときに、そのプラスアルファということで約1万4,000食という、それぞれ当然、備蓄食料にも種類がございます。よくあるアルファ米であるとか、レトルト食品であるとか、また、ソフトパン、あと保存水であるとか、液体ミルクというのもございます。これは、災害のときに、熱源であったりとか、水がなくても摂取できるために、できるだけ、すぐに口にしやすいものということで選んでおりますので、まず、この点においては、この数字は一応、計画ということではないんですけども、適正な数であるというふうに理解をしております。

それと、能登半島地震のときのお話を実は参考にさせていただいております、能登半島地震、物流のネットワークもかなり被災したということですが、奈良県がカウンターパート方式で支援を行いました穴水町の方に聞くと、1月2日、被災の次の日に、既に何か、石川県からプッシュ型で結構大量のパンが送られてきたということも聞きます。当然、被災の状況で大きく左右すると思いますが、先ほど課長が申し上げましたように、各ご家庭における3日分のローリングストックも含めて、そういった、各方面から様々な支援がかなり迅速に届けられるということもございますので、それを被災された方たちに効果的に配布する体制を、それも含めてやっていかないといけないというふうに考えております。

それとあと、食料品以外もそうなんですけども、災害時応援協定ということで、食料以外の雑貨とか、そういったものも民間の事業者との協定によって迅速に入手できるような体制というものも整えているという考え方になっております。

以上です。

増田委員長 野地課長。

野地生活安全課長 生活安全課の野地でございます。

私のほうから、お問いの2つ目でございます。土地の賃借料ですけども、こちらにつきましては、葛城消防署の土地の賃借料となっております。算出の方法といたしましては、土地の評価額によりまして、あとは地権者との交渉で金額を決定させていただいているというところです。

3問目の、防災士の数ですけども、令和5年度で112名の方が葛城市の防災士会に入っているという状況です。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 再質問になりますけれども、防災用備蓄品の備蓄場所がどうなっているのか。例えば市内1か所でやられているのか。例えば校区ごとに分散してやっておられるのか。そういうところをお聞きしたいのと、今、食料品だけが出たんですけども、例えばパーティションとか、段ボールベッドとか、簡易トイレとか、必要なものについての必要数の目標とか、充足とか、それがどんなものなのか、再質問をお願いします。それが1つです。

それからあと、防災士のほうですけれども、令和5年度は2人ということでもいいわけですね。それを入れて先ほど112名ということだったと思います。これは意見だけ言わせていただきますけれども、大字によっては1名しかいらっしやらないところもあるし、大勢おられるところもあって、地域間にばらつきがあると思うんです。防災士というのは、阪神・淡路大震災のときに、公助が、とても大規模の地震の場合とかでは追いつかないということで、地域に防災についての知識を持った人、一定の知識を持った人にそのときには活躍してもらうということで、避難所の運営の仕方であるとか、いろんな面での知識を持っている人を増やそうということでやっておられると思うんです。ぜひこれは、東南海地震が近づいてくるということもあるので、もうちょっと目標を持って増やすということで努力いただけたらと。

ちなみに、私、防災士になっていますけども、最初に葛城市が補助金を出して、取りましようといったときのほぼ最初の頃に私は受けたんですけど、そのときは大字の区長から言われました。葛城市から大字で必ず防災士を1人出せと言われているから、誰が行くかといったら、おまえ、役員で一番若いから、勉強できるから行ってこいとか、指名です。だから大字で複数いると、いざというときに、1人ではなくていけるので、執念を持って区長とかにお願いをしながら、補助金をせっかく出していて昨年度は僅か2名という状態なので、皆さん、防災意識が高くなっていると思うので、ぜひお願いしたいと思うんです。

増田委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午後2時36分

再 開 午後2時37分

増田委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

林本部長。

林本総務部長 先ほどの再質問の1問目のご質問にお答えをさせていただきます。

備蓄食料品以外の雑貨である、段ボールベッドであるとかパーティション、トイレもそうだと思うんですけども、こちらにつきましては、段ボールというのは保管も難しいということもあって、湿気を吸ったりとかすることもあるので、基本備蓄というのは一応、トイレはすぐに要るものですので、ありますが、あとパーティションも各避難所のほうにも備蓄はさせていただいていますが、やはり段ボールベッドとなると大きいので、先ほど申し上げましたように、市内の3社の段ボール製造会社と協定を結んでおりまして、そちらのほうから迅速に災害が起こったときに提供していただくということでございます。

それと使用期限ということですので、先ほどの備蓄食料も追加で言いますと、基本どれにも消費期限というものもございますので、そういったことも含めると、大量に保管するというのはなかなか現状難しいということもご理解いただけたらというふうに考えております。

あと、備蓄食料品のほうです。防災倉庫が市内11か所ございます。基本、指定避難所の近くに防災倉庫はございまして、何かあったときに管理している者が開けて、それを指定避難所のほうに必要な数を持っていったりとかいうような形の、普段からのシミュレーションをさせていただいております。

以上です。

増田委員長 野地課長。

野地生活安全課長 生活安全課の野地でございます。

防災士のほうですけども、防災士の資格につきましては、奈良県で一括で募集がありまして、葛城市から、令和5年度につきましての数字が今手元にはないんですけども、令和6年度でいいますと、奈良県全体の申込みが445名ありまして、そのうちの受講ができるというのが272名でございました。そのうち葛城市につきましては、今年度、25名の方が申込みいただいたうちの8名が受講できるという形になっていますので、その辺が、県全体の受講のバランスというのがあるって、そういうふうな結果になったということです。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 県でも各市町村かなりばらつきがあるので、多分遅れているところとか、抽せんとか、いろいろ県の考えもあるかと思うので、葛城市、県の枠で、結局は令和5年は2名だったということで、令和6年は8名ということで、分かりました。希望する方も多いようですので、引き続きよろしくお願いします。

それから、備蓄のほうはよく分かりました。ありがとうございます。各家庭で備蓄するのと合わせてやっていけるということで、よく分かりました。

休憩で途切れてしまったんですけども、再質問で、広域消防組合、施設の土地の一部を借り上げているということですけども、算定根拠で土地の評価額というふうにおっしゃっていたんですが、この評価額というのは、固定資産税評価額ということでよろしいですか。分かりました。結構です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 今の関連で災害時の備蓄倉庫についてお聞きしたいんですけども、災害時、大きい想定となると停電とか考えられたときに、恐らくそのときに電気をつくるのは発電機ですよね。そのときのガソリンはどうなっているのかなとお聞きしたいんですけど。

増田委員長 林本部長。

林本総務部長 総務部の林本です。

今、ガソリンはもちろん備蓄はしております。消防法の関係で、どうしても1か所にまとまった数量というのは保管できませんので、まずは必要分を備蓄しております。ガソリンにつきましても、当然、劣化しますので、それうちの公用車のほうに使いながらローリングストックを行っているという状況でございます。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 お尋ねしたいんですけど、車からガソリンを抜くポンプがあるんです。それはありますか。ないですよね。何が言いたいかといったら、それ1個あったらいいと思うんです。大きい災害時はガソリンスタンドもストップ、ある分のガソリンも限られているとなったときに、それ1本あれば、これだけ車があるからいけるのと違うかと、僕、この前思ったので、提案だけしておきます。お願いしておきます。

増田委員長 野地課長。

野地生活安全課長 生活安全課の野地でございます。

市内の消火栓の数ですけども、市内で1,248基の消火栓が現在ございます。そのうちの地下式消火栓が888本、地上式消火栓が350本になっております。

以上です。

増田委員長 ありがとうございます。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようでしたら、7款消防費に関する質疑を終結いたします。

ここで職員の入替えを行いますので、暫時休憩いたします。午後2時50分から再開をいたします。

休 憩 午後2時43分

再 開 午後2時50分

増田委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、8款教育費に関する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 よろしく申し上げます。

129ページの8款1項2目の学校教育事務費のところですよ。そこの2節になるんですけども、ここにフルタイムの会計年度任用職員というふうに出ております。多くはパートタイム会計年度任用職員がほとんどなんですけれども、フルタイム会計年度任用職員となっているので、その業務がどういうことに充てられているのかということについてお伺いいたします。

それから2つ目ですけども、130ページになります。8款1項2目の学校補助金事業というところですよ。400万8,000円余りですけども、ここで補助金が児童指導等補助金、生徒指導等補助金、教育振興会補助金となっているんですが、あと学校教育関係団体運営事業補助金というふうに一括して書いてあるんですけども、これについては、補助金の対象団体というのは主にどのような団体なのか。全部挙げなくても結構ですので、大体どういうふうな目的で使われているのかということについてお伺いします。

それから間接補助というのがされているのかどうか。気になるのは、教育振興会補助金というのがあって、教育振興会というところに200万円の補助金が出ているんですけども、これがどういうふうな補助金の内容になっているのか。ここから各学校、団体に補助金が出ているとすれば間接補助ということになると思うんですが、あるかないかということでも結構ですので、そのことについてお伺いします。

それから3つ目ですけども、8款2項1目の小学校運営事業ということですけど、先ほど最初に質問しました、フルタイム会計年度任用職員の業務ということで、ここにもフルタイムということが出てきますので、どういう業務内容なのか、お聞かせ願えないでしょうか。

増田委員長 森本課長。

森本学校教育課長 学校教育課の森本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず1点目の、学校教育事務事業のフルタイム会計年度任用職員の業務ということですが、こちらにつきましては、教育アドバイザーの方の給料となっております。業務内容といたしましては、就学前の教育を重点的に取り組むために、幼稚園、認定こども園の指導、助言など、幼児教育全般に関する事務を行っていただいております。

そして2点目でございます。補助金なんですけれども、こちらまず、葛城市立学校の児童・生徒の指導及び活動に関する補助金交付要綱に基づきまして、児童指導等補助金については、小学校5校に特別支援学級の活動補助として交付をしております。また、生徒指導等補助金については、中学校2校に生徒指導、進路指導、特別支援学級の活動補助として交付しております。教育振興会の補助金につきましては、葛城市教育振興会運営補助金交付要綱に基づき、幼稚園、小・中学校の教職員及び教育委員会関係者で組織する葛城市教育振興会の育成や教育の振興に関する経費として交付を行っております。最後の学校教育関係団体運営事業補助金につきましては、青少年の健全な育成を図ることを目的に、奈良県教育振興会へ補助をしております。

3点目の、小学校の運営事業のフルタイムの方ですが、こちらにつきましては、小学校において学習面、学校生活の支援が必要な児童に対してきめ細やかな授業を実施するため、担任教諭に加えて、補助として市費講師の方を採用しております。採用の理由といたしましては、職務の内容とか量を考えまして、勤務時間などを考慮した上でフルタイムの任用が適切であるというふうに判断いたしまして、また、採用条件をよくすることで安定した人員確保を行うためにフルタイムの採用としております。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 まず最初の、学校教育課におけるフルタイム会計年度任用職員については、教育アドバイザーということなんですけれども、これについてもフルタイムとする理由がどういうことなのか。パートタイムでは駄目なのか。あるいは、逆に言えば、正職員では駄目なのか。いろいろ判断があらうかと思うんですけど、そこら辺をもう一度、最初のところのフルタイム会計年度任用職員の採用ということについて、なぜフルタイムとするのかというところをお聞きしたいと思います。

それから、学校補助金ということなんですけれども、間接補助があるかどうかということをお聞きしたんですけど、答弁漏れがありましたので、それをお願いしたいと思うんですけど、小学校、中学校それぞれ補助金を出しているということなんですけど、これは、小学校管理運営費というのか、管理費とか、運営費とかの中で出すのではなくて、なぜこういう補助金として出されるのかというのが、私、学校に出すのであれば、例えば先生の研修だったら、研修についての費用ということで学校管理運営費の中でも措置できるのではないかなと思うんですけど、なぜ補助金として出しておられるのかということが分かればお願いしたいと思います。

それから3つ目の、小学校の運営事業費のフルタイム会計年度任用職員の件については分かりました。

2つ、再質問をお願いします。

増田委員長 答弁漏れのなところがある2点あったので、それをまず言ってもらいましょうか。間接のところと、それから、なぜフルでないと駄目なのかという、この2点についてまずご答弁願えますか。

森本課長。

森本学校教育課長 学校教育課の森本でございます。

まず、なぜフルでないといけないのかというところにつきましては、先ほどの小学校の市費講師と同じかなと思っておるんですけど、職務の内容とか量を考えますと、やはりフルタイムが適切なかなと判断をしております。

間接補助があるかないかということですが、こちらにつきましては、教育委員会の指定研究校に補助をさせていただいたりもしております。あるという回答になります。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 間接補助の在り方についてここで聞きたいということではなくて、あるかないかということだけお聞きしたいと思っております。

フルタイムの件につきましては、任期があるわけですが、恒常的にずっとということではないということで会計年度任用職員だろうと思うんですが、業務内容を考えてということでした。結構です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

松林委員 決算書133ページです。8款2項1目小学校管理費で、費目は、一番右端の通級指導教室事業という、成果報告書は68ページになっておるんですけども、通級指導教室事業、決算額で令和4年度は47万円程度、令和5年度では280万円程度と大きく増額になっておるんですけども、予算の中で特に会計年度任用職員報酬等が、令和4年度が25万円で令和5年度が258万円と、250万円程度大きく増額になっています。職員の増員か何かあったのか。その理由についてお聞かせいただきたいのと、それとあと2つ、これはほとんど確認になると思うんですけども、決算報告書140ページ、8款4項2目の教育振興費、このうちの一番右の費目のところで幼稚園教育振興事業の部分、これは成果報告書ではちょうどこの部分が72ページになるんですけども、ここで運動教室委託料が新たに追加になっているんです。運動教室の委託事業を新たに始めたのかということと、そしてまた、もう一つ、決算書140ページの下にあります幼稚園自然保護育成推進事業も43万円程度となっていますけども、これも令和4年度まではこの事業というのはなかったんですけども、ここも新たに始められた事業か。その内訳を教えてください。

以上3つについて、教えてください。

増田委員長 森本課長。

森本学校教育課長 学校教育課、森本です。よろしくお願いします。

まず1点目の、通級指導教室の件ですけれども、こちらにつきましては、令和4年度は新庄北小学校を拠点校として通級指導教室を実施しておりましたが、令和5年度から他校通級を自校通級、自分の学校のほうに変更させていただいて、各学校に通級教室を設け、通級担当の教職員が出向く形に変更をさせていただきました。その関係で、教職員は新庄北小学校に1名、當麻小学校に1名配置して運用し、拠点校での教職員を補助する支援員を新たに2名配置したことで会計年度任用職員の報酬が増額となっております。

2点目の、運動教室でございます。こちらは新規でさせていただいたもので、これまで幼稚園、認定こども園においては、保育所が実施している運動教室を実施しておりませんでした。昨今、コロナ禍におきまして、子どもたちが園庭で運動する機会がますます減ってきていること、また、幼児期は神経機能の発達が著しく、5歳頃までに大人の約80%程度まで発達すると言われております。これを踏まえまして、令和5年度から新たに運動教室とサッカー教室を実施させていただいております。

3点目の、自然保育でございます。こちらにつきましては、県において奈良っ子はぐくみ自然保育認証制度として、自然保育に積極的に取り組む保育施設を認証し、自然保育を充実させるための補助事業を実施されております。植物や生き物、樹木、水辺などの自然環境を活用した体験活動を通して、子どもたちが自然の美しさや不思議さに触れることで好奇心、探究心などの感性を豊かにし、自己肯定感、自尊感情、他者への寛容な心、健やかな体を培うことを目指しております。令和5年度については、取りかかりといたしまして、新庄北幼稚園、當麻幼稚園の園児数の少ない2園で実施をさせていただきました。令和6年度は新たに新庄と忍海幼稚園も認証を受けましたので、4園で行っております。

以上です。

増田委員長 松林委員。

松林委員 通級指導教室、新庄北小学校、それと當麻小学校ですか。ここに先生を1名ずつ配置して、あと支援員の増員ということで、拠点校から各学校の通級指導教室に巡回に行かれて指導をされるという、そういう体制でどうしても人員が増えたということで了解いたしました。通級指導教室を利用している児童・生徒は増えているのかどうかということ、何人ぐらいいるのかということをお聞かせいただきたいということです。

そしてあと、運動教室委託費の委託事業、これと自然保護の保育事業、こころは了解いたしました。

最初のこの部分、通級指導教室を利用している方の人数が増えているのかどうかということをお聞かせください。

増田委員長 森本課長。

森本学校教育課長 学校教育課、森本でございます。

児童数なんですけれども、令和4年度が小学校で22名だったものが、令和5年度は45名に増えております。中学校におきましては、令和4年度、11名が、令和5年度は8名という形になっております。

以上です。

増田委員長 松林委員。

松林委員 令和4年度、小学校で22名から45名に増えているということで、これは他市からもここに通っておるということはないんですか。分かりました。引き続き、通級指導教室の充実した運営をよろしくお願い申し上げます。

学校教育課の担当部課には大変お世話になりますけども、どうかよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

増田委員長 質問の内容について、予算審議的な内容になっているので、成果、効果、結果についての議論を中心にお願い申し上げたいと思います。

ほかに質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 129ページをお願いいたします。教育総務費の事務局費、学校教育事務事業、1報酬、いじめ問題対策連絡協議会委員報酬といじめ問題対策委員会委員報酬、2万4,000円と3万2,000円。成果報告書では、いじめ問題対策連絡協議会委員が3名、いじめ問題対策委員会委員が4名ということなんですけども、会議なり何なりされて、どういった効果というか、何人こうなったとか、内容を言えないところもあるかと思うんですけども、どういった効果というか、どういった対策とかでも、効果のほどをお聞きしたいと思います。

次に、134ページをお願いします。2目教育振興費の13節使用料及び賃借料のバス借上料、これ多分、遠足とか、そういったときのバス借上料と思うんですけども、小学校の遠足の行き先はどんな考え方で決めているのか、教えていただきたいです。というのも、僕、全部の小学校の遠足の行き先を出させてもらったんですけども、ばらばらなんです。ばらばらでもいいんです。ただ、本当にこれが均等といいますか、というのを答えてください。これ、1年だけ見ても分からないんです。次また変わっていきなりするので、3年、4年、同じところへ行っているというところもあって、来年もここも変わるやろうなと思うけど、見方がよく分からなくなってきた、というのも、僕、お一人の方に、これは平等に、ここはここへ行ったけど、次はいいところに行くよとかあるみたいやでという話をしているんですけど、1人の方に、あそこの小学校は水族館に行っているのに、うちは公園だみたいな、1回聞いたことあるんです。これ、僕、ぶっちゃけて言って、葛城市の小学校は全部同じところにしたらええのと違うかと思ってるんです。日にちだけ変えて。ほな、そういう声も出ないし、同じ学びの場を与えられるんじゃないのかと思うので、遠足の行き先の考え方、決め方についてお願いいたします。

増田委員長 森本課長。

森本学校教育課長 学校教育課、森本でございます。よろしくお願いします。

まず1点目の、いじめ問題の対策連絡協議会と対策委員会の件でございます。こちらにつきましては、先に、いじめ問題対策連絡協議会でございますけれども、こちらについては、令和5年7月と令和6年2月の2回開催をさせていただいております。その中で委員報酬が発生した方3名に報酬のお支払いをしております。所掌事務といたしましては、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携、その他いじめ防止等のための対策を推進するために必

要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図るものとなっております。協議いたしました事項といたしましては、いじめの防止等に関する取組、連携を各機関から報告いただいております。また、本市のいじめの状況についてと、いじめ防止の取組についても協議を行っております。

もう1点、いじめ問題対策委員会のほうですけれども、こちらにつきましては、令和5年12月に開催をしております。委員報酬が発生する4名の方に報酬をお支払いしております。所掌事務といたしましては、本市のいじめ防止対策の実効性の検証や提言をしていただいております。協議事項としましては、葛城市のいじめ防止基本方針についてのことといじめの現状について、また、不登校の取組についていろいろ助言等をいただいております。

続きまして、バスの借上料の件でございます。こちらにつきましては、當麻小学校が金管フェスティバルに参加される分と、市の音楽会、こちらは文化会館でさせていただきます。そこへの送迎、あと、市の水泳記録会への送迎の分ですので、遠足分は入っておりません。

増田委員長 教育長。

椿本教育長 そうしましたら、私のほうから、遠足をはじめとした学校行事の行き先等の判断ということかなというふうに思うんですが、これは大原則として、学校長が決めると。教育委員会が決めるものではないというふうに私は思っています。今、委員おっしゃっていただくように、公平性というのをそこで言うのかどうかというのは、私は少し迷うところですが、市内で行き先が違うということで、保護者の話題にはなるとは思うんですが、その学校でその子どもたちを、その学年でどこに連れて行って学びを得るのかということを、学級担任や学年、そして学校で協議した中で行き先を決めていくということは、これは大変意義があるというふうに思っていますので、それを応援したいというふうに思っています。ただ、今、市内のほうで、特に小学校で春の遠足と秋の遠足を全ての学校で実施しているんですが、この1年間の2回の遠足において、学校の中での取決めではないんですけれども、保護者負担というのをできる限り抑えるというところで、1回はバス等を使って少し遠方のところを見学地、また学びの場と設定して進めていこうというふうに校長会のほうでは決めておられる。修学旅行については、修学旅行選定委員会という業者選定も挟みながら、今は市内統一して広島方面というふうに決めさせていただいているところでございます。

以上です。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 まず、いじめ問題のやつは、それをその会議でいろいろレクチャーいただいて、どうしていくんですか。そこを聞きたいんです。そういったことをされて、学校にこういうレクチャーしていくとか、そういうことをやられているのかというのをお聞きしたいんです。3人と4人だけではないんですね。ほかにもおられて、報酬を得られる方、何人かというのも、委員会に入っておられる、僕、3人やったら足らんやろうと思って質問したんですけど、ほかにもおられるんですね。その辺、お答え願いたいと思います。

あと遠足に関しては、そうなんですよね。校長、学校単位で決められていると言われて、

公平にするというのにも確かにそれはどうなのかなと思うんですけども、できるだけ、年の差がないように、この前、僕、去年、見ましたが、ちょっとだけ偏っているところがあるので、またその辺は、助言というか、やっていただいたら、大幅に変わっているわけではないので、そこまでは言わないですけども、その辺を考慮に入れていただきたいと思います。いじめのほうだけ、お願いできますか。

増田委員長 森本課長。

森本学校教育課長 学校教育課、森本でございます。

まず、いじめ問題対策連絡協議会の委員ですけれども、葛城市の医師会長様、葛城市のPTA協議会の会長様、それから大学の臨床心理士の先生、奈良県の実験研究の指導主事、高田警察署生活安全課長、奈良地方法務局の葛城市局長、奈良県高田こども家庭相談センター所長、葛城市の校長会の代表、あと副市長、教育長と10名の方が委員になっていただいております。いじめ問題の対策委員会のほうですけれども、委員ですけれども、弁護士の方が2名と学識経験者の方、あと臨床心理士、高田警察署の生活安全課長の5名になっていただいております。効果なんですけれども、対策の取り組んでいる内容とかを見ていただいた中で、相談先の一覧表とかがあったらいいという提言もいただきましたので、そういうのを今つくらせていただいて、配布を考えております。

以上です。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 昨日言っていた、AI蓮花ちゃんの相談室とのリンクとかはないんですか。こことかの連携とか、多種多様な連携をそこで上げて、そこを反映させていますという答えが出てくるのかなと思ったんですけど、違うんですか。

増田委員長 森本課長。

森本学校教育課長 すみません。説明が漏れておりました。本市の現状の取組の中で、そういうアンケートをとった結果とか、1人1台端末で今日のスタート、あと蓮花ちゃんのAI相談室、そういうのをさせていただいている中でこういうこともやったほうがいいなというので、それをまた反映するような形でしております。大変申し訳ございません。

増田委員長 今おっしゃっているとおりなので、厚生文教常任委員長も今日出席いただいておりますけれども、調査案件のところでいじめ問題、不登校問題というのは非常に重要課題であるという議論をしているときに、ここらでの出た内容のご報告というのはしていただいた記憶がないので、非常にこの会議というのは、その対策については貴重な会議かなというふうに感じましたので。よろしいですか、藤井本委員長。何かご発言がございましたら。よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

吉村副委員長。

吉村副委員長 決算書は2か所に分かれているんですが、まとめて質問をします。要保護・準要保護児童・生徒の援助費のことについてです。まず、134ページ、8款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、19節扶助費の分と、それからあと、同じく決算書137ページ、これは中学校費で、学校管理費、扶助費ということで、両方とも要保護・準要保護児童援助費と生徒援

助費のほうですので、まとめて質問させていただきます。この事業につきまして、令和4年度から、準要保護世帯の基準が、援助を必要とするより多くの家庭が公平に援助を受けられるようにということで、同一生計世帯の所得金額の合計が生活保護基準額の1.3倍の額以内に変更されたと理解しております。このことはホームページにもきちっと明記されておまして、あと令和4年度より変わったということですので、まず、令和4年度も令和5年度も、この基準に変更がないかということを押さえておきたいというのが1つと、その上で伺いをしたいのは、小学校の要保護児童の人数、準要保護児童の人数が、ともに令和4年から令和5年に比べて増えております。これは、成果報告書の69ページには小学校の数を書いてあります。それから70ページには中学校の数を書いてあります。中学校も同様に増えております。人数につきましてはここに書いてあるとおりになんですけれども、小学校、中学校それぞれの要保護・準要保護児童生徒の比率、全体から見たパーセンテージというか、これが分かりますと、日本で言うところの相対的貧困率が7人に1人とか、そういうふうなことも言われていますので、これイコールではないんですけれども、このことにも関わるかと思うしますので、お示し願いたいと思います。

増田委員長 森本課長。

森本学校教育課長 学校教育課、森本でございます。

まず、基準が一緒なのかということですが、令和5年度につきましても、令和4年度と同じ基準で行っております。率ですけれども、就学前を除きまして率を申し上げます。令和3年度の小学校9.38%が令和4年度は11.62%、令和5年度が12.90%となっております。中学校は、令和3年度が13.27%だったものが、令和4年度は14.91%、令和5年度が16.05%というふうに増えております。

以上です。

増田委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 やっぱりパーセンテージで見ても明らかに増えていますね。増えている要因というものも伺いたいんですが、まずは就学援助の内容とすれば、学用品、通学用品費、それから校外活動費、修学旅行費、給食費などなんですけれども、要保護・準要保護、それぞれの小学校児童、中学校生徒への平均支給額をお示しいただけたらと思います。それからあと、今し方、増えてきているとおっしゃいましたけれども、小学校、中学校それぞれの事情といいですか、増えてきていることも含めて、どういった事情が、小学校、中学校、一緒なのかもしれません、個別の事情がもしあったら、お示しいただけたらと思います。

増田委員長 森本課長。

森本学校教育課長 学校教育課、森本でございます。

平均支給額を計算させていただいて、また後で報告させていただいてよろしいでしょうか。

増田委員長 はい。

森本学校教育課長 増加の理由なんですけれども、これはあくまでも推測でしかないんですけれども、今考えておるのは、令和5年度の判定というのも令和4年度中の所得で判定する形になりますので、まだその当時はコロナの影響もあったのかなと。あとはいろいろあると思うんですけ

ど、そこまではなかなか難しいかなと考えております。

増田委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 委員長、1個だけ、聞いてよろしいですか。

増田委員長 はい。

吉村副委員長 平均支給額についてはまた後でよろしくお願いします。

それから増加の理由についても、恐らくコロナとか、不況とか、いろいろとあるということも、私もそうなのかなというふうに思います。あと、先ほどパーセンテージを出していただきましたが、これは近隣他市の数字というものはお持ちでしょうか。もし、そうであれば比較ということも考えられるんですが、これについてはいかがでしょうか。

増田委員長 森本課長。

森本学校教育課長 学校教育課の森本でございます。

近隣のデータまでは持っておりません。

増田委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 児童・生徒の将来を明るくするためにも、教育を受ける権利を最大限享受できるということが大切だと思います。葛城市におかれましては、令和4年度から、非常に明確に、生活保護基準額の1.3倍の額ということで、非常に公平な援助が受けられるようされていますので、このことについては評価したいと思います。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 私も3点、小学校、中学校、幼稚園、全て含めて、光熱水費が予算に比べて大きく少ないんです。例えば小学校であれば、当初予算は5,000万円やったのに3,500万円、中学校やったら、2,900万円が1,000万円以上低くて1,800万円、幼稚園も同じように低いというのはなぜかと考えているんですけども、LED化を進められたとか、それが何の理由なのか。光熱水費が低いという、何か単純な理由やと思うんですけど、大きく差が出ているので、これを教えていただけたらと。

暑い時期の冷房の設定とか基準をどうされているのかというのもついでに教えておいていただけたらありがたい。聞きたいのは、例えば小学校やったら、5,000万円のやつが1,500万円ぐらい減っているんで、その理由です。全てが減っていますので、それ、学校のほうで1点目です。

あと2点目なんですけども、75ページに中央公民館の教室というのがございます。これについて、この前の教育に関する事務管理の報告書とかを見ていると、これもいい話で、非常にこれが人気で、申し込んだけど漏れているという人が非常に多いんです。それはいいことだと思います。いいことをやられるから市民の参加が多い。漏れている。特に親子の教室なんていうのがもう全てというほど漏れて、抽せんをされているという状況なんです。だから、うれしい悲鳴というふうにも捉えられますけども、漏れた方というのは残念なわけで、これはどのように対応されているのか。この現状に対して、いいのやったら今後どうしようと思

っているのか。その辺、お示しをいただけたらというふうに思います。

あと図書館の電子図書、これについて3点目お伺いします。本当に皆さんに受けているやろうということで、もう3年目ぐらいになるんですよね。他の地域からも、電子図書を採用されてやっているということについては、評価は高いわけですが、これも実態を見ると、若干伸び悩んでいるというふうな事になっています。伸び悩んでいる状況をどのように把握されているのかということと、伸び悩んでいるのだったら、今後どうしようか。伸び悩むんやから、やめると言っているのか、電子図書を少なくしていこうと思っているのか、もうちょっと啓発をして伸ばしていこうと思っているのか。現状と今やられていることを教えていただきたいと思います。

以上3点です。

増田委員長 森本課長。

森本学校教育課長 学校教育課の森本でございます。

まず1点目の、光熱費の関係ですけれども、こちらにつきましては、国のほうで電気・ガス価格の激変緩和対策事業というのもされておりました。それに加えて、教育委員会の校長会のときも、これだけ光熱水費がかかっているの、無駄なところ、節電に取り組んでくださいというようなお願いもさせていただいております。そのような効果もあるのかなと思っております。

以上です。

増田委員長 津本課長。

津本生涯学習課長兼中央公民館長 中央公民館、津本です。よろしくお願いします。

ただいまの質問についての回答でございますが、各種教室、講座につきまして、定員をオーバーしての抽せんということについてですが、こちらについては、私どもとしてもうれしいことではございますが、定員を漏れました方につきましては、次年度、申込みいただいたときには、新規の方を優先的にさせてもらっていますので、あと回数につきましては、現状でいっぱいなので、これ以上、今のところは、増やすのが厳しいかなというのはございます。

以上でございます。

増田委員長 石川館長。

石川生涯学習課主幹兼図書館長 図書館の石川です。よろしくお願いいたします。

電子図書館につきましては、令和2年12月に導入いたしまして、一番利用が多かったのは令和3年度でございました。令和3年度の貸出し回数が1万2,543回でございましたが、令和4年度になりましては7,830回になりまして、また、令和5年度では6,774回と年々利用が減っている状況であります。今年4月に図書館に関するアンケート調査をさせていただきまして、その中で電子図書館について調査をいたしましたところ、やはり紙の本がよいとの意見が多かったんですけれども、そのほかにも、利用方法が分かりにくいや、存在自体を知らなかったという意見も多く、まだまだ電子図書館の周知が足りていないということが分かりました。これまで広報誌や図書館のホームページ、また、図書館内での掲示物ではコンテンツの周知を行ってきておりましたけれども、電子図書館の特有の機能である、365日24時間

利用できることでありますとか、また、文字の拡大機能や音声読み上げ機能があるというようなことにつきましてはあまり触れてきませんでしたので、今後は、利便性が高いということも周知していきたいと思っておりますし、また、利用方法が分かりにくいということにつきましては、分かりやすい紹介をする、また、掲示とか案内を配布したいと思っております。また機会をつくりまして、電子図書館の体験会というようなものも計画していきたいと思っております。

以上でございます。

増田委員長 森本課長。

森本学校教育課長 補足をさせていただきたいと思います。

光熱水費なんですけれども、予算の段階では、契約電力の基本料金、契約電力、電力料金、燃料費調整額、再生可能エネルギーなど市で統一した単価に過去3年間の使用料の平均値という形で学校ごとに積算して計上しておりましたので、その分で予算は高くなっていたのかなと思っております。実績につきましては、令和4年度と令和5年度でそこまで大きな差はないかなと。実績につきましては、そこまで大きな差は、予算は3年の平均でとらせていただいたので、その分大きかったのかなと思います。

電気の使用料については、そこまでないということで。

増田委員長 藤井本委員。

藤井本委員 量は変わってないということやね。だから、校長会を通じて抑えるようにとかいうことで、冷房をケチったとか、電気の明るさとか、そんなんはないということやね。もちろんそうだと思っていました。

中央公民館の教室です。うれしいことやけども、人数を増やそうといったって教室も入らないだろうしというところ辺の悩みがあるわけですね。漏れた方については、来年度ということですね。それはそうしかできないのやろうと思います。しかし、中身を見ていると、特に親子関係のが皆、オーバーしてるじゃないですか。だから、来年度いけないという可能性もあるので、ここらはもうちょっと優先的に、来年度は優先で入ってもらえますということで理解をしておきますけど、特にこういう部分とか何とかできないかなと。もう少し練っていただけたらありがたいと思います。

電子図書のほうです、私は、音声、読んでくれる、どういう専門用語で言ったらいいのかわからないけども、そういうメリットもありますよね。いろんな方が、読みにくいという人でも使えと。この辺とかも含めて、電子図書というのを知らない方も多いやろうし、今減っていると、どうしようということで、館長がおっしゃったように、もう少しアピールというか、案内をしていただいて、きっと使われたら、ええやろうと思います。といって、私も使っていないねんけど、使われたらいいものやと思いますので、よろしく願いしておきます。

以上です。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 図書の関連なんですけど、この下がり方を見るに、多分最初は物珍しきで来たんやけど、コンテンツ不足なんじゃないのかと思うんです。今から登録者数を増やすというのも分かる

んですけど、ただ単に、コンテンツというか、本が足らんのか、ジャンルが足らんのか、それは分からないです。ただ、これは葛城市単体でやっているんですか。そこに無理があるような気がするんですけど、似たようなことに取り組もうという他市とか他県とかの自治体と組んで、その分のコンテンツを増やしていくという努力とか、そんな傾向はないんですか。

増田委員長 石川館長。

石川生涯学習課主幹兼図書館長 図書館の石川です。よろしくお願いいたします。

今、県内の状況におきましては、そのような取組は今のところはございません。
以上です。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 そうなると葛城市単体で本を増やしていかなあかんというわけじゃないですか。他市とかに行って、こんなん一緒にやりませんかというこっち側の努力とかはできないんですか。他市にはその動きがないにしても、電子図書はいい話じゃないですか。だって初年度は1万回ぐらい使われているんでしょう。これを持って行って、他市と一緒に組んで、コンテンツを増やすときだけ分担してやりませんか、みたいな協力体制はできないんですか。

増田委員長 石川館長。

石川生涯学習課主幹兼図書館長 図書館の石川です。

詳しいことはどのように考えていいのか分かりませんが、私が思うに、コンテンツといいますのは2種類タイプがございまして、1つは、図書館が購入すると永久に図書館のものになるもの、もう一つは、2年とか52回とか回数、使用期間が限られているものというのがございます。永久に図書館のものになるコンテンツにつきましては、結構古い本を電子書籍化されるパターンがありますし、単価としてもかなり高額になってまいります。あと期間の決められたコンテンツにつきましては、結構人気のあるコンテンツが多いんですけども、それを他市町村まで広げてしまうと、それを集中的に借りられてしまうと一気に52回という回数に到達してしまいまして、権利といいますか、ライセンスが消滅してしまうので、そのところが問題になってくるかと思います。

以上です。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 それはそういう業者ということやね。もう質問はできないので感想だけ。となると、ずっと葛城市単体でやっていかなあかんという、恐らくそれは条件といえば条件ですよ。人気があるものは回数が決まっちゃうんでしょう。葛城市以外で、例えば倍ぐらい人口がおるところと一緒に組んでしまったら、そっちにわーっと行ったら、こっちにダウンロードできる回数がなくなっちゃうかもしれないということですよ。なるほど。なかなか無理がある話になってきましたね。ほんなら、葛城市単体でやっていくのがベストという状態なんですか。僕はベストではないと思っているんですけど、今のお聞きしたら、例えばこれが10市とかになってきたら、もっといっぱいコンテンツが増えていいのと違うかと僕は楽観的に考えてたんですけど、それをやっちゃうと、どばっといかれたら売り切れになるということやね。販売ツールみたいになってしまうということやね。なるほど。

増田委員長 いずれにしても、教育委員会の報告書の中でも、電子図書の進捗といいますか、利用についてはC判定で、厳しいご意見も述べられています。先ほど言われたように、周知とか、葛城市にある貴重な資産でございますので、活用拡大できますようによろしくお願いいたします。

ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 関連にもなるんですけど、1個前に戻りますけれども、小学校就学援助費、中学校の就学援助費も同様ですけども、134ページの8款2項2目の19節ですけども、小学校就学援助費の中で、先ほど吉村副委員長の質問のご回答の中に援助率のパーセントを出していただきました。年々上がっているということなんですけども、令和4年度の時点で、文部科学省が就学援助ポータルサイトを開いて、全国の状況とか、アンケート結果に基づいて報告しているのを見ますと、まだまだ葛城市は全国平均より援助率が低いということなんです。お聞きしたいんですけども、周知の方法、たくさん文部科学省のポータルサイトを見ると、いろんな形で保護者に周知する、それぞれ市町村でどういうことをやっていますかというのが、多分アンケートで調査しているんです。それが葛城市で改善されていっているということはあるのでしょうか。つまり、先ほどあったように、援助率が毎年、令和3年、令和4年、令和5年と上がっているの、何らかのそういう改善をされて上がってきたのか。そうでなかったら、単純に、周知する方法が同じだとすれば、まさにご家庭の中の経済状況が悪くなっているのかなというふうにも把握できるので、そういう改善をされてきているのかどうかをお聞かせ願えますでしょうか。例えば入学式のときにお伝えしているとか、広報でお伝えしているとか、ホームページでお伝えしているとか、いろんなパターンを多分調査もし、全国的に調査したものが出ていますので、葛城市の場合、この間、そういう取組をされてきて周知が上がって増えているのかどうか。そこを確認させていただけないでしょうか。

それから、決算書の132ページです。8款2項1目ですけども、小学校管理費というところで成果報告書に関連してお伺いします。成果報告書の68ページに各小学校の先生方の数、職員の方々の数が学校別にありますけれども、この中で書かれてない会計年度任用職員の配当がどうなっているのか。人数というよりは時間数なのかなとは思いますが、それぞれの配当がどうなっているかということをお伺いいたします。

それから同じく、これは139ページになるんですけども、8款4項1目で今度は幼稚園管理事業に関連してなんです、これも、成果報告書の71ページですけども、幼稚園管理事業として、今度は幼稚園の学級数、園児数、それから先生方の数、職員の方の数を書いてあるんです。幼稚園のほうは会計年度任用職員の人数がどうなっているかというのを伺いいたします。

以上3点、お願いします。

増田委員長 森本課長。

森本学校教育課長 学校教育課、森本でございます。よろしくお願いします。

就学援助の周知の方法でございますけれども、こちらにつきましては、年度当初に学校に

プリントをお配りしております。また、就学前の健診のときにもお渡しをしていたしました。あと広報でも啓発を行っております。

2点目の、会計年度任用職員の人数、時間数なんですけれども、こちら、延べ人数とかになってきますので、この表と違ってくると思うんですけれども、小学校につきましては、計84人で時間数は5万2,855時間、中学校が16人で1万3,337時間、幼稚園につきましては、28人で3万5,964時間というふうになっております。

谷原委員 学校ごとは分からないですか。

森本学校教育課長 学校ごとが、新庄小学校が20人、1万4,219時間、忍海小学校が14人で8,975時間、新庄北小学校が14人で9,050時間、磐城小学校が22人で1万2,784時間、當麻小学校が14人で7,827時間になっております。新庄中学につきましては7人の6,634時間、白鳳中学は9人の6,703時間、新庄幼稚園につきましては11人の1万5,314時間、忍海幼稚園は6人の8,258時間、新庄北幼稚園は4人の4,715時間、當麻幼稚園が7人の7,767時間となっております。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 最初の就学援助のほうは、令和3年、令和4年、令和5年で周知の方法が変わっていつているのかというのは分からないですか。分からなかったらもう結構です。引き続き周知させるという方法もそうですし、それから申請の仕方も、学校にも申請できる、教育委員会にも申請できるというふうな形で広くやっておられるところもあったりして、できるだけ援助率が、全国平均は多分どこも同じだと思うので、できるだけ、今、大変なご家庭が増えているので、ぜひよろしく願いいたします。

それから、これはもう意見になるんですけれども、今、会計年度任用職員の方々の配置をしていただきました。かなり手厚く、葛城市では配置して、先生方の援助をしていただいていると感謝申し上げます。その上で、この一覧表を見たときにお分かりだと思うんですけれど、71ページのところを見ますと、幼稚園の園児数と先生方の数を見ていただくと、これはなかなか、幼稚園というのは非常に手厚い教育になっているなというふうに思うんです。議会でも、保育の問題を議論したときに、待機児童が出ているということで議論したときに、認定こども園の問題、磐城小学校附属幼稚園が認定こども園化しましたがけれども、施設の問題もありますから、難しい問題があるかと思うんですけれども、幼稚園を葛城市は将来どうしていくかというのは、保育無償化の影響で幼稚園の入園生徒が大変減ってきている。逆に保育所へ預けられる方が増えているということがある中で、課題があるというふうに思いましたので、決算のときにこういう、きちっと今回、いろいろ比較できるようなものを出していただきましたので、今後、こういうところは検討していかなければならないかなということ、これは感想めいた話ですけれども、以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

吉村副委員長。

吉村副委員長 3点お伺いをいたします。

1点が、先ほど就学援助率をお答えいただいたときに、令和3年、令和4年、令和5年というふうが増えてきているというお答えをいただいて、そのときすぐに私、気づかなかった

んですが、令和3年度と令和4年度は基準が変わっていると思います。令和4年度のほうが、おおむね基準を緩和してというか、公平に広げてくださっているかと思いますが、その理解でいいのかというのが、1つだけ、これは確認です。

それからあと、決算書の128ページ、1項教育総務費、2目事務局費、報酬で校医報酬というのがございます。学校のお医者さんの報酬です。成果報告書であれば66ページなんですが、これが、まず令和5年度、校医の先生に葛城市でお願いしたこと、子どものときの私のイメージでいうと、健康診断とか予防接種というイメージがあるんですが、令和5年度はどういったことをお願いされたのでしょうか。

それから、決算書の142ページ、8款教育費、5項社会教育費、1目社会教育総務費で、聞きたい項目は芸術文化振興事業なんです。これの決算額としては42万2,078円なんです。当初予算が124万6,000円だったんです。なので大体3分の1程度に収まっているんですが、また、予算にあった15万円の講師謝礼が執行されていなかったんです。どのような内容の事業で、このようになった理由についてお願いします。

増田委員長 森本課長。

森本学校教育課長 学校教育課、森本でございます。

1点目の、就学援助の基準が令和3年から令和4年にかけてどう変わったのかというご質問ですけれども、こちらについては、より多くの方が受給、受けられるように基準を広げる形にしております。

以上です。

増田委員長 葛本課長。

葛本教育総務課長 教育総務課の葛本です。お願いいたします。

学校医の職務につきましてですが、小・中学校、それと幼稚園におけます児童・生徒、園児の健康を管理するとともに、学校に対して、学校の保健に関すること、アドバイスを行っていただいております。令和5年度におきましても、児童・生徒の健康診断や新入生の健康診断、こういったものをしていただいております。また、それ以外には、学校健診の心電図の判定であるとか、それとまた、インフルエンザや新型コロナウイルス等の感染症が拡大したりしたときには、どういった対応が必要かということは、常に養護の先生と連携いただけると、そういうような形で活動をお願いしております。

以上です。

増田委員長 津本課長。

津本生涯学習課長兼中央公民館長 生涯学習課、津本です。よろしくお願いします。

ただいまご質問のあった、秋の芸術文化振興事業についてお答えさせていただきます。昨年度、芸術文化振興事業として、事業としては、各公民館、文化会館、歴史博物館、図書館等において、様々なクラブ活動をされているところの見学とか体験をしていただく。あと、短歌募集とか、消防のはしご車体験とか、たこづくりとか、そのような歴史ミニ講座も含めた形での事業をさせていただいております。その中で、昨年度は講師の謝礼として発生しないような形での事業として実施いたしましたので、講師謝礼が発生していないということで

ございます。

以上でございます。

増田委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 まず、就学援助率については承知しました。

それからあと、校医の職責というか、これにつきましては、こういったことをされているということがよく分かりました。それで令和4年度は10名だったんですけど、令和5年度は校医が1名増員になっていました。この理由についてお聞かせ願いたいと思います。

それからあと、講師謝礼が要らない行事を先ほどの芸術文化振興事業についてはされたということで、予定を充てていたんですけども、という意味合いなのかなというふうに思うんですが、今度、令和6年度の当初予算を見ましたら、令和5年度は124万6,000円の当初予算が3分の1しか執行されなかったのに、令和6年度は金額が150万6,000円にパワーアップされていて、講師謝礼も42万円に増額されているんです。これについては、きちんと講師謝礼とか払うようなイベントを企画されているのかということと、それからあと、令和5年度の事業については、結果的には、金額的にも予定よりも少なかったんですけど、これについての市としての評価、効果についてお伺いしたいと思います。

増田委員長 葛本課長。

葛本教育総務課長 教育総務課の葛本です。

まず、学校医のことについてお答えさせていただきます。令和5年度は10名ということなんですけれども、基本的には、教育委員会のほうから学校医を、葛城市の医師会へ11名分の推薦をお願いさせていただいております。残念ながら、令和4年度に関しまして、1名、先生を推薦いただけなかったというところで、その中で10名の先生の中でお一方、重複して勤務いただいた、そういった経緯がございました。今年度はまた11名を推薦いただいているという状態になっております。

以上でございます。

増田委員長 津本課長。

津本生涯学習課長兼中央公民館長 生涯学習課、津本です。よろしくお願いします。

今年度の秋の芸術文化月間で実施を予定しておるイベント等についてご説明をさせていただきます。こちらにつきましては、芸術文化月間といたしまして、文化祭、菊花展、幼稚園、こども園と作品展示等も開催をする予定でございます。それ以外に、子どもの読書マラソンと赤ちゃんお昼寝のアート撮影会、あと、最終日になりますが、発表と表彰式のところで子どもの読書マラソン、英語スピーチ発表、小・中学生の作文の表彰と発表、あと金管クラブの演奏、その前に、今年、市制20周年でございますので、特別記念コンサートと題しまして、こちらのほうも、世界的に活躍されます書家の方とバイオリンの方とのコラボレーションのコンサートを開催するということでの予定をしております。

以上でございます。

増田委員長 勝眞部長。

勝眞教育部長 芸術文化祭というのが、令和5年度に初めて市のほうで開催をさせていただいたとい

う経緯もございます。予算も上げさせていただいておりましたけれども、市の職員がいろいろ工夫いたしまして、スタンプラリーなど、大人向け、子ども向けということで、いろいろ楽しんでいただけるように工夫をして令和5年度というのは開催をさせていただいております。今年度は2年目ということになりますので、いろんな工夫、もう少し充実させたような形で講師の先生もお呼びして、更にたくさんの方にいろいろご参加いただけるような形で今年は実施させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

増田委員長 阿古市長。

阿古市長 本来でしたら、これは教育委員会の部局ですので、私が答えるべきではないんですけど、予算に関する部分がございましたので、その部分だけについてお話をさせていただきたいと思います。

令和5年度が初年度であるというのは、まさにコロナからの復興を目指したものでございました。3年間、4年間というのは、教育現場におきましても、子どもたちは非常に窮屈な中で生活をしておりまして、令和4年度の今時分の時点では、多分、令和5年には5類感染症に移行する可能性が高いという前提の下の予算づけを指示いたしました。ですので、令和5年度につきましては、非常にイベントが教育委員会のみならずほかの部署で多くなったというのはまさにそこでございました。ですので、教育委員会のほうでもいろいろと考えていただきまして、試行錯誤しながら、予算的には計上しましたが、結果的には、内容を精査しながらしたのが実は令和5年度の事業でございました。ですので、それから2年目の令和6年につきましては、更にそれをグレードアップするという、それと市制20周年であるということも加味した中での予算づけをさせていただいたというところでございます。

事業といたしましては、令和6年も入れて2年というまだ短い期間の事業なんですけども、その事業の開始した意味というのは、まさに新型コロナウイルス感染症の3年間、4年間という期間からの復興作業を目指したという事業の考え方でございました。

以上でございます。

増田委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 まず、校医につきましては、もともと定員が確保できたということで承知しました。

それからあと、文化芸術振興事業につきましては、コロナからの復興ということで、今、市長もおっしゃいましたけれども、初年度でしたのでなかなか手探りの部分もあったかと思えますけれども、こういうことで、反省点も糧にしてもらって、またよりよい行事になるようお願いをしたいと思います。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 どこがどうということはないんですけど、小学校とか中学校の管理事業とか、ほかの施設の管理事業の中に設備等保守点検委託料があるじゃないですか。出てくるんです。特に小学校、中学校とかに、お聞きしたいんですけど、何をどう保守、設備等を点検されているのか、

お聞かせ願いたいと思います。

増田委員長 葛本課長。

葛本教育総務課長 教育総務課の葛本です。よろしくお願いいたします。

設備等保守点検委託料の内容といたしましては、小・中学校に配備しております各設備ということで、例えば空調機器の点検、また、小学校、幼稚園におきましては、遊具の点検、消防設備、それから高圧受電をしておりますと受電設備の点検が必要になってまいりますので電気設備に係る点検、学校によりましては、給食を2階、3階へ上げるためのリフト、あとまた一般的なエレベーターもございますので、こういった機器に対する点検、それ以外に、受水槽ということで、水道設備の点検、また、自動ドアや、あと、年によりましては、建物全体の点検をするための特殊建築物の調査等を含んでおります。

以上になります。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 体育館の上のライトとかあるじゃないですか。それは全部の体育館のライト、小学校、中学校も、上に走っている。あんなんは誰が見ているんですか。

増田委員長 葛本課長。

葛本教育総務課長 現状ですが、非構造部材というそういう設備、附属している分につきましては、先ほど申しました特殊建築物の点検調査のとき以外は、基本的には学校の施設ということで教職員の方々に状況を見ていただくという形にはなっております。

以上でございます。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 いま一度、あれが落ちてきたら危ないんです。僕の経験で、上のライトの蓋がぽこんと開いたところを見たんです。それはもう直してもらっています。新品になっていました。ということは、全部で考えられることやなと思って、蓋がぽこっと外れただけで中の虫がどさつと落ちてきただけやから、子どもらはセーフやったんやけど、あれ、蓋だけでも落ちたらあれなので、これは誰が見てるんやろうという素朴な疑問で、ここに入っているのかなと思ったら、違うんですね。ということは、1回全体を見ていただきたいと思います。あれが落ちて当たったらもう目も当てられんと思うので、僕はそれを経験したので、緩んでいるところが結構あるかもわからないのでお願いしておきます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

松林委員 私は、成果報告書の67ページの中ほどにあります、学校管理費の小学校運営事業、ストレスチェック委託料、決算書では131ページ、8款2項1目小学校管理費、ストレスチェック委託料、これ、全ての小学校、中学校の先生に対するストレスチェックということでいいのでしょうか。そこをお聞かせください。

増田委員長 葛本課長。

葛本教育総務課長 教育総務課、葛本です。

ストレスチェックの内容についてということでございます。対象となっておりますのは、

市立の小学校、中学校に勤務される教職員等で、社会保険の加入者の方ということになっております。

以上でございます。

増田委員長 松林委員。

松林委員 ストレスチェックで、先生方、自分で結果というのは来るのでしょうか。もし、そこでかなり非常に疲れていますよと。非常に、そういう専門医にかかって治療を受けるほうがいいですよという、そういうのは自己判断になるのでしょうか。それとも、学校か教育委員会のほうからそういう勧めとか、そういうのはあるのでしょうか。

増田委員長 葛本課長。

葛本教育総務課長 まず、ストレスチェックというのは、パソコンを通してウェブ上で各個人が受診をしていただきます。その結果、高ストレスという判定が出た場合には、それは直接本人に結果が返りまして、なおかつ、ご本人に対して、医師による面談等の希望とか、あと、そういった手当てというのは、システムのほうからまずは一旦出る形になっております。その上で面接等を希望いただいた場合には、初めて我々のほうが把握できることになりますので、そういった面接の対応をとらせていただくという形になっております。

以上でございます。

増田委員長 松林委員。

松林委員 結果がパソコンを通して先生方に通知されるということで、そして、自分が診断を受けて治療を受けるかどうか。私、かなり疲れているなど、そういうことを自覚して、そういう専門医にかかって治療を受けるかどうかということは自己判断でということで、先生が希望されれば、学校のほうからも面談してくれるし、それは対応していただけるということですね。本当に学校の先生というのは、生徒の成長とか、そこら辺を見守ることができる、社会貢献のできる、すばらしい達成感を感じられる職業だと思うんですけども、反面、非常にストレスがかかりやすい職業、私は先生をしたことないので分かんないんですけども、非常にストレスのかかる職業であろうかなと思います。先生方が本当に生きがいを持って自分の職務を全うできますように、また今後もひとつどうかよろしくお願いします。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 決算書136ページ、8款3項1目の中学校管理事業、繰越明許も含まれますけれども、14節になります。報告書は69ページ、70ページにかけてなんですが、白鳳中学校長寿命化改修工事費に関わって、これは議会でも報告されましたけれども、長寿命化の工事にかかったところ、過去の工事がいろいろ問題がある箇所が見つかって、その点で追加の補正予算を組んだという事情がありました。総括というふうな形で、全体の工事費が幾らかかって、その中で過去の工事の瑕疵に伴って発生した補修費が大体どの程度になったかということをお願いします。

それから2つ目ですけれども、決算書の139ページになります。8款4項1目の幼稚園管理事業の中の13節になります。土地借上料が594万円余り出ております。どこの幼稚園なの

か。それから契約金額の積算はどのような形で行われたのかということについてお伺いします。

同様に土地借上料についてですけども、決算書の148ページになります。8款5項6目の新庄文化会館管理事業の中の13節です。42万円余りですけども、これの借上げの場所、目的、積算の根拠はどうだったかということについてお伺いいたします。

以上3点、お願いします。

増田委員長 葛本課長。

葛本教育総務課長 まず1点目の、白鳳中学校のことに关しましてお答えさせていただきます。まず、白鳳中学校南棟長寿命化改修工事の総額ということで、総事業費といたしましては、工事請負費の総額4億1,787万9,000円となっております。その中で、期間中に確認されました躯体の露筋欠損等、こういった補修をさせていただいております。これらに係ります附帯する工事も含めまして、こちらに諸経費とか消費税等も含んで、今回工事の事業に含まれます額ということで仮に計算させていただきますと、約3,600万円の費用となっております。

それから、3点目のほうを先に回答させていただいてよろしいでしょうか。幼稚園の土地借上料についてのお問合せかと思います。幼稚園費の594万723円につきましては、新庄幼稚園の敷地の一部と、幼稚園の職員駐車場及び保護者自転車置場として利用させていただいております。場所につきましては、敷地につきましては東側の一部、駐車場、駐輪場として利用しておりますのは幼稚園の西側でございます。この金額につきましては、固定資産税評価額や路線価等を基に計算し、その上で地権者と交渉して合意した金額となっております。

以上でございます。

増田委員長 津本課長。

津本生涯学習課長兼中央公民館長 生涯学習課、津本です。よろしくお願いします。

先ほどのご質問がございました、新庄文化会館の土地借上げについてでございます。こちらにつきましては、場所につきましては、現在の新庄文化会館の東側の駐車場の一部でございます。こちらにつきましては、建設当時、駐車場の台数不足ということがありましたので、現在使っている土地について賃貸借契約を結び、お借りしたということになっております。契約金額の算出方法でございますが、こちらにつきましては、そちらの土地の税金や面積などを加味しながら算定いたしまして、例年算定を行いまして、契約金額も毎年少しずつ変動しているという状況でございます。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。意見だけ申し上げておきます。白鳳中学校長寿命化改修工事は、課長には大変ご苦労いただいた工事だったろうと思います。過去の工事の瑕疵によって、これだけのことが発生したということで、私は、工事評価とか工事監督というのは非常に大事だということを認識したところでありますけれども、今後こういうことがないようによろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 報告書の83ページの當麻スポーツセンター運営事業と、それと新庄スポーツセンター運営事業の中のプールのことでお尋ねしたいんですけど、これ、もしかして補正されていたら、私が認識不足なので、また指摘していただいていたんですけど、両方とも、たくさんの方、去年も入場されています。プール管理委託料のところですよ。予算のときには委託料がついているんですけど、決算になると直営のため0円となっているのは、今年も暑かったから、私も何回かプールを見に行かせてもらったら、今年は委託で、新庄のほうしか行ってないけども、予算のときに委託料をつけてあって、決算は直営のためという括弧書きまでして0円になっている。途中で補正されているんだったら、それはそれでお許しをいただきたいけど、これはどういうふうに考えたらいいのかというのが1つ。それをお答えください。何らかの理由があると思いますから、ここを確認しておきます。

それと同じ當麻スポーツセンター、新庄スポーツセンターのところをずっと見てみると、利用件数というのはどういうカウントをされているのかなというふうに思うんです。例えば84ページの下の方に新庄スポーツセンター等管理の施設利用状況、年間を通じての話でしょうけども、利用件数987件ということは1,000件ぐらい使われていて、利用者数が1万3,779人と。第1健民運動場なんですけど、プールは関係ないでしょう。利用件数の1件というのはどの単位でやられているのか。例えば、グラウンドゴルフで使ったと。そうしたら私らはそれで1件と思うんですけども、スポーツセンターで987件というていくと、かなりだと思えます。ほんで、前ページの當麻スポーツセンターにしたって、利用件数5,377件という、一定のルールを決めてそれを1件とするということでやられているんやろうと思うんですけど、利用者数はこれでいいです。1件の考え方を教えてください。示してくれますか。

増田委員長 西井補佐。

西井体育振興課長補佐 今、藤井本委員からご質問ありました、まずプールのほうから説明させていただきます。プールのほうなんですけども、当初は、例年業者に委託をしておりましたので、委託料という形で予算を組んでおったんですけども、令和5年度に関しましては、入札をしたんですけども、不調となりましたので、業者が決まりませんでした。そのことについて、プールを開けるに当たって、直営で職員が監視員とか、救急救命の講習を受けて監視員につくのと、あと、監視員を会計年度任用職員で集めさせていただいてプールを行ったと。0円になっていることに関しましては、結局、委託料が発生しなかったということで減額の補正を行いまして0円にしたということです。

2件目の、利用件数なんですけども、基本的には、1個人もしくは1団体が1枠、例えば當麻スポーツセンターであれば、9時から11時まで使われたら1枠という形で、それを1件という形で計算をさせていただいてまして、新庄のほうの施設であれば、午前、午後、夜間という3区画の区割りとなっておりますので、午前中使われたら1枠1件というような形で、當麻スポーツセンターに関しましては、朝9時から夜9時までの12時間、基本的には2

時間枠でとっていただけるんですけども、1時間の枠とか、空いている枠でも使われること
もありますので、それに関しましては、1団体、個人とか、1枠使われたら1件という形で
いつも計算しております。

以上です。

増田委員長 藤井本委員。

藤井本委員 確認しておきますけど、プールを入札したけども、入札ができへんかったと、業者がな
かったということですよね。どこかでもう補正を出してくれていたのか。今初めてこれ、ど
こかで出ていたかな。私が間違っているということですか。まあ、いいわ。内容は分かりま
した。後から考えて、子どもたちはプールというのは、見に行ったら、あれだけ楽しみにし
てやってはる中で、業者委託をしようという計画があって、それが委託できてない。多分仕
方なしに、何らかで会計年度任用職員でやってもらったということやけど、これ、気をつけ
やんと駄目ですよ。プールやし、おっしゃっているように、講習も行ってちゃんとしました
よということで、それは当然のことであろうかと思えますけども、今後、早くから手がける
とか、何らかで、子どもらは楽しみに、あれだけの笑顔もありますので、よろしく願いし
ます。プールのほうはそういうことで、両方とも今年はだから委託できたんですよ。

西井体育振興課長補佐 はい。

藤井本委員 それと、どう考えても當麻スポーツセンターにしたかて、1日10組使われたって、365
日で3,600何ぼですよんか。5,377という、これをどう考えていいのか、私では分からないん
やけど、2時間置きに1区画を使ったら1枠というんでしょう。5,000何区画も、そんなん。

増田委員長 西井補佐。

西井体育振興課長補佐 當麻スポーツセンターに関しましては、アリーナと格技室、会議室とか、い
ろいろ施設がありまして、あと、テニスコートとかありますので、それもいろんな枠があり
ますので、それだけの、1日十何枠は普通に使うてはりますので、結構な件数になってくる
と。

増田委員長 藤井本委員。

藤井本委員 ということは、利用率、稼働率というんですか、すばらしい稼働率でやっているという
ことですよ。すごいね。分かりました。ありがとうございます。

増田委員長 ちなみに、この数字の把握は、それぞれ利用された方が、その都度、申込みですか、報
告書か何かの紙を事務所に提出された、その集計結果ということですか。

西井体育振興課長補佐 はい。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 132ページですが、8款2項1目の小学校管理事業の14節工事請負費ですが、成果報告書
の67ページを見ますと、防犯対策工事となっております。防犯対策ということについての中
身をお伺いします。

それから2つ目ですけども、133ページ、8款2項1目の小学校管理事業のプール清掃委
託ということで、12節ですけれども、水泳授業を行うためにプールの清掃ということだろう

と思うんですが、今、プールを実際に使って学校で水泳指導をやっておられる対象学校数、また指導日数等、実績でなくても計画でも結構ですので、どの程度、学校でプール授業が行われているのか教えてください。

3つ目ですけれども、これも関連ですが、134ページの8款2項2目の小学校教育振興費の中の12節水泳指導委託料ということで、委託内容及びその成果についてお伺いいたします。

以上3点、お願いします。

増田委員長 葛本課長。

葛本教育総務課長 教育総務課、葛本です。

防犯対策工事の内容ということでよろしかったでしょうか。工事の内容につきましては、忍海小学校、磐城小学校、當麻小学校につきまして、老朽化いたしました防犯カメラの更新、それと、磐城小学校と當麻小学校の2校においては、門扉に電磁ロック錠を設置したのになります。

以上でございます。

増田委員長 森本課長。

森本学校教育課長 学校教育課、森本でございます。よろしくお願いします。

2点目の、プール清掃委託でございますけれども、こちらにつきましては、市内の小学校5校の分になっております。指導日数なんですけれども、学校に確認もとらせていただいて、大体6月中旬頃からプール開きがございまして、そこから夏休みの間まで、天候による中止を除きますと、大体ほぼ毎日プール指導を行っておられると聞いております。あと幼稚園やこども園も小学校のプールを利用されております。あと、夏休みにつきましては、市の水泳大会の練習日で数日の利用があると聞いております。

続きまして3点目の、水泳指導の委託料でございますけれども、こちらにつきましては、今後、各小学校のプール維持費や改修費を考慮しまして、試験的なモデルケースとして、今後の課題や問題点を整理し、これからの学校プールの在り方を考える資料の1つとして活用するために、當麻小学校でゆうあいステーションのプールを活用して授業を実施しております。ただし、全てをゆうあいステーションのプールを使用するのではなくて、各学年、2時間1こまの2こまとして実施をしております。内容としましては、指導込みで1人820円という形で委託をしております。成果としましては、メリットとしまして、天候に関係なく授業ができるということや、水道代、薬品代、先ほどの清掃代が節約されるということ、あと教員のプール管理の事務が軽減されるということがあるかなと考えております。逆にデメリット、課題等もございまして、移動に時間がかかることとか、着替えの場所の確保が要ということ、一般の利用の方に制限がかかる、学校で行うよりも費用がかかるかなというところが課題となっております。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。防犯対策工事内容として防犯カメラの設置、補修とか、あと門扉開閉の電磁ロック化ということですけど、門扉開閉の電磁ロック化というのは今どの程度進

んでいるのか、再質問させてください。

それからプール関係のことにつきましては、全国で問題になっていると思います。プールが老朽化して、それを改修するのにお金もかかると。だからコストの問題で、いろんなところが、民間でもいろんな教室が出ていますので、そちらのほうに委託するということですが、試験的に今はやられているということで、分かりました。ありがとうございます。

増田委員長 葛本課長。

葛本教育総務課長 教育総務課、葛本です。

電磁ロック錠の取付けに関しましては、令和5年度が初めてで、磐城小学校と當麻小学校の2校になっております。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 電磁ロック化については、私も議会で発言させていただいたんですけども、学校の先生の負担を考えても、大変、先生方、職員室と門扉を行き来するという時間も取られますし、今は大体、防犯上いつも閉めておられますので、計画的に全学校に、つけにくいところもあるかと思いますが、ぜひよろしくお願いします。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

吉村副委員長。

吉村副委員長 3点、確認させていただきます。

決算書の130ページ、8款教育費、1項教育総務費、2目事務局費で学校情報化推進事業というものの12節委託料なんですけれども、成果報告書で見ると66ページなんですが、教育用機器等保守点検委託料というのが令和5年度は18万7,000円なんです。ところが令和4年度を見ましたら41万8,000円ということで相当下がっているんですが、その理由についてお聞かせ願います。

また、すぐ下なんですけど、ICT支援業務委託料というものの、これも令和4年度は2,894万7,600円だったのが、令和5年度は1,374万9,054円ということで、これも半額以下に減っています。支援業務委託料については、量が減ったのか、あるいは委託する中身、業務の内容が変わったのか。この辺りも併せてお答えいただけたらと思います。

それからあと、決算書の134ページ、8款教育費、2項小学校費、1目学校管理費の工事委託料の測量設計等委託料繰越明許費、それからあと、工事請負費繰越明許費に係る部分で、成果報告書で見ますと68ページ、小学校管理事業の新庄北小学校のトイレ改修工事監理委託料と、それからトイレ改修工事なんです。新庄北小学校のトイレを改修するというので、これは洋式化をされたのか。それによって北小のトイレはどうなったのか。これについてお答え願います。

増田委員長 森本課長。

森本学校教育課長 学校教育課、森本でございます。よろしくお願いします。

1点目の、教育用機器の保守点検委託料の減少なんですけれども、こちらにつきましては、教育用パソコンの機器の賃貸借に含まれるサーバーの延長保守料で、令和5年度は4月から

9月の6か月分だけで、保守部材の枯渇によりまして延長契約が不可となっております、今は入れ替えておりますので延長保守がなくなりましたので、その分減額になっております。

2点目の、ICTの支援業務委託料なんですけど、こちらにつきましては、令和3年7月1日から令和5年6月30日まで長期継続契約を行ってございました。令和4年度は1日3名体制で各校に巡回をしていただく形で実施しましたがけれども、当初はGIGAスクール構想により1人1台端末の整備に伴いまして、ICT機器管理について教員に対し専門的な知識が求められることから強化して取り組んでまいりましたがけれども、教員の知識についてもある程度進んできたことから、令和5年度において、1日3名体制から1名体制に変更して、7月からはプロポーザルにて決定した業者で1名の派遣とさせていただきます。

以上です。

増田委員長 葛本課長。

葛本教育総務課長 教育総務課の葛本です。

新庄北小学校のトイレ改修工事につきましては、こちらにつきましては、北棟の一、二階の児童用トイレの洋式化、乾式化を行っております。これに伴いまして、新庄北小学校におきましては、校内のトイレの洋式化、乾式化ができ上がったということでございます。

増田委員長 森本課長。

森本学校教育課長 学校教育課、森本です。1点補足だけさせていただきたいと思います。

ICTの関係なんですけれども、3名から1名に減らさせていただいたというお答えをさせていただいたんですけれども、ただし、人員の削減した分を補てんする形としまして、奈良県が運営する奈良県GIGAスクール運営支援センターに参加させていただきまして、令和5年度はこれらの2つによって学校のICT支援を行っております。

以上です。

増田委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 承知しました。ICT支援業務委託料については、大体先生方も習熟したということで、人員を減らしたりとか、あと、GIGAスクールのそういったところで研修を受けられたりとかということで承知いたしました。

それから、北小学校のトイレの状況については、今ご報告いただいたとおりで承知したんですが、あと市内のほかの学校、全部の中で、まだこれから改修予定であるとか、和式のトイレはどの程度残っているのでしょうか。

増田委員長 葛本課長。

葛本教育総務課長 教育総務課、葛本です。

今現在、市内の学校のトイレの洋式化率といたしましては、令和5年度末時点で73.39%となっております。ただ、乾式化というところではまだ至っていないところが多くありますので、今後また計画的にこれを進めていきたいと考えております。

以上です。

増田委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 快適なトイレということで、また引き続きよろしくお願いします。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 学校のトイレの洋式化ですけども、かなり学校間でまちまちがありまして、吉村副委員長は熱心にやられているので新庄北小は進んだなと思うんですが、忍海小学校は55%程度ということで、そう見てしまうと駄目なんだと思っているんです。だから、そちらの計画があると思うんです。学校が建てられた年度も違いますし、いろいろだと思うので、何でうちは遅いねんというふうな、いろいろ出てまいりますので、そこら辺の説明だけ、お願いできたらと思います。

増田委員長 誤解のないように。

葛本課長。

葛本教育総務課長 学校のトイレの改修というところで、今、北小が先行しております。ただ、どの学校、どの校舎を進めていくに当たりましては、やはり改修履歴というのを見ております。特に今、ご意見がありました忍海であれば、回収率50%程度の洋式化というところなんですけども、平成20年以降に新築されたり、既存のトイレも改修されたトイレで、その際にかなりリニューアルされた部分がありますので、時期が遅れているということでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 計画的に進めているということで考えてよろしいですね。ありがとうございます。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 黙っておこうと思ったんですけど、いつできるのかという話になると思うんです。それはどこの小学校とか、僕は言わないですけども、全部やり切るんですよね、これ、最終、最後は。もちろん、それはそうやと思うんです。それは来年全部やったほうがええというのはもちろん大多数の意見やと思うんですけど、いろんな事情があって今はこういう状態というのは分かりますけども、それで、特定の学校ではなくて、葛城市の小・中学校、幼稚園全部のトイレが洋式になる予定の時期はいつなんでしょうか。

増田委員長 葛本課長。

葛本教育総務課長 教育総務課の葛本です。

もちろん、計画と財源のあることなので、確約できるものではないとは思いますが、今、現状で、基本的には屋内、校舎、体育館のトイレということで考えておりまして、全体で50か所ございます。今終えておりますのが16か所程度になります。今後これらを改修していくに当たっては、やはりかなりの年数は必要になってくるかとは考えておりまして、計画的にうまくこなせたとしても、七、八年の期間は必要になってくるかというふうに考えております。

以上でございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 決算書の149ページ、社会教育費、文化会館のステージオペレーターのところをお聞きしておきたいと思うんですけども、ステージオペレーターの方が減ってきているという認識は持っているんですけど、行事に行くと後ろでいつもお手伝いされている。運営はステージオペレーターがずっとマルベリーホールはやられてきていたんですけど、これのステージオペレーターの助成金5万円、予算上で言うと3万円6,000円か。少ない額だけど、予定通りやっているんですけど、どうなんでしょう。頑張っておられる方、今、何人ぐらいおられて、事業数でいうとどれぐらいを担当されて、オペレーターの会員というのか、やってくれている人が現状維持ぐらいずっと続いているものなのか。それとも減少していつているのか。やってはる人はいはるから、まだちゃんとしていただいているんですけど、現状というのを教えていただきたい。何を基準に5万円というのを、初めから決めた5万円なのか、助成金というのは、ただ予算でいうと3万何ぼになっているし、どの勘定で出されているのか、お示しいただきたいと思います。

あと、歴史博物館、せっかく来ていただいている、私も葛城学へのいざない、去年も3回行かせていただきました。歴史博物館を持っているというのは、私は誇りと言っていいのか、この地域で歴史博物館を運営しているところは少ないですから、これは本当に私はそう思っているし、皆もそういうふうに使っていると思います。ここに、ほぼ、いつも100人以上、年末のほうになって忙しいのか、報告書の81ページですけども、年間15回をしていたという中で、マニアの方がおられるから、市外、県外、いろんなところから来られていると思うんですけど、今日その資料をお持ちじゃなかったら、感覚だけでもええので、市外の遠いところからも来ている、そういう状況、いやいや、そんなん違う、これは市内の人だけですよというものなのか、これ、無料でしたよね。本当に私も興味を持っているところで、遠くからも来ていただいているという認識を持っているんですけど、今の状況をお示してください。

増田委員長 津本課長。

津本生涯学習課長兼中央公民館長 生涯学習課、津本でございます。

ただいま質問ございました、ステージオペレーターの人数でございますが、約7名の方が今活動いただいております。その中で、予算につきましては、3万6,000円の予算に対しまして、オペレーターの謝礼として1万2,000円のお支払いをさせてもらっています。こちらにつきましては、お一人当たり1回、月1,000円をお支払いしていますので、約12回の応援という形で支払いをさせていただいております。

以上でございます。

予算については5万円でございます。すみませんでした。

増田委員長 神庭館長。

神庭生涯学習課主幹兼歴史博物館長 歴史博物館、神庭でございます。

今、手元には、どの自治体から来ているのかという詳しい情報というのは持ってないんですけど、体感ということでお答えいたしますと、まず、市内の参加者が大体5割、それ以外が市外、それは県外も含みます。大阪府それから兵庫県、和歌山県、この辺りから毎回熱心

に参加されるお客様がおります。また、講座によりましては、遠く関東からわざわざお越しになるという、そういったことも参加者名簿のほうでは把握をしております。実数については、また詳しいものが必要であれば、お持ちしたいと思います。

以上です。

増田委員長 藤井本委員。

藤井本委員 前後しますけども、葛城学へのいざない、そうやって遠くから来られている。この地の歴史を、我々の知らないことでも、興味を持った方が来ていただいているというのは、とても地域から発するものとしていいものやと思いますので、引き続きこれも頑張っていたくようにお願いします。

オペレーターは7名おられて、1回来てもらったら1,000円。ここをどう考えるかというところ辺ですけども、オペレーターの人数も減ってはきていますよね。1つの行事、催し、市の行事も含んで、いろいろとやられるとなると、準備もしてとか、あるんでしょう。それが3時間しても半日来ても、1日来ても、1回1,000円ということなんですよ。そういう条件で入っておられるんだから、それは何とも言いにくいところはありますが、これが人気があって何ぼでも増えてきているというんだったらええけど、市民がステージオペレーターとしてあそこの運営をやっているということであれば、もう少し検討すべきところもあるのではないかと、もうこれはお願いにしておきますので、よろしくお願いします。今、半日来ても、1時間来ても、何来ても1,000円やというんやね。

1回1,000円。よろしくお願いします。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 最初に関連になると思うんですけど、歴史博物館関係で1問、あと図書館で2問、質問したいと思います。

152ページの8款5項8目になります。歴史博物館運営事業の中の収蔵品管理システムサーバー使用料、13節です。収蔵品の管理状況は今どうなっておるのか、お聞きしたいと思います。歴史博物館ができてかなりたっております。かなり収蔵品等も増えてきているんだろうと思うんですけども、その管理がどうなっているのかということ、現状をお聞きします。

それから、図書館の関係ですけども、決算書150ページ、ちょっと戻りますけども、8款5項の7目になります。成果報告書78ページのほうでお尋ねしたいんですけども、図書館管理運営事業ということで、ここに貸出し人数等、一般児童ということで、新庄図書館、當麻図書館、それぞれ書いていただいているんですけども、入館者との関係になろうかと思うんですけど、貸出しの中で、調査されているかどうか分かりませんが、年齢区分でどれぐらいかというのは分からないでしょうか。例えば児童のほうはいいんですけど、一般のほうも、若い方から高齢者の方というふう把握されているんだったら、お願いできないかなと。分からなかったらもう結構です。

同じく、図書館運営事業の150ページの8款5項7目のところで同じなんですけど、成果報告書の中の79ページに電子図書館事業の中でも、ログイン回数とか貸出し回数を書いてある

んですが、ここでも、私ものぞきましたら、児童向けの図書もたくさん電子コンテンツがありますし、あるいは、社会人向けのもあると思うんですけども、ここも児童向け、一般向け、一般の中でも、どの程度、例えば年齢層では高齢者の方、あるいは現役層の方、利用されているのか、分かればお願いします。

増田委員長 神庭館長。

神庭生涯学習課主幹兼歴史博物館長 歴史博物館、神庭でございます。収蔵品の管理状況についてご質問にお答えしたいと思います。

まず、こちらのサーバー使用料を用いまして、電子的に収蔵品の内容等を整理、把握しているところでございます。こちら、整理が取りあえず一通り終了したものという前提で件数をお答えしますと、古文書類が2,215件、それから考古資料はコンテナで634箱分、それから、民俗資料、民具319件を現在システムに入れて管理している状態です。ただ年々、寄贈、寄託という形で館に入ってくる資料もございますので、これは資料の整理あるいは調査が終了次第、順次このシステムの中に入れていっているという状況でございます。把握という部分では、そういう形でやっております。管理ということでございますけれども、年に1回、収蔵庫の薰蒸というものを実施して、中に悪い虫等々が発生したとしても、殺虫剤のようなガスを中に入れてまして、資料に悪い影響が出ないようにというようなことを年1回実施して管理をしていっているという状況でございます。

以上でございます。

増田委員長 石川館長。

石川生涯学習課主幹兼図書館長 図書館の石川です。よろしくお願いいたします。

令和5年度の資料の年齢別の貸出し冊数でよろしいでしょうか。図書館では、年齢区分を10通りに分けておりまして、それを全部読み上げさせていただいてよろしいでしょうか。

まず、0歳から6歳は3万4,485冊、7歳から12歳が5万866冊、13歳から15歳が4,080冊、16歳から18歳が1,800冊、19歳から22歳が1,596冊、23歳から29歳が3,076冊、30代が1万4,970冊、40代が2万3,503冊、50代が1万4,442冊、あと60歳以上という一くくりになりまして、4万8,866冊、合計で19万7,684冊になっています。なお、この数字には、県立図書館や他市町村から借りました本は入っておりません。

続きまして、電子図書館のほうの貸出し回数でございますが、まず、0歳から6歳までが17回、7歳から12歳が5,726回、13歳から15歳が213回、16歳から18歳が15回、19歳から22歳が29回、23歳から29歳が39回、30歳から39歳が144回、40歳から49歳が149回、50歳から59歳が168回、60歳から69歳までが133回、70歳から79歳までが124回、80歳以上が17回、合計で6,774回となっております。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 歴史博物館の収蔵品についてのことで再質問なんですけれども、管理をされているということで、収蔵庫、今のままで、どういう状態なのかということです。まだまだ余裕があるということでもいいのかどうか。この間、これは県のほうですか、収蔵品についていろいろとど

うするかということが問題になっていましたけど、葛城市の場合どうなっているのかということがありますので、収蔵品の具合、併せて、古文書とか古地図とか、データによって保存するというか、写真とかアーカイブにして保存して、公開しているようなところもありますけども、アーカイブにしているのかどうかということら辺は、もう一回、お聞きできたらと思います。

それから、図書のほうですけども、10段階の年齢で把握されているということで、お聞きしたのは、當麻文化会館が複合化します。図書館の在り方についていろいろご意見はありますけれども、議会の中の議論では、若い人、現役世代の方にぜひ複合化施設に来ていただけてというふうなコンセプトも非常に強くあると思います。活動の中でぜひ図書に触れていただくという考え方で複合化の議論も進んできたところだと思いますので、このデータで見たら、若い層の方、現役世代はなかなかだし、中学生、高校生、大学生ぐらいが少ないということなので、これ、注目していきたいと思います。

それから、電子図書のコンテンツ、確かに児童の多いなと思ったんですけど、すごく積極的に利用してるのは小学生なんですね、これ、圧倒的に。分かりましたとしかよう言いません。これをどうするか評価することもできませんし、驚きました。ありがとうございます。

増田委員長 神庭館長。

神庭生涯学習課主幹兼歴史博物館長 まず、収蔵庫の状況についてでございますけれども、すぐに満杯になるということはないですけども、ほぼ8割方が埋まってきているという状況です。当初より収蔵庫の容量の問題というのはこちらも認識しておりますので、収蔵段階でなるべくスペースをとらないような工夫というものをとりながら、これまで収蔵してきたところでございますけれども、やはり年々増えていくものでございますので、10年以内には恐らく収蔵庫の問題というのが、何か対策を考えなければならない状態になるかなというふうには予測をしております。

それからアーカイブのことですけども、改正博物館法によって博物館の責務の中にアーカイブを作成することというものが明示されております。ですので、順次博物館がやるべき業務の中の1つにこれを位置づけてしていく必要があるというふうに考えております。ただ、文書類につきましては、まず、寄託品と寄贈品の中で、寄贈、要は、所有権が博物館に移管しているもの、なおかつ、その中身が公開して問題がないというようなことをこちらでちゃんと認識した上での作業になっていくと思いますので、すぐに写真を撮ってパソコン上にアップロードというようなことにはならないと。それを公開するためにはそれに必要な作業が必要であるというふうに考えております。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 意見だけになりますけれども、私も繰り返し申し上げているんですけども、古い家が、だんだん世代交代の中でこぼたれて、どんどん今は変わっていつている時代なので、特に民具なんていうのも非常に重要だというふうに聞いております。ですから、ちょっとかさばるということもありますけれども、多分これから10年ぐらいが、私は、本当にどんどん家が変わ

っていくので、危機感を持っているので、ぜひ積極的に集めていただきたいし、市としても、公共施設のいろいろ統廃合等があるかと思いますが、県のほうでは閉校した高校あたりを利用しているというふうなことも聞いていますし、10年以内ということはあろうかと思うんですけど、本当に積極的に集めたらもっと早くなるということも可能性があるので、ぜひ、葛城市全体として考えていただけたらと思います。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようですので、8款教育費に関する質疑を終結いたします。

ここで職員の入替えを行いますので、暫時休憩をいたします。次は9款災害復旧費から歳出の最後、12款予備費までの審査を行いますので、入れ替わっていただきますようお願いいたします。なお、午後5時10分に再開をいたします。

休 憩 午後4時57分

再 開 午後5時10分

増田委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、9款災害復旧費から、歳出の最後、12款予備費までの説明を求めます。

松本会計課長。

松本会計課長 会計課、松本でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、9款から12款のご説明をさせていただきます。決算書の157ページをお願いいたします。9款災害復旧費でございます。全体といたしまして311万3,000円の支出でございます。

ページめくっていただきまして、158ページ、1項1目治山施設災害復旧費につきまして、治山施設災害復旧事業といたしまして117万7,000円の支出でございます。2目農業災害復旧費及び2項1目道路橋りょう災害復旧費の支出はございませんでした。3項1目その他公共施設災害復旧費につきまして、観光施設災害復旧事業といたしまして193万6,000円の支出でございます。

下のページへ移っていただきまして、159ページ、こちら10款公債費でございます。全体といたしまして19億2,812万4,159円の支出でございます。1項1目元金につきまして、元金償還といたしまして18億7,719万18円の支出でございます。2目利子につきまして、利子償還と一時借入金利子分を合わせまして5,075万1,981円の支出でございます。3目公債諸費につきまして、市債管理事業といたしまして18万2,160円の支出でございます。

続きまして、11款諸支出金でございます。全体といたしまして4億5,275万6,073円の支出でございます。1項1目財政調整基金費につきまして87万4,639円、2目減債基金費につきまして1億8,280万7,026円、3目公共施設整備基金費につきまして2億4万3,736円の支出でございます。

続きまして、160ページをお願いいたします。4目社会福祉振興基金費につきまして6,839万7,008円、5目緑花基金費につきまして5万5,627円、6目公営住宅基金費につきまして

5,416円、7目教育基金費につきまして5,485円、8目土地開発基金費につきまして3万3,369円、9目体力づくりセンター整備基金費につきまして11万2,863円、10目ふるさと創生基金費につきまして1万4,956円、11目国営十津川紀の川二期事業費償還基金費につきまして9万2,681円の支出でございます。

下のページへ移っていただきまして、12目地域振興基金費につきまして31万3,167円、13目森林環境整備基金費につきまして100円の支出でございます。2項1目雑支出金の支出はございませんでした。

最後に、12款予備費でございます。12款予備費につきましては、備考欄のそれぞれの費目に充用させていただいております。

以上、歳出合計といたしまして、予算現額200億7,038万9,000円に対しまして、支出済額184億108万1,713円、繰越明許費6億5,864万1,406円、不用額10億1,066万5,881円でございます。

以上で、9款から12款の一般会計歳出のご説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

増田委員長 ただいま説明を願いました部分に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 いつもこんなところで時間が取れるようなことはなかったので、聞く機会もあまりなかったのとお聞きしたいんですが、分かりやすいのは169ページの基金のところなんです。今ありました基金費についてお伺いしたいんですけれども、先ほど、今年度は基金に入がこれだけあるということでご説明いただいたんですが、ここでお聞きしたい基金で、1つは減債基金です。減債基金が決算年度末現在高はありますけれども、基金積立てにはルールがあったと思いますけれども、支出、基金を使って減債を実際にやっていくというのは、どういうときにこういう基金を取り崩して充てるということになるのかということについて伺います。

それから2番目、公共施設整備基金ということがあります。これ、当面、計画、具体的な目的があるのかどうか。この公共施設について将来的にこの基金から取り崩そうということで計画的に積み立てられているのか。公共施設整備基金についてお伺いいたします。

以上です。2点お願いします。

増田委員長 内蔵課長。

内蔵財政課長 財政課の内蔵でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの谷原委員のご質問でございます。まず、減債基金につきまして、支出、どういうときに充てるのかということでございます。減債基金と申しますのは、市債の将来の償還に備えて積み立てておく基金となっております。令和4年度、それから令和5年度ともに、具体的な施設で言いますと當麻複合施設になるんですけれども、大きな公共事業があるということで、もちろん大きな起債の発行も当然予定しております。こちらにつきまして、金額の大きい起債がございますので、今の予定といたしましたら、大きな元金償還というのが令和11年頃から始まってくると見込んでおります。このときに當麻複合施設に関する大きな元

金償還が始まってまいりますので、今の予定といたしましては、こういう大きな起債の償還財源に使おうと思っております。これが1つ目でございます。

それから、公共施設の目的といいますか、こちらでも減債基金と重なるんですけれども、もちろん当麻複合施設だけではないんですけれども、公共施設におきましては、多額の一般財源が必要となってまいりますので、令和3年が1億円、令和4年、令和5年と2億円、2億円と積立てさせていただきました。ですので、当麻複合施設をはじめといたしました公共事業、一般財源部分にこの基金を取り崩して充てようと考えております。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

吉村副委員長。

吉村副委員長 1点、確認といいますか、考え方をお聞かせ願いたいんですが、決算書159ページの10款公債費、1項公債費の考え方についてです。ずっと日本では低金利が続いてきましたけれども、今度金利が上昇するというふうなことが言われてきて、米国との金利差というのもまた近づいてくるということも考えられると思うんですが、そうすると、令和5年度の当初予算額に対しまして、公債費、支出済額というのはほぼこれで収まったという感じなんですが、金利が上がると返すお金も、普通考えたら上がるのではないかというふうに考えたりするんですが、これについては、例えば同じだけ返そうと思うときに返す金額が多くなるとか、この辺りの考え方が、公金というか、その考え方を分かりやすくお教えいただけたらありがたいと思います。

増田委員長 内蔵課長。

内蔵財政課長 財政課の内蔵です。よろしくお願いいたします。

ただいまの吉村副委員長のご質問ですけれども、当然、金利、国の方針で決まるんですけれども、実際、最近上がってきております。当然、金利が上がれば、もちろん利子償還というのも上がってまいります。ただ、決算額と結びつきとかということでよろしいでしょうか。当然、合併特例債とかでしたら、令和2年に最終の借入れが終わっておりまして、償還がどんどん進んできておりまして、合併特例債というのは、令和4年度末現在で申しましたら、起債の種類では一番大きい残高、合併特例債が占めております。合併特例債はもちろん起債残高が大きいので、もちろん合併特例債の分の利子償還も大きくなっておりまして、合併特例債というのは償還がどんどん進んできておりますので、一概に言えないんですけれども、こういうふうに済んでいる分もありますので、片や上がっていく分もあると。ですので、どうなるかというのはなかなか見込みにくいんですけれども、全体としては、金利が上がればもちろん利子償還も上がります。償還が終わる分もあれば償還が始まる分もありますので、その辺のバランスもありますので、なかなか一概に申し上げづらいものとなっております。これでよろしいでしょうか。

(発言する者あり)

内蔵財政課長 利率ですか。率につきましては、借りるときに利率が……。

吉村副委員長 固定金利なんですか。

内蔵財政課長 15年以上のものは、10年間は基本は同じ利率でいかせていただいて、10年後に基本的には利率見直しをさせていただくという形を、10年でしたら10年で利率見直しはしませんけれども、15年、20年といったものは10年で利率の見直しをいたします。

増田委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 今の話を伺いまして、素朴な疑問なんですけど、10年以内に返済ということであれば、当初予定どおりいったらいいなと思うんですが、長期にわたる場合は、民間の考え方でしたら、前倒し返済というか、そういうふうなことも普通考えたりするんですが、市のこういった公債費とか、そういう考え方の場合、当初予定したとおりに返済していくもの、例えば前倒しにすることによって圧縮したりとかというふうな考え方をするものかどうか。それを教えてください。

増田委員長 内蔵課長。

内蔵財政課長 財政課、内蔵です。

ただいまのご質問ですけれども、借入れのときに協定を結ぶんですけれども、基本的にはその協定どおりとなっております。協定を結ぶ際は、基本的には繰上償還というのは一切しないという協定を結んでおりますので。となっております。

吉村副委員長 分かりました。ありがとうございました。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、9款災害復旧費から12款予備費までの質疑を終結いたします。

本日はこれにて委員会を終了いたします。

なお、17日火曜日午前9時30分より委員会を再開いたしますので、よろしく願いを申し上げます。本日はご苦労さまでございました。

延 会 午後5時23分